〇固定資産評価基準 平成12年度基準【部分掲載】(No.22 平成11年05月18日告示第132号一部改正)

```
昭和38年12月25日 自治省告示第158号・新規制定(現No.01)
昭和39年01月25日 自治省告示第 3号・一部改正(現No.02)
                自治省告示第158号·一部改正(現No.03)
   昭和39年12月28日
                自治省告示第174号・一部改正 (現No.一)※償却資産のみ
自治省告示第142号・一部改正 (現No.04)
   昭和40年12月28日
   昭和41年10月21日
                自治省告示第180号·一部改正(現Na05)
自治省告示第201号·一部改正(現Na06)
   昭和42年12月25日
   昭和44年12月27日
                自治省告示第236号·一部改正(現No.07)
   昭和46年12月28日
                自治省告示第304号·一部改正(現Na.08)
自治省告示第124号·一部改正(現Na.09)
   昭和47年12月28日
   昭和48年07月23日
                自治省告示第252号·一部改正(現No.10)
   昭和50年12月22日
                自治省告示第190号·一部改正(現No.11)
   昭和53年11月08日
                自治省告示第218号·一部改正(現No.12)
   昭和56年12月01日
   昭和57年12月28日
                自治省告示第244号·一部改正(現No.13)
                自治省告示第214号·一部改正 (現No.14)
   昭和59年12月25日
                自治省告示第191号・一部改正(現No.15)
自治省告示第191号・一部改正(現No.15)
自治省告示第203号・一部改正(現No.16)
自治省告示第136号・一部改正(現No.17)
   昭和62年12月23日
   平成02年12月25日
   平成05年11月22日
   平成08年09月03日
                自治省告示第192号·一部改正(現No.18)
   平成08年10月24日
                自治省告示第242号·一部改正(現No.19)
                自治省告示第289号·一部改正(現No.20)
   平成08年12月24日
   平成10年03月16日 自治省告示第 87号・一部改正 (現Mo.21)
平成11年05月18日 自治省告示第132号・一部改正 (現Mo.22)
目次
 第1章 土地
   第1節 通則
   第2節 田及び畑
   第2節の2 市街化区域農地 (追加:昭46.12告示236号)
   第3節 宅地
   第4節 削除 (削除:平08.12告示289号)
   第5節
          鉱泉地
   第6節
          池沼
   第7節
          山林
   第8節
          牧場
   第9節
          原野
   第10節
          雑種地
                  (一部改正:昭42.12告示180号、一部改正:平08.12告示289号)
   第11節
          その他
                  (追加:平08.12告示192号)
   第12節 経過措置(追加:平08.09告示192号、繰下:平08.12告示192号)
 第2章 家屋
   第1節 通則
   第2節
          木造家屋
   第3節 非木造家屋
   第4節 経過措置
 第3章 償却資産
   第1節
          償却資産
   第2節
          取替資産の評価の特例
   第3節
          鉱業用坑道の評価の特例
   第4節
          期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産にかかる評価の特例
   第5節 経過措置 (追加:昭47.12告示304号)
```

第1章 土地 第1節~第2節の2(略)

第3節 宅地

一 宅地の評価

宅地<u>(本節四及び五に定めるものを除く。)</u>の評価は、各筆の宅地について評点数を付設し、当該評点数を 評点一点当りの価額に乗じて各筆の宅地の価額を求める方法によるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

二 評点数の付設

各筆の宅地の評点数は、市町村の宅地の状況に応じ、主として市街地的形態を形成する地域における宅地については「市街地宅地評価法」によつて、主として市街地的形態を形成するに至らない地域における宅地については「その他の宅地評定法」によつて付設するものとする。ただし、市町村の宅地の状況に応じ必要があるときは、 主として市街地的形態を形成するに至らない地域における宅地についても、「市街地宅地評定法」によつて各筆の宅地の評点数を付設することができるものとする。

- (一)「市街地宅地評定法」による宅地の評点数の付設
- 1「市街地宅地評定法」による宅地の評点数の付設の順序
 - 「市街地宅地評定法」による宅地の評点数の付設は、次によるものとする。
 - (1) 市町村の宅地を商業地区、住宅地区、工業地区、<u>観光地区等</u>に区分し、当該各地区について、その状況が相当に相違する地域ごとに、その主要な街路に沿接する宅地のうちから標準宅地を選定するものと

する。(一部改正:昭59.12告示214号)

- (2) 標準宅地について、売買実例価額から評定する適正な時価を求め、これに基づいて当該標準宅地の沿接する主要な街路について路線価を付設し、これに比準して主要な街路以外の街路(以下「その他の街路」という。)の路線価を付設するものとする。
- (3) 路線価を基準とし、「画地計算法」(別表第3)を適用して、各筆の宅地の評点数を付設するものとする。

2標準宅地の選定

標準宅地は、次により選定するものとする。

- (1) 宅地の利用状況を基準とし、市町村の宅地を商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区(温泉街地区、門前仲見世地区、名勝地区等をいう。)等に区分する。この場合において、必要に応じ、商業地区にあっては繁華街、高度商業地区(I、II)、普通商業地区等に、住宅地区にあっては高級住宅地区、普通住宅地区、併用住宅地区等に、工業地区にあっては大工場地区、中小工場地区、家内工場地区等に、それぞれ区分するものとする。(一部改正:昭59.12告示214号、一部改正:平08.09告示192号)
- (2) (1) によつて区分した各地区を、街路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他の宅地の利用上の便等からみて相当に相違する地域ごとに区分し、当該地域の主要な街路に沿接する宅地のうち、奥行、間口、形状等の状況が当該地域において標準的なものと認められるものを選定するものとする。(一部改正:昭和44.12告示201号)

3路線価の付設

路線価は、主要な街路及びその他の街路の別に、それぞれ、次により付設するものとする。

(1) 主要な街路について付設する路線価は、当該主要な街路に沿接する標準宅地の単位地積当りの適正な時価に基づいて付設するものとする。この場合において、標準宅地が「画地計算法」を適用すべきものであるときは、当該標準宅地の沿接する主要な街路に付設する路線価は、当該標準宅地の適正な時価に基づき、仮りに当該標準宅地の位置に「画地計算法」を適用する必要がない宅地があるものとした場合における当該宅地の単位地積当りの適正な時価を算出し、これに基づいて付設するものとする。

(一部改正:昭44.12告示201号)

標準宅地の適正な時価は、次によつて、宅地の売買実例価額から評定するものとする。

- 7 売買が行なわれた宅地(以下「売買宅地」という。)の売買実例価額について、その内容を検討し、 正常と認められない条件がある場合においては、これを修正して、売買宅地の正常売買価格を求める。
- イ 当該売買宅地と標準宅地の位置、利用上の便等の相違を考慮し、アによつて求められた当該売買宅 地の正常売買価格から標準宅地の適正な時価を評定する。
- り イによつて標準宅地の適正な時価を評定する場合においては、基準宅地(三の2の(1)によつて標準宅地のうちから選定した基準宅地をいう。)との評価の均衡及び標準宅地相互間の評価の均衡を総合的に考慮する。
- (2) その他の街路について付設する路線価は、近傍の主要な街路の路線価を基礎とし、主要な街路に沿接する標準宅地とその他の街路に沿接する宅地との間における街路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他の宅地の利用上の便等の相違を総合的に考慮して付設するものとする。

4各筆の宅地の評点数の付設

各筆の宅地の評点数は、路線価を基礎とし、「画地計算表」を適用して付設するものとする。この場合において、市町村長は、宅地の状況に応じ、必要があるときは、「画地計算表」の付表等について、所要の補正をして、これを適用するものとする。

- (二)「その他の宅地評価法」による宅地の評点数の付設
- 1 「その他の宅地評価法」による宅地の評点数の付設の順序
 - 「その他の宅地評価法」による宅地の評点数の付設は、次によるものとする。
 - (1) 状況類似地区を区分するものとする。
 - (2) 状況類似地区ごとに標準宅地を選定するものとする。
 - (3) 標準宅地について売買実例価額から評定する適正な時価に基づいて評点数を付設するものとする。
 - (4) 標準宅地の評点数の比準して、状況類似地区内の各筆の宅地の評点数を付設するものとする。
- 2 状況類似地区の区分

状況類似地区は、宅地の沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他宅地の利用上の便等を総合的に考慮し、おおむねその状況が類似していると認められる宅地の所在する地区ごとに区分するものとする。

3 標準宅地の選定

標準宅地は、状況類似地区ごとに、道路に沿接する宅地のうち、奥行、間口、形状等からみて、標準的なものと認められるものを選定するものとする。(一部改正:昭44.12告示201号)

4 標準宅地の評点数の付設

標準宅地の評点数は、次によつて、宅地の売買実例価額から評定する当該標準宅地の適正な時価に基づいて付設するものとする。

- (1) 売買宅地の売買実例価額について、その内容を検討し、正常と求められない条件がある場合においては、これを修正して、売買宅地の正常売買価額をもとめるものとする。(2) 当該売買宅地と標準宅地の位置、利用上の便等の相違を考慮し、(1)によつて求められた当該売買宅
- (2) 当該売買宅地と標準宅地の位置、利用上の便等の相違を考慮し、(1)によつて求められた当該売買宅 地の正常売買価額からの標準宅地の適正な時価を評定するものとする。
- (3) (2)によつて標準宅地の適正な時価を評定する場合においては、基準宅地(三の2(1)によつて標準宅地のうちから選定した基準宅地をいう。)との評価の均衡及び標準宅地相互間の評価の均衡を総合的に考慮するものとする。
- 5 各筆の宅地の評点数の付設

各筆の宅地の評点数は、標準宅地の単位地積当り評点数に「宅地の比準表」(別表第4)により求めた各筆の宅地の比準割合を乗じ、これに各筆の地積を乗じて付設するものとする。この場合において、市町村長は、宅地の状況の応じ、必要があるときは、「宅地の比準表」について、 所要の補正をして、これを適

用するものとする。(一部改正:昭44.12告示201号)

- 三 評点一点当りの価額の決定及び指示平均価額の算定
 - 1 評点一点当りの価額の決定

評点一点当りの価額は、宅地の指示平均価額に宅地の総地積を乗じ、これをその付設総評点数(二によって付設した各筆の宅地の評点数を合計した総評点数をいう。)で除した額に基づいて市町村長が決定するものとする。この場合において、指示平均価額は、指定市町村にあつては、自治大臣が算定し、都道府県知事を経由して市町村長に指示するものにより、指定市町村以外の市町村にあつては、自治大臣の指示に基づき、都道府県知事が算定し、市町村長に指示するものによるものとする。

2 指定市町村の指示平均価額の算定

自治大臣は、次により、指定市町村の宅地の総評価見込額を算出し、これをその総地積で除して指定市町村の宅地の指示平均価額を算出するものとする。

- (1) 市町村長は、「市街地宅地評価法」を適用して各筆の宅地の評点数を付設している場合にあつては最高の路線価を付設した街路に沿接する標準宅地を、「その他の宅地評価法」のみを適用して各筆の宅地の評点数を付設している場合にあつては<u>単位地積当り</u>の適正な時価が最高である標準宅地を、基準宅地として選定するものとする。(一部改正:昭44.12告示201号)
- (2) 市町村長は、二の(一)の3によつて、市町村長が付設した路線価及び評定した標準宅地(基準宅地を含む。)の適正な時価並びに二の(二)の4によつて市町村長が評定した標準宅地(基準宅地を含む。)の適正な時価その他の自治大臣の指示する事項を都道府県知事を経由して自治大臣に申し出るものとする。
- (3) 自治大臣は、市町村長が評定した基準宅地の適正な時価(基準宅地の適正な時価に基づいて付設した路線価を含む。以下同様とする。)について検討し、次いで、当該市町村長が評定した標準宅地の適正な時価(標準宅地の適正な時価に基づいて付設した路線価を含む。以下同様とする。)及び当該市町村の宅地の評点付設の状況等を検討するものとする。この場合において、その検討の結果に基づき、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、市町村長が評定した基準宅地の適正な時価について所要の調整を行ない、これを基準として、標準宅地の適正な時価及び宅地の付設評点数について所要の調整を行なうものとする。
- (4) 自治大臣は、次により、指定市町村の宅地の総評価見込額を算出するものとする。
 - 7 (2)によつて、市町村長が申し出た路線価((3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、 調整後の路線価)又は標準宅地(基準宅地を含む。)の適正な時価((3)によつて、これに所要の調整を 加えた場合にあつては、調整後の価格)と当該街路の前年度の路線価又は当該標準宅地の前年度の評 価額との割合を求める。
 - 指定市町村の宅地をアの割合が同様であると認められる地区ごとに区分する。この場合において、 当該割合が同様であると認められる地区は、路線価の異なる地域又は状況類似地区ごとに認定するものとするが、相互に当該割合が同様であると認められる地域又は状況類似地区は、これらを合わせ、 一の地域又は一の状況類似地区内で当該割合が異なると認められる地区があるときは、当該割合が異なる地区ごとに区分する。
 - り 7の割合が同様であると認められる地区ごとに、当該地区における宅地の前年度の評価額に当該割合を基準として求めた割合を乗じて当該地区の宅地の評価見込額を算出する。
 - I りによつて算出した各地区の宅地の評価見込額を合計して当該指定市町村の宅地の総評価見込額を算出する。
- (5)(4)によつて、自治大臣が算定した総評価見込額と当該指定市町村の長が固定資産評価基準によつて 算定した総評価額の見込額が相違する場合においては、自治大臣は、当該指定市町村における宅地の評 価方法の内容を検討し、必要があると認める時は、当該指定市町村における総評価額の見込額を基礎と して総評価見込額を修正するものとする。
- 3 指定市町村以外の市町村の指定平均価額の算定
 - (1) 都道府県知事は、指定市町村以外の市町村について、 2と同様の方法によつて、市町村の宅地の総評価見込額を算定し、これをその総地積で除して当該市町村の宅地の指示平均価格を算定するものとする。この場合において、市町村長が評定した基準宅地の適正な時価を検討するにあたつては、指定市町村の基準宅地の適正な時価(2の(3)によつて、自治大臣が所要の調整をした場合においては、調整後の価額)との均衡を考慮するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、(1)によつて算定した指定市町村以外の市町村の指示平均価額及びその算定の基準 を自治大臣に報告するものとする。
 - (3) 自治大臣は、(2)によつて都道府県知事が報告した指示平均価額及びその算定の基礎を検討し、市町村間の評価の均衡上必要があるときは、指示平均価額について所要の修正を行なうよう関係都道府県知事に指示するものとする。
 - 事に指示するものとする。 (4) 都道府県知事は、(3)による自治大臣の指示があつた場合においては、その指示に基づき、関係市町村の指示平均価額について所要の修正を行なうものとする。
- 四 農業用施設の用に供する宅地の評価 (本項追加:平11.05告示132号)
- 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域(以下 「農用地区域」という。)内又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定により定められた市 街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)内に存する農業用施設(農業振興地域の整備に関する法 律第3条第3号又は第4号に規定する施設をいう。以下本節において同じ。)の用に供する宅地の評価は、 付近の農地の価額を基準として求めた価額に当該宅地を農地から転用する場合において通常必要と認められ る造成費に相当する額を加えた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、市街化調整 区域内に存する農業用施設の用に供する宅地(農用地区域内に存するものを除く。)で、当該宅地の近傍の 土地との評価の均衡上、上記の方法によつて評価することが適当でないと認められるものについては、この 限りでない。
- 五 <u>生産緑地地区内の宅地の評価</u> (本項追加:平11.05告示132号) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区(以下「生産緑地

地区」という。)の区域内に存する宅地の評価は、当該生産緑地地区の区域内に存する同法第2条第1号に 規定する農地等の価額を基準として求めた価額に当該宅地を当該農地等から転用する場合において通常必要 と認められる造成費に相当する額を加えた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、 生産緑地法第8条第1項ただし書に規定する行為に係る宅地で、生産緑地地区の区域外に存する宅地との評 価の均衡上、上記の方法によつて評価することが適当でないと認められるもの又は同法第14条の規定により 生産緑地地区内における行為の制限が解除された宅地については、この限りでない。

第4節 削除(本節削除:平08.12告示289号)

第5節 鉱泉地

<u> 鉱泉地の評価</u> (一部改正:昭44.12告示201号、全改:平11.05告示132号)

鉱泉地の評価は、当該鉱泉地の基準年度の前年度の価額に当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額の前基準年度における価額に対する割合を乗じて求める方法によるものとする。ただし、新たに鉱泉地となつた土地又は上記の方法によつて評価することが適当でないと市町村長が判断した鉱泉地については、当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地と状況が類似する温泉地に係る鉱泉地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。また、湯温又はゆう出量等に急激な変化が生じたことにより、当該基準年度の前年度における価額を基礎として求めた価額が適当でないと認められるときは、必要に応じ、当該価額に増減する額を加算し、又は控除した後の価額によつて当該鉱泉地の基準年度の価額を求める方法によるものとする。

る方法によるものとする。 鉱泉地の評価は、自治大臣が定める基本価額に温泉地指数とゆう出量指数とを乗じて各筆の鉱泉地の価額を求める方法によるものとする。ただし、水蒸気その他のガスを噴出する鉱泉地については、売買実例価額があるものにあつては、当該売買実例価額から評定する適正な時価によってその価額を求める方法により、売買実例価額がないものにあつては、当該鉱泉地の位置、利用状況等を考慮し、他の鉱泉地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。

二 温泉地指数

温泉地指数は、「温泉地指数表」(別表第5)に掲げる温泉地については、同表に掲げる指数により、その他の温泉地については、「温泉地指数表」に掲げる指数を基礎とし、当該温泉地とその他の温泉地との間における景況等の相違を総合的に考慮して都道府県知事が定める指数によるものとする。この場合において、市町村長は、一の温泉地内でその景況等が著しく異なるため必要があるときは、景況等の異なるごとに、その景況等の相違に応じ、当該温泉地にかかる温泉地指数を補正して適用するものとする。

三 ゆう出量指数

ゆう出量指数は、「ゆう出量指数表」(別表第6)を適用して求めるものとする。

二西 こ渇した鉱泉地等の評価の特例

こ渇した鉱泉地又は未利用の鉱泉地については、一によつて求めた価額を、その実情に応じ、減額して評価するものとする。(二項繰上:平11.05告示132号、〈旧第二項温泉地指数及び第三項ゆう出量指数削除〉)

第6節~第11節 (略)

第12節 経過措置 (追加:平08.09告示192号、節繰下:平08.12告示289号)

- 一 宅地の評価において、第3節二(一)3(1)及び第3節二(二)4の標準宅地の適正な時価を求める場合には、 当分の間、基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示法(昭和44年法律第49号)による地価公 示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価からもとめられた価格等を活用することとし、 これらの価格の7割を目途として評定するものとする。
- 二 平成9年度の宅地の評価においては、市町村長は、平成8年1月1日から平成8年7月1日までの間に標準宅地等の価格が下落したと認められる場合には、第3節<u>一から三まで</u>及び本節一によつて求めた評価額に 修正を加える ことができるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- 三<u>鉱泉地の評価において用いる当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額及</u> び前基準年度における価額は、第3節及び本節一によつて求めた評価額とする。(本項追加:平11.05告示132号)

第2章 家屋

第1節 通則

- 家屋の評価

家屋の評価は、木造家屋及び木造家屋以外の家屋(以下「非木造家屋」という。)の区分に従い、各個の家屋について評点数を付設し、当該評点数 <u>に</u>を評点一点当りの価額<u>にを</u>乗じて各個の家屋の価額を求める方法によるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

二 評点数の付設

各個の家屋の評点数は、当該家屋の再建築費評点数を基礎とし、これに家屋の損耗の状況による減点を <u>行って</u>付設するものとする。この場合において、家屋の状況に応じ必要があるものについては、さらに家屋の需給事情による減点を<u>行う</u>ものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

三 評点一点当たりの価額の決定及び指示平均価額の算定

1 評点一点当たりの価額の決定

評点一点当定りの価額は、木造家屋又は非木造家屋の指示平均価額に木造家屋又は非木造家屋の総床面積を乗じ、これをその付設総評点数(第2節又は第3節によつて付設した各個の木造家屋又は非木造家屋の評点数を合計した総評点数をいう。)で除して得た額に基づいて市町村長が決定するものとする。この場合において、指示平均価額は、自治大臣が都道府県ごとに指定する市(以下本章において「指定市」という。)にあつては、自治大臣が算定し、都道府県知事を経由して指定市の長に指示するものにより、指定市以外の市町村にあつては、自治大臣の指示に基づき、都道府県知事が算定し、市町村長に指示するものによるものとする。(一節改正:平11.05告示132号)

2 指定市の指示平均価額の算定

自治大臣は、木造家屋又は非木造家屋の別に、次により、指定市の家屋の総評価見込額を算出し、これをその総床面積で除して、指定市の家屋の指示平均価額を算出するものとする。

- (1) 指定市の長は、自治大臣の指示に基づき、当該市に所在する家屋を構造、程度等の別に区分し、それ ぞれの区分ごとに標準的な家屋を基準家屋として選定するものとする。
- (2) 指定市の長は、基準家屋について固定資産評価基準によつて付設した評点数及び当該基準家屋の前年度の評価額その他自治大臣の指示する事項を都道府県知事を経由して自治大臣に申し出るものとする。
- (3) 自治大臣は、指定市の長が申し出た基準家屋の評点数について検討し、その検討の結果に基づき、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、当該評点数について所要の調整を<u>行う</u>ものとする。
- (4) 自治大臣は、指定市に所在する家屋について、次により、在来分の家屋(新増分の家屋以外の家屋をいう。)及び新増分の家屋(当該年度において新たに課税の対象となる家屋をいう。)の別に、総評価見込額を算出し、これを合計して指定市の家屋の総評価見込額を算出するものとする。 ア 在来分の家屋の総評価見込額の算出
 - (7) (2)によつて指定市の長が申し出た在来分の基準家屋の評点数 ((3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の評点数)に、自治大臣が定める率を乗じて得た数値を一円に乗じ、当該基準家屋の評価見込額を求めるものとする。この場合において、自治大臣が定める率は_資材費、労務費及び建築工事に直接必要とする諸経費等の工事原価(以下「工事原価」という。)に相当する費用の東京都(特別区の区域)における物価水準に対する当該指定市における物価水準の割合」と「家屋の再建築費のうち、工事原価に相当する費用に対する当該費用以外の費用の割合に一を加えた数値」とを相乗した率を基礎として定めるものとする。(一改:昭47.12告示304号)
 - (イ) (ア)によつて求めた基準家屋の評価見込額の前年度の評価額に対する割合を求める。
 - (り) 指定市に所在する在来分の家屋を(イ)の割合が同様であると認められる家屋ごとに区分する。この場合において、当該割合が同様であると認められる家屋の区分は、(1)によつて区分した家屋の区分ごとに認定するものとするが、当該割合が同様であると認められる家屋の区分は、これらを合わせ、一の家屋の区分に属するもののうちで当該割合が異なると認められるものがあるときは、当該割合が異なるものごとに区分する。
 - (I) (イ)の割合が同様であると認められる家屋の区分ごとに、その前年度の評価額の合計額に当該割合を基準として求めた割合を乗じて当該区分に係る家屋の評価見込額を算出する。
 - (オ) (I) によつて算出した家屋の各区分に 係る評価見込額を合計して在来分の家屋の総評価見込額を算出する。(一部改正:平11.05告示132号)

イ 新増分の家屋の総評価見込額の算出

- (7) (2)によつて指定市の長が申し出た新増分の基準家屋の単位床面積当 たり評点数 ((3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の評点数)にアの(7)の自治大臣が定める率を乗じて得た数値を一円に乗じ、当該家屋に係る単位床面積当たり評価見込額を求めるものとする。
- (イ) 当該指定市における評点付設の状況を検討し、 新増分の家屋を基準家屋に類似する家屋ごとに区分する。
- (ウ) (ア)の基準家屋の単位床面積当<u>たり評価見込額を基礎として求めた単位床面積当り評価見込額に(イ)</u>によつて区分された家屋の床面積を乗じて当該区分に<u>係る</u>家屋の評価見込額を算出する。 (一部改正:平11.05告示192号)
- (I) (ウ) によつて算出された家屋の各区分に <u>係る</u>評価見込額を合計して新増分の家屋の総評価見込額を 算出する。(一部改正:平11.05告示132号)
- (5)(4)によつて自治大臣が算出した総評価見込額と当該指定市の長が固定資産評価基準によつて付設する見込総評点数を一円に乗じて得た額とが相違するも場合において、その相違が自治大臣が総評価見込額を算出するに当<u>た</u>つて用いた(4)のアの(7)の自治大臣が定める率に<u>係る</u>ものである場合を除き、自治大臣は、当該指定市における家屋の評価方法の内容を検討し、必要があると認めるときは当該指定市における見込総評点数を基礎として総評価見込額を修正するものとする。
- 3 指定市以外の市町村の指示平均価額の算定
- (1) 都道府県知事は、指定市以外の市町村について、木造家屋又は非木造家屋の別に、2と同様の方法によって、市町村の家屋の総評価見込額を算出し、これをその総床面積で除して当該市町村の木造家屋又は非木造家屋の指示平均価額を算定するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)によつて算定した市町村の指示平均価額及びその算定の基礎を自治大臣に報告するものとする。
- (3) 自治大臣は、(2)によつて都道府県知事が報告した指示平均価額及びその算定の基礎を検討し、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、指示平均価額について所要の修正を <u>行う</u>よう関係都道府県知事に指示するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (4) 都道府県知事は、(3)による自治大臣の指示があつた場合においては、その指示に基づき、関係市町 村の指示平均価額について、所要の修正を<u>行う</u>ものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

四 増築された家屋の評価

一棟(<u>ル</u>となね)の家屋に増築された部分があるときは、当該家屋を増築された部分とその他の部分とに区分して評点数を付設するものとする。ただし、実情に応じ増築された部分とその他の部分とに区分することが困難であると認められる場合等においては、これを区分しないで評点数を付設しても<u>差し支えない</u>ものとする。 (一部改正:平11.05告示132号)

五 非課税部分等のある家屋の価値の区分

一棟(込む)の家屋について固定資産税を課することができる部分とこれを課することができない部分とがある場合その他一棟(込む)の家屋の価額を二以上の部分に区分して求める必要がある場合においては、それぞれの部分ごとに区分して価額を求めるものとする。ただし、それぞれの部分ごとに区分して価額を求めることが困難であると認められるときは、当該家屋の価額をそれぞれの部分の占める床面積の割合その他それぞれの部分の価額を求めるのに適当と認められる基準によつてあん分してそれぞれの部分の価額を求めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

六 再建築費評点基準表の補正等

- 1 市町村長は、「木造家屋再建築費評点基準表」(別表第8)(以下「木造家屋評点基準表」という。)又は「非木造家屋再建築費評点基準表」(別表第12)(以下「非木造家屋評点基準表」という。)を当該市町村に所在する家屋について適用する場合において木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表について所要の評点項目及び標準評点数がないとき、その他家屋の実態からみて特に必要があるときは、木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表について所要の補正を 行い、これを適用することができるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- 2 市町村長は、当該市町村に所在する家屋で当該家屋の構造等からみて木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表を適用して評価することが困難なものがあるとき、又は適当でないものがあるときは、当該家屋の構造、様式、施工量等の実態に応じ、水造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表の例によつて当該家屋に係る木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表を作成してこれを適用するものとする。 (一部改正:平11.08告示132号)

七 建築設備の評価

家屋の所有者が所有する<u>電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等の</u>建築設備で当該家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となつているものについては、家屋に含めて評価するものとする。(一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平11.05告示132号)

第2節 木造家屋

- 一 評点数の算出方法 (全改:平10.03告示87号)
 - 1 木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、当該木造家屋について需給事情による減点を行う必要があると認めるときは、当該木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めた評点数に需給事情による減点補正率を乗じて求めるものとする。

評点数=再建築費評点数×損耗の状況による減点補正率

- 2 再建築費評点数の算出方法は、「二 部分別による再建築費評点数の算出方法」、「三 部分別比準による再建築費評点数の算出方法」又は「三の二 総合比準による再建築費評点数の算出方法」に定めるもののいずれかによるものとする。
- 二 部分別による再建築費評点数の算出方法 (一部改正:平10.03告示87号)

部分別による再建築費評点数の算出方法によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、当該木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。

(後段削除:昭和47.12告示第304号、一部改正:平10.03告示87号)

木造家屋評点基準表によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて当該木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

木造家屋の再建築費評点数は、次の「木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。 [木造家屋再建築費評点数の算出要領]

1 木造家屋評点基準表の適用

木造家屋評点基準表の適用に<u>当たつて</u>は、次によつて、各個の木造家屋に適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

- (1) 各個の木造家屋の構造の相違に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかんにかかわらず、当該木造家屋の本来の構造によりその適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。(後段削除:昭和47.12告示第304号)
- (2) 木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該木造家屋の構造等からみて最も類似している建物に係る木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- 2 床面積の算定

各個の木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分(階段室又はこれに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、 上階の床部分に算入しないものとする。)の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 木造家屋評点基準表の部分別区分 (全改:平11.05告示132号)

木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。(全改:平11.05告示132号)

部 分 別 (1) 屋 根		内 容 を構成する屋根小屋組(やねこやくみ)、屋根仕上(やねしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきした
		含まれるものは、おおむね次のとおりである。
	ア 屋根小屋組	
	種別	内容
	(7) 和小屋組	敷桁(しきげた)、小屋梁(こヤばり)(二重梁(にじゆうばり)、飛梁(とびばり)を含む。)小
	(わごやぐみ)	屋束(こやづか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやすじかい)、 母
		屋(もや)、棟木(むなぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、棰木(たるき)
	(イ) 洋小屋組	敷桁(leift)、陸梁(ð⟨ぱリ)、(梁狭(はりはざま)、二重梁(にじゆうぱり)、火打梁(ひう
	(ようごやぐみ)	もばり)を含む。)、合掌(がつしょう)、真束(しんづか)、対束(ついづか)、 方杖(ほうづえ)、
		小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、谷木(たにぎ)、棰木(たるき)
	イ 屋根葺仕上(ヤホ	ぶきしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)

	裏板(うらいた)(野地板(のじいた)又は野地小舞(のじこまい)、土居葺(どいぶき)、(柿板(こけらいた)、檜板(ひのきいた)、杉板(すぎいた)、防水紙)、瓦桟(からさん)、土留桟(どどめざん)、葺土(ふきつち)、屋根面葺仕上(やねめんふきしあげ)材料、(瓦(かわら)、金属板、スレート、セメント瓦(がわら)等)
(2) 基 礎	建物を支える建物の基脚部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。
	種 別 内 容 (7) 準備工事 敷地整理(しきちせいり)、水盛(みずもり)、遺方(やりかた)、根伐(ねぎり) (イ) 地業工事 砂利地業(じやりじぎよう)、割栗地業(かりくりじぎょう) (ウ) 基礎工事 石材、コンクリート、れんが等で築造する基礎本体部分
(3) 外 壁	建物の外周壁(がしゅうへき)の壁面仕上(へきめかしが)部分とその取付下地(とりつけしたじ)部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。
	種別 内容 (7) 真壁(しんか 貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆水)構造 喰(しつくい)、その他各種板材等) (イ) 大壁(おおか 間柱(まぱしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(水)構造 モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)
(4) <u>柱・壁 体</u>	建物の壁体骨組(ヘキヒハトネルペタン)を構成する部分のうち柱及び枠組壁体(カメイタルヘキセルン)等の部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。
	種別 内 (7) 土 台 側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい) (4) 柱 通柱(とおしばしら)、管柱(くだばしら) (9) 枠組壁体 上枠(うわかく)、竪枠(たてかく)、下枠(したかく) (1) その他 筋違(すじかい)、方杖(ほうづえ)、胴差(どうさし)
(5) 内 壁	間仕切壁の両面、外周内壁の壁面仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。
	種 別 内 容 (7) 真壁(しんか 貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆 ペ)構造 喰(しつくい)、その他各種板材等) (4) 大壁(おおか 間柱(まばしら)、胴縁(どうぶ)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)
(6) 天 井	天井面の仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね 次のとおりである。 本 別 内 容
	(7)
(7) 造作	建物の装飾等の目的をもつて各部構造体に取り付けられるものをいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。
	敷居(しきい)、鴨居(かもい)、長押(なげし)、釣束(つりづか)、楣(まぐさ)、窓台(まざだい)、付鴨居(つけかもい)、 畳寄(たたみよせ)、中束(なかづか)、無目(むめ)、上枠(うわわく)、壁枠(たてわく)、竪枠(たてわく)、下枠(したわく)、 欄間(らんま)、手摺(てすり)、床間(とこのま)(書院(しよいん)、脇床(わきどこ)を含む。)
(8) 床	叩床(たたきゆか)、転床(ころばしゆか)、束立床(つかたてゆか)及び階上床(かいじょうゆか)をいい、これに含まれるものは、 おおむね次のとおりである。
	種別 内 容 (7)叩床(たたきゆか) 地盤面に直接割栗石(かりくりいし)を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。
	(イ)転床(ころばしゆか) 玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接 床板を張つたもの。 (ウ)束立床(つかたてゆ 束石(つかいし)、床束(ゆかづか)、根搦貫(ねがらみぬき)、大引(おおびき)、大引受(おおびき か) はり、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等) (エ)階上床(かいじょう 梁(はり)、台輪(だいわ)、火打(ひうち)、方杖(ほうづえ)、根太(ねだ)、床板、床面 仕上材料(畳、板張等)
(9) 建 具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる襖(ムタサ)、障子(レヒラロ)、板戸、ガラス戸、 雨戸 及び出入口戸等をいう。
(10) その他工事	(1)から(9)まで及び(11)のいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ひさし)、樋(とい)及び階段等がこれに含まれる。
(11) 建築設備	電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮 するための設備をいう。

4 評点項目及び標準評点数 (1)「評点項目」は、 木造家屋の構造に応じ、木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている

資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点数を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評点数の付設に当たつては、木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を求めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

- (2) 標準評点数は、<u>基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の</u>東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の一円を一点として<u>表しているものである</u>。から、各市町村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用するものとする。
 - (一部削除:昭47.12告示304号、一部改正:平11.05告示132号)
- (3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分に二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によって平均標準評点数を求めるものとする。

平均標準評点数を求める算式例は、次のとおりである。

[算式例]

一の部分にa、b及びc三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b及びcそれぞれの標準評点数に、a、b及びcそれぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

- aの標準評点数×aが当該部分に占める割合=A
- bの標準評点数×bが当該部分に占める割合=B
- cの標準評点数×cが当該部分に占める割合=C
- 当該部分の平均標準評点数=A+B+C
- 5 補正項目及び補正係数
 - (1) 木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」の欄の「標準」欄に定められている 工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている該当補正係数によっ て標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の 限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内にお いて、その限度を<u>超えて</u>補正係数を決定するものとする。
 - (2) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものによるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- 6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の 数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

- 三 部分別比準による再建築費評点数の算出方法 (一部改正:平10.03告示87号)
 - 部分別比準による再建築費評点数の算出方法によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次によって求めるものとする。(一部改正:平10.03告示87号)
 - 1 当該市町村に所在する木造家屋をその実態に応じ構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき木造家屋を標準木造家屋として定める。(一部改正:平10.03告示87号)
 - 2 標準木造家屋について、二によつて再建築費評点数を付設する。(-部改正:平10.03告示87号)
 - 3 次によつて標準木造家屋と同一の区分に属し、当該標準木造家屋の再建築費評点数に基づいて再建築費 評点数を付設する木造家屋(以下「比準木造家屋」という。)に係る再建築費評点比準表を定める。
 - (1) 2によつて付設した標準木造家屋の再建築費評点数に基づいて当該標準木造家屋の各部分別の評点項目ごとに標準評点数を定める。(一部改正:平10.03告示87号)
 - (2) 比準木造家屋と標準木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違に応じ、比準木造家屋について 当該標準木造家屋の標準評点数を補正するために必要な補正増減点並びに補正項目及びこれに応ずる補 正係数を定める。(一部改正:平10.03告示87号)
 - (3) (1)によつて定めた標準木造家屋の標準評点数 及び(2)によつて定めた比準木造家屋に適用する補正 増減点並びに補正項目及びこれに応ずる補正係数に基づいて比準木造家屋に係る再建築費評点基準表を 定める。(一部改正:平10.03告示87号)
 - 4 比準木造家屋に係る再建築費評点基準表によつて各個の比準木造家屋の再建築費評点数を付設する。 (一部改正:平10.03告示87号)
- 三の二 総合比準による再建築費評点数の算出方法 (第三の二項追加:昭41.10告示142号、一部改正:平10.03告示87号)

総合比準による再建築費評点数の算出方法によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次によつて求めるものとする。(一部改正:平10.03告示87号)

- 1 当該市町村に所在する木造家屋を、その実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき木造家屋を標準木造家屋として定める。(-#&正:平10.03告示87号)
- 2 標準木造家屋について、二又は三によつて再建築費評点数を付設する。(-部改正:平10.03告示87号)
- 3 標準木造家屋以外の木造家屋で当該標準木造家屋の属する区分と同一の区分に属するもの(以下「比準木造家屋」という。)の再建築費評点数は、当該比準木造家屋と当該標準木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違を総合的に考慮し、当該標準木造家屋の再建築費評点数に比準して付設する。 (一部改正:平10.03告示87号)
- 四 損耗の状況による減点補正率の算出方法

木造家屋の損耗による減点補正率は、「木造家屋経年減点補正率基準表」(別表第9)によつて求めるものとする。ただし、天災、火災その他の事由により当該木造家屋の状況からみて木造家屋経年減点補正率基準表によつて損耗の状況による減点補正率を求めることが適当でないと認められる場合又は当該木造家屋の経過年数が明確でない等の事由により木造家屋経年限定減点補正率基準表によることができない場合においては、「木造家屋部分別損耗減点補正率基準表(別表第10)又は「木造家屋総合損耗減点補正率基準表」(別表第11)によつて求めるものとする。

木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、次の「損耗の状況による減点補正率の算出要領」によつて算

出するものとする。

[損耗の状況による減点補正率の算出要領]

- 経過年数に応ずる減点補正率
- (1) 経過年数に応ずる減点補正率(以下本節において「経年減点補正率」という。) は、通常の維持管理 を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものであ つて、木造家屋の構造区分及びその単位床面積当り延べ床面積1.0m²当たり再建築費評点数の区分に従い、木造家屋経年減点補正率基準表に示されている当該木造家屋の経年減点補正率によつて求めるもの とする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (2) 木造家屋の損耗が積雪又は寒冷によつて増大する地域に属する市町村に所在する 木造家屋の経年減 点補正率は、木造家屋経年減点補正率基準表の経年減点補正率に、自治大臣が当該市町村について定め る「積雪地域又は寒冷地域の級地の区分」(別表第9の2) に定める市町村ごとの積雪地域又は寒冷地 域の級地の区分に応じ次表に掲げる率(当該市町村が積雪地域又は寒冷地域に該当するときは、それぞ れの率を合計して得た率とし、その率が百分の二十五を<u>超える</u>ときは百分の二十五とする。)を一から 控除して得られる補正率を乗じたものによるものとする。ただし、当該補正率を乗じた経年減点補正率 が百分の二十に満たない場合においては、百分の二十とする。 (一部改正:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号)

本 級地区分	積雪地域の率	寒冷地域の率
1 級 地	百分の十	百分の五
2級地	百分の十五	百分の八
3 級 地	百分の二十	百分の十
4 級 地	百分の二十五	百分の十三
5級地	1	百分の十五

(一部改正:昭44.12告示201号、全改:昭和47.12告示304号、全改:平05.11告示136号)

- (3) 経過年数が一年未満であるとき<u>又は</u>経過年数に一年未満の端数があるときは、それぞれ一年未満の端 数は、一年として計算するものとする。(-部改正:平11.05告示132号)
- (4) 第1節四ただし書により、増築された部分とその他の部分とに区分しないで一棟(ウヒセカム) の木造家屋 の評点数を付設する場合における経年減点補正率は、それぞれの部分ごとに求めた経年減点補正率に、 それぞれの部分の床面積その他適当と認められる基準に基づいて定めたそれぞれの部分の当該木造家屋 全体に占める割合を乗じて得た数値を合計して得た数値によるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- 損耗の程度に応ずる減点補正率
 - (1) 損耗の程度に応ずる減点補正率(以下本節において「損耗減点補正率」をいう。)による補正は、各 部分別の損耗の現況を建築当初の状態に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定めた木造 家屋の損耗を減点して補正するものであつて、損耗減点補正率は、市町村の実情に応じ、木造家屋部分 別損耗減点補正率基準表又は木造家屋総合損耗減点補正率基準表のいずれか一によつて求めるものとす る。
 - (2) 木造家屋部分別損耗減点補正率基準表によつて各部分別に損耗減点補正率を求めるに 当たつては、次 によるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
 - 部分別の損耗減点補正率は、木造家屋の各部分ごとに当該部分を通ずる損耗の状況に応じ、一の損 耗減点補正率を求める。
 - 一の部分に二以上の使用資材の種別に該当する工事が施工されているときは、その異なる各工事に との損耗の状況に応ずる損耗減点補正率、当該工事の施工部分が当該部分の全体に占める割合等を基 礎として部分別の損耗減点補正率を求める。
 - (3) 木造家屋総合損耗減点補正率基準表によつて、木造家屋の損耗減点補正率を求める場合においては、 当該木造家屋の全体を通ずる損耗の状況に応じ、木造家屋総合損耗減点補正率基準表に示されている損 耗減点補正率の範囲において該当する損耗減点補正率を求めるものとする。
- 需給事情による減点補正率の算出方法

需給事情による減点補正率は、建築様式が著しく旧式となつている木造家屋、所在地域の状況によりその 価格が減少すると認められる木造家屋等について、その減少する価額の範囲において求めるものとする。

第3節 非木造家屋

- 評点数の算出方法 (全改:平10.03告示87号)
 - 非木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、当該非木造家屋につ いて需給事情による減点を行う必要があると認めるときは、当該非木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めた評点数に需給事情による減点補正率を乗じて求めるものとする。 〔定〔〕〔

評点数=再建築費評点数×損耗の状況による減点補正率

- 再建築費評点数の算出方法は、「二 部分別による再建築費評点数の算出方法」、「二の二 部分別比準による再建築費評点数の算出方法」又は「二の三 総合比準による再建築費評点数の算出方法」に定める もののいずれかによるものとする。
- 部分別による再建築費評点数の算出方法 (一部改正:平10.03告示87号)

非木造家屋の再建築費評点数は、当該非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべ

き非木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。 非木造家屋評点基準表によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の非木造家屋 の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて当該非木造家屋の 各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単 位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

部分別による再建築費評点数の算出方法によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次の「非

木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。(一部改正:平10.03告示87号)

[非木造家屋再建築費評点数の算出要領]

1 非木造家屋評点基準表の適用

非木造家屋評点基準表の適用に<u>当たつては</u>、次によつて、各個の非木造家屋に適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

- (1) 各個の非木造家屋の構造の相違に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表を 定める場合においては、その使用状況のいかんにかかわらず、当該非木造家屋の本来の構造によりその 適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。
- (2) 非木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき非木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該非木造家屋の構造等からみて最も類似している建物に <u>係る</u>非木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (3) 一棟(<u>ル</u>th)の建物で二以上の異なつた構造を有する部分のある非木造家屋については、当該各部分について、それぞれに対応する非木造家屋評点基準表を適用するものとする。
- 2 床面積の算定 (一部改正:平11.05告示132号)

各個の非木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる非木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の木平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分(階段室、エレベーター室又はこれらに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。)の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 非木造家屋評点基準表の部分別区分 (全改:平11.05告示132号) 非木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

部分別	内容
(1)主体構造部	(鉄骨鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨で組み、これを鉄筋で補強し、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打込んで硬化して構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(^きたい)、床版(ゆかばん)、 小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。 (鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打込んで硬化し
	て構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(ヘきたい)、床版(ゆかばん)、小屋組(こやくみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。 (鉄骨造) 形綱と網仮とを組合せ、ボルト接合又は熔(よう)接によつて構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(ヘきたい)、小屋組(こやくみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。 (れんが、コンクリートプロック造)
	れんが又はコンクリートプロックをモルタルをもつて組積し、通常鉄筋で補強した基礎、壁体(ヘセホハ)、床版(ゆカルム)、小屋組(ニヤイみ)、屋根版(ヤねルム)等の主体構造部分をいう。
(2)基礎工事	建物の荷重を支える地下構造部分を築造するための根切(ねぎり)工事、建物による荷重と地盤の状況に応じて施工する杭打地業(くいうちじぎょう)及び割栗地業(わりぐりじぎょう)等をいう。
(3)外周壁骨組	建物の外周壁(がいゆうへき)の骨組で主体構造部を構成しないものをいう。
(4)間仕切骨組	内部の各部屋を区画する間仕切の骨組をいう。
(5)外部仕上	建物の外周壁(がいゆうへき)の仕上部分とその下地部分をいう。
(6)内部仕上	建物の内周壁(ないしゆうへき)の仕上部分とその下地部分をいう。
(7)床仕上	床の仕上部分とその下地部分をいう。
(8)天井仕上	天井の仕上部分とその下地部分をいう
(9)屋根仕上	建物の覆蓋(ふくがい)を構成する屋根部分のうち、主体構造部に含まれる小屋組(こやくみ)、 屋根版(やねばん)等を除いた屋根葺下地(やねぶきしたじ)、仕上部分、防水層等をいう。
(10) 建具	窓、出入口等の建具及びその取付枠(とりつけかく)並びにスチールシャッター等をいう。
(11)特殊設備	劇場及び映画館のステージ、銀行のカウンター、金庫室等の特殊な設備及び階段の手摺(マオリ)等に別に装飾を施したもの等をいう。
(12) 建築設備	電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備等家屋に附属して家屋の機能を 発揮するための設備をいう。
(13)仮設工事	敷地の仮囲(カリカニい)、水盛(ルザセリ)、遺方(ヤリカセ)、足場、 工事仮事務所等の建物の建築 に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。
(14) その他の工事	(1)から(13)までのいずれの部分にも含まれない木工事、金属工事等をいう。
	004B = = 0.14

(表一部改正:昭47.12告示304号、表全改:平11.05告示132号)

4 評点項目及び標準評点数

(1)「評点項目」は、非木造家屋の構造に応じ、 非木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点表を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な非木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評

点数の付設に<u>当た</u>つては、非木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を求めるものとする。

(一部改正:平11.05告示132号)

- (2) 標準評点数は、<u>基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の</u>東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の一円を一点として<u>表しているものである</u>。(一部改正:昭47.12告示304号、一部改正:平11.05告示132号)
- (3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分の二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によつて平均標準評点数を求めるものとする。

平均標準標定数を求める算式例は、次のとおりである。

[算式例]

一の部分にa、b及びc 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b及びc それぞれの標準評点数に、a、b及びc それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

- aの標準評点数×aが当該部分に占める割合=A
- bの標準評点数×bが当該部分に占める割合=B
- cの標準評点数×cが当該部分に占める割合=C

当該部分の平均標準評点数=A+B+C

- (4) 各部分別に再建築費評点数を求める場合において、使用資材等の数量が明確なときは、「単位当たり 評点数」(別表第12の2) に掲げる評点数に当該使用資材等の数量を乗じて求めるものとする。 (全数:平11.05年示132号)
- 5 補正項目及び補正係数
 - (1) 非木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」欄の「標準」欄に定められている 工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている該当補正係数によっ て標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の 限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内にお いて、その限度を<u>超えて</u>補正係数を決定するものとする。 (一部改正:平11.05告示132号)
 - (2) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものによるものとする。
- 6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の 数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

二の二 部分別比準による再建築費評点数の算出方法 (本項追加:平10.03告示87号

部分別比準による再建築費評点数の算出方法によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次に よつて求めるものとする。

- 1 当該市町村に所在する非木造家屋をその実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区 分ごとに標準とすべき非木造家屋を標準非木造家屋として定める。
- 2 標準非木造家屋について、二によつて再建築費評点数を付設する。
- 3 次によつて標準非木造家屋と同一の区分に属し、当該標準非木造家屋の再建築費評点数に基づいて再建 築費評点数を付設する非木造家屋(以下「比準非木造家屋」という。)に係る再建築費評点比準表を定める。
 - (1) 2によつて付設した標準非木造家屋の再建築費評点数に基づいて当該標準非木造家屋の各部分別の評点項目ごとに標準評点数を定める。
 - (2) 比準非木造家屋と標準非木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違に応じ、 比準非木造家屋 について当該標準非木造家屋の標準評点数を補正するために必要な補正増減点並びに補正項目及びこれに応ずる補正係数を定める。
 - (3) (1)によつて定めた標準非木造家屋の標準評点数及び(2)によつて定めた比準非木造家屋に適用する補正増減点並びに補正項目及びこれに応ずる補正係数に基づいて比準非木造家屋に係る再建築費評点比準表を定める。
- 4 比準非木造家屋に係る再建築費評点比準表によつて各個の比準非木造家屋の再建築費評点数を付設する。 二の三 総合比準による再建築費評点数の算出方法 (本項追加:昭41.10告示142号、一部改正・一項繰下:平10.03告示87号)

総合比準による再建築費評点数の算出方法によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次によって求めるものとする。(一部改正:平10.03告示87号)

- 1 当該市町村に所在する非木造家屋を、その実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの 区分ごとに標準とすべき非木造家屋を標準非木造家屋として定める。(-magu:平10.03告示87号)
- 2 標準非木造家屋について、二又は二の二によつて再建築費評点数を付設する。(-mage:平10.03告示87号)
- 3 標準非木造家屋以外の非木造家屋で当該標準非木造家屋の属する区分と同一の区分に属するもの(以下「比準非木造家屋」という。)の再建築費評点数は、当該比準非木造家屋と当該標準非木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違を総合的に考慮し、当該標準非木造家屋の再建築費評点数に比準して付設するものとする。
- 三 損耗の状況による減点補正率の算出方法

非木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、「非木造家屋経年減点補正率基準表」(別表第13)によつて求めるものとする。ただし、天災、火災その他の事由により当該非木造家屋の状況からみて非木造家屋経年減点補正率基準表によつて損耗の状況による減点補正率を求めることが適当でないと認められる場合又は当該非木造家屋の経過年数が明確でない等の事由により非木造家屋経年減点補正率基準表によることができない場合においては、当該非木造家屋の部分別に「非木造家屋部分別損耗減点補正率基準表」(別表第14)によつて求めるものとする。

非木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、次の「損耗の状況による減点補正率の算出要領」によつて 算出するものとする。

[損耗の状況による減点補正率の算出要領]

1 経過年数に応ずる減点補正率

- (1) 経過年数に応ずる減点補正率(以下本節において「経年減点補正率」という。) は、通常の維持管理を<u>行う</u>ものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものであって、非木造家屋の構造部分に従い、非木造家屋経年減点補正率基準表に示されている当該非木造家屋の経年減点補正率によつて求めるものとする。
- (2) 第2節四1(2)の表中「率」の欄に定める積雪地域の率と寒冷地域の率を合計した率(以下本節において「木造家屋に係る積雪寒冷補正率」という。)が百分の十八以上の地域に属する市町村に所在する非木造家屋(その構造が「軽量鉄骨造」、「九んが造」又は「コンクリートブロック造」のものに限る。以下本節において同じ。)に対する経年減点補正率は、非木造家屋経年減点補正率基準表の経年減点補正率に、百分の三(木造家屋に係る積雪寒冷補正率が百分の二十五以上の地域に属する市町村に所在する非木造家屋にあっては、百分の五)を一から控除して得られる補正率を乗じて得た率とする。ただし、当該補正率を乗じた経年減点補正率が百分の二十に満たない場合においては、百分の二十とする。(追加:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号)
- (3) 経過年数が一年未満であるとき<u>又は</u>経過年数に一年未満の端数があるときは、それぞれ一年未満の端数は、一年として計算するものとする。 (一号線下:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号)
- (4) 第1節四ただし書により、増築された部分とその他の部分とに区分しないで一棟(ツヒセヤឯ)の非木造家屋の評点数を付設する場合における経年減点補正率は、それぞれ部分ごとに求めた経年減点補正率に、それぞれの部分の床面積その他適当と認められる基準に基づいて定めたそれぞれの部分の当該非木造家屋全体に占める割合を乗じて得た数値を合計して得た数値によるものとする。

(一号繰下:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号)

- 2 損耗の程度に応ずる減点補正率
 - (1) 損耗の程度に応ずる減点補正率(以下本節において「損耗減点補正率」という。)による補正は、各部分別の損耗の現況を建築当初の状態に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定めた非木造家屋の損耗を減点して補正するものであつて、損耗減点補正率は、非木造家屋部分別損耗減点補正率基準表によつて各部分別に求めるものとする。この場合において、損耗減点補正率は、当該損耗の状況に応じ、非木造家屋部分別損耗減点補正率基準表に示されている損耗減点補正率の範囲において該当する損耗減点補正率を求めるものとする。
 - (2) 一の部分において損耗の程度が異なつている場合等における当該部分の損耗減点補正率は、それぞれの当該部分の全体に占める割合をそれぞれの損耗の状況に応ずる損耗減点補正率表に乗じて得た数値の合計数値によるものとする。
- 四 需給事情による減点補正率の算出方法

需給事情による減点補正率は、建築様式が著しく旧式となつている非木造家屋、所在地域状況によりその価額が減少すると認められる非木造家屋等について、その減少する価額の範囲において求めるものとする。

第4節 経過措置

(全改:昭和47.12告示第304号、全改:昭50.12告示252号、全改:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、全改:昭和59.12告示214号、 全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、 全改:平11.05告示132号) 新用效照表表现

- 一 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度における家屋の評価に限り、別表第9の2で指 定する市町村が関係する廃置分合又は境界変更があつた場合は、第2節四1(2)及び第3節三1(2)の規定の 適用に当たつては、当該廃置分合又は境界変更に関係する当該廃置分合又は境界変更前の市町村ごとの別表 第9の2の級地の区分によるものとする。(本項追加:平11.05告示132号)
- 二 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、第1節三にかかわらず、1円に(1)に定める「物価水準による補正率」と(2)に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額(小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。)を基礎として市町村長が定めるものとする。(本項一項繰下:平11.05告示132号)
 - <u>(1)</u> 物価水準による補正率

①木造家屋

<u>指定市は、次表に掲げる率によるものとする。なお、指定市以外の市町村にあつては、原則として、</u> 当<u>該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする</u>。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札青盛仙秋山福水宇前浦千幌森岡台田形島戸宮橋和葉市市市市市市市市市市市市市市市	1.00 0.90 0.90 0.95 0.90 0.90 0.90 0.95 0.95	特横新富金福甲長岐静名津別浜潟山沢井府野阜岡屋区市市市市市市市市市市市市市市市	1.00 1.00 0.90 0.90 0.90 0.90 0.90 0.90	大京大神奈和鳥松岡広山徳津都阪戸良山取江山島口島市市市市市市市市市市市市市市市	0.95 1.00 1.00 1.00 0.95 0.95 0.90 0.90 0.90	高松高福佐長熊大宮鹿那松山知岡賀崎本分崎児覇市市市市市市市市市市市市市市市	0.90 0.90 0.90 1.00 0.90 0.90 0.90 0.90

②非木造家屋

<u>全市町村を通じて1.00とする。</u>

(2) 設計管理費等による補正率

全市町村を通じて木造家屋1.05、非木造家屋1.10とする。ただし、木造家屋及び非木造家屋とも床面積が10m²以下の簡易な構造を有する家屋については設計管理費等による補正率は1.00とする。

<u>三 固定資産税に係る平成12年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げる(1)又は(2)のいずれか低い</u>

価額によつてその価額を求めるものとする。

- (1) 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額
- 当該家屋の平成11年度の価額(平成11年1月2日以降に、 家屋の改築又は損壊その他これらに類する特 (2) <u>別の事情がある家屋にあつては、これらの事情によつて増減する額を加算し、又は控除した後の価額</u>)
- 市町村長は、三によつて固定資産税に係る平成12年度における各個の家屋の価額を求めることが、市町村の廃置分合又は境界変更があつたことにより当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると 認められる場合その他固定資産税の課税上極めて不適当と認められる場合においては、第1節から本節二ま 当該家屋の平成11年度の価額を著しく超えない範囲内において、 つて求めた家屋の価額に基づき、
 - 個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。 (全改:昭和47.12告示第304号、全改:昭50.12告示252号、全改:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、全改:昭和59.12告示214号、 全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号)

第3章 償却資産 【略】

別表第1 田の比準表 (略)

別表第2 畑の比準表

画地計算法 別表第3 (略)

宅地の比準表(略) 別表第4

削除 (削除:平11.05告示132号) <u>別表第 5</u>

削除 (削除:平11.05告示132号) <u>別表第6</u>

山林の比準表(略) 別表第7

別表第8 木造家屋再建築費評点基準表

専用住宅用建物普通建

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11 告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号)

※別冊「別表File現9」参照

専用住宅用建物普通建以外の建物

基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。

(1)	共同住宅及び寄宿舎用建物	(不明)
(2)	併用住宅用建物	(不明)
(3)	農家住宅用建物	(不明)
<u>(4)</u>	<u>酪農舎用建物</u>	(不明)
<u>(5)</u>	<u>ホテル、団体旅館及び簡易旅館用建物</u>	(不明)
(6)	<u>普通旅館及び料亭用建物</u>	(不明)
<u>(7)</u>	事務所及び銀行用建物	(不明)
<u>(8)</u>	<u>店舗用建物</u>	(不明)
<u>(9)</u>	<u>劇場用建物</u>	(不明)
<u>(10)</u>	<u>公衆浴場用建物</u>	(不明)
<u>(11)</u>	<u>病院用建物</u>	(不明)
<u>(12)</u>	工場用建物	(不明)
<u>(13)</u>	<u>倉庫用建物</u>	(不明)
<u>(14)</u>	<u>附属家用建物</u>	(不明)
<u>(15)</u>	<u>簡易附属家用建物</u>	(不明)
<u>(16)</u>	<u>土蔵用建物</u>	(不明)

別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表

専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物 (全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、 全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

		延べ床面	i 積 1.0m² 当 た り	再建築費	評点数別区分		
47,0	000点未満	47,000点以	上 75,000点未満	75,000点以	上 117,000点未満	11	7,000点以上
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経過年数 経年減点補正率 経過年		経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.67
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.65
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.64
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.62
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.61
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.59
11	0.37	11	0.46	11	0.52	11	0.58
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.56

13	0.41 0.38 0.35 0.32 0.29 0.26 0.23 0.20	13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25以上	0. 47 0. 45 0. 43 0. 40 0. 38 0. 36 0. 34 0. 31 0. 29 0. 27 0. 25 0. 22 0. 20	13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35以上	0. 54 0. 53 0. 51 0. 50 0. 48 0. 47 0. 45 0. 43 0. 42 0. 40 0. 39 0. 37 0. 36 0. 34 0. 33 0. 31 0. 29 0. 28 0. 26 0. 25 0. 23 0. 22 0. 20
----	--	--	---	--	---

<u>2</u> <u>農家住宅用漁業者住宅、農業住宅及び養蚕住宅用建物</u>(表題改正:平11.05告示132号) (全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

		延べ床面	積 1.0m ² 当たり	再建築費	評点数別区分		
<u>51,000</u>	<u>点未満</u>	51,000点以	<u> </u>	89,000点以	上 115,000点未満	115,	000点以上
径過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15以上	0.80 0.75 0.70 0.66 0.62 0.58 0.53 0.49 0.45 0.41 0.37 0.33 0.28 0.24	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20以上	0.80 0.75 0.70 0.67 0.64 0.61 0.58 0.55 0.52 0.49 0.46 0.41 0.38 0.35 0.32 0.29 0.26 0.23	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	0.80 0.75 0.70 0.68 0.65 0.63 0.61 0.59 0.56 0.54 0.52 0.50 0.47 0.45 0.43 0.40 0.38 0.36 0.34	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	0.80 0.75 0.70 0.68 0.67 0.65 0.64 0.62 0.61 0.59 0.58 0.56 0.54 0.53 0.48 0.47
				21 22 23 24 25以上	0. 29 0. 27 0. 25 0. 22 0. 20	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35以上	0. 42 0. 40 0. 39 0. 37 0. 36 0. 34 0. 33 0. 31 0. 29 0. 28 0. 26 0. 25 0. 23 0. 22 0. 20

3 <u>ホテル、旅館及び料専用 ホテル、旅館、料等及び待合用建物</u> (表題改正:平11.05告示132号) (全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

		延べ	床面積 1.0	m²当たり	再建築費	評点数別	区 分		
48, 000)点未満		00点以上 00点未満		00点以上 00点未満		00点以上 00点未満	<u>154, 0</u>	00点以上
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80

2 3 4 5 6 7 8 9 10以上	0.70 0.60 0.54 0.49 0.43 0.37 0.31 0.26 0.20	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15以上	0.75 0.70 0.66 0.62 0.58 0.53 0.49 0.45 0.41 0.37 0.33 0.28 0.24	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	0.75 0.70 0.67 0.64 0.61 0.58 0.55 0.52 0.49 0.46 0.41 0.38 0.35 0.32	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	0.75 0.70 0.68 0.66 0.64 0.63 0.61 0.59 0.57 0.55 0.52 0.50 0.48	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	0.75 0.70 0.68 0.67 0.65 0.64 0.62 0.59 0.58 0.56 0.54 0.53 0.51
				17 18 19	0. 29 0. 26 0. 23	17 18 19	0.44 0.42 0.40	17 18 19	0. 48 0. 47 0. 45
				20以上	0.20	20 21 22	0.39 0.37 0.35	20 21 22	0. 43 0. 42
						23 24 25	0.33 0.31 0.29	23 24 25 26	0.40 0.39 0.37 0.36
						26 27 28	0.27 0.26 0.24	27 28	0.34 0.33 0.31
						29 30以上	0. 22 0. 20	29 30 31	0. 29 0. 28 0. 26
								32 33 34	0. 26 0. 25 0. 23 0. 22 0. 20
								35以上	0.20

4 事務所、銀行及び店舗用建物 (全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、 全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

47,000点未満 47,000点以上 75,000点未達 75,000点未達 75,000点未達 75,000点未達 75,000点未達 75,000点未達 75,000点未達 75,000点未達 75,000点未達 75,000元 7	 (補正率 経過句 0.80 0.75 2 0.70 3 0.68 4 0.65 5 0.63 6 0.61 7 0.59 8 0.56 9 0.54 10 0.52 11 0.50 12 0.47 13 0.45 14 	0.80 0.75 0.75 0.70 4 0.68 5 0.66 6 0.64 7 0.63 3 0.61 0.59 0.57 1 0.55 2 0.53	至 経過年数 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	5,000点以上 経年減点補正率 0.80 0.75 0.70 0.68 0.67 0.65 0.64 0.62 0.61 0.59 0.58 0.56
1 0.80 1 2 0.75 2 3 0.70 3 4 0.66 4 5 0.62 5 6 0.58 6 7 0.53 7 8 0.49 8 9 0.45 9 10 0.41 10 11 0.37 11 12 0.33 12 13 0.28 13 14 0.24 14	0.80 1 0.75 2 0.70 3 0.68 4 0.65 5 0.63 6 0.61 7 0.59 8 0.56 9 0.54 10 0.52 11 0.50 12 0.47 13 0.45 14	0.80 0.75 0.75 0.70 4 0.68 5 0.66 6 0.64 7 0.63 3 0.61 0.59 0.57 1 0.55 2 0.53	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	0.80 0.75 0.70 0.68 0.67 0.65 0.64 0.62 0.61 0.59 0.58
2 0.75 2 3 0.70 3 4 0.66 4 5 0.62 5 6 0.58 6 7 0.53 7 8 0.49 8 9 0.45 9 10 0.41 10 11 0.37 11 12 0.33 12 13 0.28 13 14 0.24 14	0.75 2 0.70 3 0.68 4 0.65 5 0.63 6 0.61 7 0.59 8 0.56 9 0.54 10 0.52 11 0.50 12 0.47 13 0.45 14	2 0.75 3 0.70 4 0.68 5 0.66 6 0.64 7 0.63 0.61 0.59 0 0.57 1 0.55 2 0.53 0.52	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	0.75 0.70 0.68 0.67 0.65 0.64 0.62 0.61 0.59 0.58 0.56
16 17 18 19 20 21 22 23 24 25以上	0. 43	0.48 0.46 0.44 0.42 0.40 0.39 0.37 2.0.35 0.33 0.33 4.0.31 0.29 0.27 0.26	14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	0.53 0.51 0.50 0.48 0.47 0.45 0.43 0.42 0.40 0.39 0.37 0.36 0.34 0.33 0.31 0.29 0.28

5 劇場、映画館及び病院用建物 (全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、 全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

		延べ床面	積 1.0m ² 当 た り	再建築費	評点数別区分		
47,00	0点未満	47, <u>75,</u>	000点以上 000点未満		000点以上 000点未満	<u>115,</u>	000点以上
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15以上	0.80 0.75 0.70 0.66 0.62 0.58 0.53 0.49 0.45 0.41 0.37 0.33 0.28 0.24 0.20	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20以上	0.80 0.75 0.70 0.67 0.64 0.61 0.58 0.55 0.52 0.49 0.46 0.44 0.41 0.38 0.35 0.35 0.32 0.29 0.26	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	0.80 0.75 0.70 0.68 0.65 0.63 0.61 0.59 0.56 0.54 0.52 0.50 0.47 0.45 0.43 0.40 0.38 0.36 0.34 0.31 0.29	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	0.80 0.75 0.70 0.68 0.66 0.64 0.63 0.61 0.59 0.57 0.55 0.53 0.52 0.50 0.48 0.46 0.44 0.42 0.39
				22 23 24 25以上	0. 27 0. 25 0. 22 0. 20	22 23 24 25 26	0.35 0.33 0.31 0.29 0.27
						26 27 28 29 30以上	0.27 0.26 0.24 0.22 0.20

6 浴場用建物 (全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、 全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

	延べ床面積	[1.0m²当 た	り再建築費評	点数別区	分	
<u>65, 0</u>	000点未満	65, 89,	000点以上 000点未満	89,	000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10以上	0.80 0.70 0.60 0.54 0.49 0.43 0.37 0.31 0.26	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15以上	0.80 0.75 0.70 0.66 0.62 0.58 0.53 0.49 0.45 0.41 0.37 0.33 0.28 0.24	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	0.80 0.75 0.70 0.67 0.64 0.61 0.58 0.55 0.52 0.49 0.46 0.44 0.41 0.38 0.35 0.32 0.29	

7 工場及び倉庫用建物 (全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、 全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

	延べ床面積 1.0m² 当たり	再建築費評点数別区分	
32,000点未満	32,000点以上 40,000点未 満	40,000点以上 51,000点未潢	<u>51,000点以上</u>

経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2 3	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
	0.70	2 3	0.70	2 3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5 6	0.64	5	0.65	5	0.66
6	0.58	6	0.61	5 6 7	0.63	6	0.64
7	0.53	7	0.58		0.61	7	0.63
8	0.49	8	0.55	8	0. 59	8	0.61
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.59
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.57
11	0.37	11	0.46	11	0.52	11	0.55
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.53
13	0. 28	13	0.41	13	0.47	13	0. 52
14	0. 24	14	0.38	14	0.45	14	0.50
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.48
		16	0.32	16	0.40	16	0.46
		17	0. 29	17	0.38	17	0.44
		18	0. 26	18	0.36	18	0.42
		19	0. 23	19	0.34	19	0.40
		20以上	0. 20	20	0.31	20	0.39
				21	0.29	21	0.37
				22	0.27	22	0.35
				23	0. 25	23	0.33
				24	0.22	24	0.31
				25以上	0.20	25	0.29
						26	0. 27
						27	0. 26
						28	0. 24
						29	0. 22
						30以上	0. 20

8 土蔵用建物 (全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、 全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

	延~	く床面積1.0m²	当たり再 建築費評 点	数別区分	
<u>61, (</u>	000点未満	<u>61</u> 148	, 000点以上 , 000点未満	148	,000点以上
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75
2 3	0.70	3	0.70	3	0.70
4 5 6 7 8 9	0.66		0.67	2 3 4 5 6 7 8 9	0.68
5	0.62	4 5 6	0.64	5	0.65
6	0.58	6	0.61	6	0.63
7	0.53	7	0.58	7	0.61
8	0.49	8	0.55	8	0.59
	0.45	9	0.52	9	0. 56
10	0.41	10	0.49	10	0.54
11	0.37	11	0.46	11	0.52
12	0.33	12	0.44	12	0.50
13	0.28	13	0.41	13	0.47
14	0. 24	14	0.38	14	0.45
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43
		16	0.32	16	0.40
		17	0.29	17	0.38
		18	0.26	18	0.36
		19	0.23	19	0.34
		20以上	0.20	20	0.31
				21	0.29
				22	0.27
				23	0. 25
				24	0. 22
				25以上	0. 20

9 **付属家** (全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、 全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号)

	延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分									
29,0	00点未満		000点以上 000点未満	45,000点以上						
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率					
1 2	0.80 0.70	1 2	0.80 0.75	1 2	0.80 0.75					

3 4 5 6 7 8 9 10以上	0. 60 0. 54 0. 49 0. 43 0. 37 0. 31 0. 26 0. 20	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15以上	0. 70 0. 66 0. 62 0. 58 0. 53 0. 49 0. 45 0. 41 0. 37 0. 33 0. 28 0. 24 0. 20	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	0.70 0.67 0.64 0.61 0.58 0.55 0.52 0.49 0.46 0.44 0.41 0.38 0.35 0.32
				17 18 19 20以上	0. 29 0. 26 0. 23 0. 20

<u>別表第9の2</u> <u>積雪地域又は寒冷地域の級地の区分</u> (本表追加:平11.05告示132号)

都道府県名	市町村名	積雪級地	寒冷級地		長沼町栗山町	2 2	5 4		十勝支庁	音更町 士幌町	2 2	5 5
北海道	札幌市 函館市	3 2	3		月形町浦臼町	3	4			上士幌町	3 2	5
	小椰市	3	3		新十津川町	4	5			新得町	3	5
	旭川市 室 蘭 市	3	5 3		妹背牛町 秩父別町	3	5			清水町 芽室町	3 2	5 5
	釧路市 帯広市	1 2	5 5		雨竜町 北竜町	4	4 5			中札内村 更別村	3 2	5 5
	北見市	2	5		沼田町	4	5			忠類村	2	5
	夕張市 岩見沢市	3	4 4	上川支庁	幌加内町 鷹栖町	3	5 5			大樹町 広尾町	2 2	5 4
	網走市 留萌市	2 4	5 4		東神楽町 当麻町	2	5 5			幕別町 池田町	2 2	5 5
	苫小牧市 稚内市	1 3	4 4		比布町 愛別町	3	5			豊頃町 本別町	2	5
	美唄市	3	4		上川町	3	5			足寄町	2	5
	芦別市 江別市	3 2	5 4		東川町 美瑛町	3	5 5			陸別町 浦幌町	2 2	5 5
	赤平市 紋別市	3 2	4 5		上富良野町 中富良野町	2 2	5 5		釧路支庁	釧路町 厚岸町	1 2	5 5
	士別市	3	5		南富良野町	3	5			浜中町	2	5
	名寄市 三笠市	3	5 4		占冠村 和寒町	3	5 5			標茶町 弟子屈町	2	5 5
	根室市 千歳市	1 2	5		剣淵町 朝日町	3	5 5			阿寒町 鶴居村	2 2	5 5
	滝川市 砂川市	3	4 4		風速町下川町	3	5 5			白糠町音別町	2 2	5
	歌志内市	3	4		美深町	4	5		根室支庁	別海町	2	5
	深川市 富良野市	3 2	5 5		音威子府村 中川町	4	5 5			中標津町 標津町	2	5 5
	登別市 恵庭市	2 2	4 5	留萌支庁	増毛町 小平町	4	3 4	青森県	青森市	羅臼町	3	5
	伊達市北広島市	2 2	3 4		苫前町 羽幌町	4	4		弘前市 八戸市		2	2
	石狩市	2	3		初山別村	3	4		黑石市		3	2 2
	石狩支庁 当別町 新篠津村	3	4 4		遠別町 天塩町	3	5 5		五所川原市 十和田市		2 2	2 2
	厚田村 浜益村	3 4	3	宗谷支庁	幌延町 猿払村	3	5 5		三沢市むつ市		1 2	2 2
	渡島支庁 松前町	2	2	* H.Z//	浜頓別町	3	5		東津軽郡	平内町	2	2
	福島町 知内町	3	3		中頓別町 枝幸町	3	5 5			蟹田町 今別町	3	2 2
	木古内町 上磯町	2 2	3 3		歌登町 豊富町	4	5 5			#田村 平舘村	2 2	2 2
	大野町 七飯町	2 2	3 3		礼文町利尻町	3	4		西津軽郡	三#村 鰺ケ沢村	3	2 2
	戸井町	2	2		利尻富士町	3	4		四年転仰	木造町	2	2
	恵山町 椴法華村	2 2	2 2	網走支庁	東灤琴村 女満別町	2 2	5 5			深浦町 森田村	2 2	2 2
	南茅部町 鹿部町	2 2	2 3		美幌町 津別町	2 2	5 5			岩崎村 柏村	3 2	2 2
	砂原町	2	3		斜里町	3	5			稲垣村	2	2
	森町 八雲町	2 2	3		清里町 小清水町	2	5 5		中津軽郡	車力村 岩木町	2	2 2
	長万部町 檜山支庁 江差町	3 2	4 2		端野町 訓子府町	2 2	5 5			相馬村 西目屋村	3	2 2
	上ノ国町 厚沢部町	3 2	2 3		置戸町 留辺蘂町	2 2	5		南津軽郡	藤崎町大鰐町	2 2	2 2
	乙部町	2	2		佐呂間町	2	5	$ \cdot \cdot $		尾上町	2	2
	熊石町 大成町	2 2	2 2		常呂町 生田原町	2 2	5 5			浪岡町 平賀町	2	2 2
	奥尻町 瀬棚町	2	2 3		速軽町 丸瀬布町	2 2	5 5			常盤村 田舎館村	2 2	2 2
	北檜山町	2	3		白滝村	3	5		J L Sale dro Allo	碇ケ関村	2	2
	今金町 後志支庁 島牧村	3	3 2		上湧別町 湧別町	2 2	5 5		北津軽郡	板柳町 金木町	2	2 2
	寿都町	3	3	I	滝上町	3	5			中里町	2	2

1	黑松内町	3	3		l	1	興部町	2	5		1	鶴田町	2	2	L
	蘭越町	3	3				西興部村	3	5			市浦村	2	2	L
	ニセコ町	3	4				雄武町	3	5			小泊村	2	2	L
	真狩村	3	4			胆振支庁	豊浦町	2	4		上北郡	野辺地町	2	2	1
	留寿都村	3	4				虻田町	2	3			七戸町	2	2	L
	喜茂別町	3	4				洞爺村	2	4			百石町	1	2	1
	京極町	4	5				大滝村	3	5			十和田湖町	3	2	ı
	俱知安町	4	4				壮警町	2	3			六戸町	1	2	L
	共和町	3	3	1			白老町	2	4			横浜町	2	2	1
	岩内町	2	3				早来町	2	5			上北町	2	2	L
	泊村	3	3				追分町	2	5			東北町	2	2	L
	神恵内村	3	3				厚真町	2	5			天間林村	3	2	L
	積丹町	4	3				鵡川町	1	4			下田町	1	2	1
	古平町	4	3				穂別町	2	5			六ケ所村	2	2	L
	仁木町	3	3			日高支庁	日高町	3	5		下北郡	川内町	2	2	ı
	余市町	3	3				平取町	2	4			大畑町	2	2	ı
	赤井川村	4	4				門別町	1	4			大間町	2	2	L
空知支庁	北村	3	4				新冠町	2	4			東通村	2	3	1
	栗沢町	2	4				静内町	2	4			風間浦村	2	2	ı
	南幌町	2	5				三石町	1	3			佐井村	2	2	ı
	奈井江町	3	4				浦河町	2	3			脇野沢村	2	2	
	上砂川町	3	4				様似町	2	3		三戸郡	三戸町	1	2	
	由仁町	2	5				えりも町	2	3			五戸町	1 1	2	

		田名南階福鄉石鄉 子川町町町村村村村村村村村村	2 1 1 1 1 1 1 2	2 2 2 2 3 2 2 2 2
岩手県	盛宮大水花北久遠一陸釜江二岩紫岡古船沢巻上慈野関前石刺戸手波市市市市市市市市市市郡郡市市市郡郡郡市市市市市田田市市市市市田田市市市市市市田田市市市市市市	零葛岩西淹松玉紫石卷手根沢尾山波町町町町村村村町	1 1 1 1 2 2 1 2 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 3 2 1	21122223111223333223322222221
	稗貫郡	矢巾町 大迫町 石鳥谷町	1 1 1	2 2 2
	和賀郡 胆沢郡	東和町 湯田町 沢内村 金ケ崎町 前沢町	1 3 3 2 1	2 3 2 2
	西磐井郡東磐井郡	胆沢町 衣川村 花泉町 平泉町 大東町	2 2 1 1	1
		藤沢町 千厩村 東山町 室根村 川崎村	1 1 1 1	2 2 2 2 2 1
	気仙郡	住田町三陸町	1	1
	上閉伊郡	大槌町	1	1 2
	下閉伊郡	田老町 山田町	1	1 1
	九戸郡	山岩田普新川軽種野山大九浄安田泉野代里井米市田形野戸法代町町畑村村村町町村村村村町町村村村寺町村村村町町村	1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 3 3 1 2 2 3 3 2 3 2
44.44	AL-A-Z	一戸町	2	2
宮城県	仙台市		1 1	

美郡	大中小宮色松三鹿岩鳴涌田小南築若栗高一瀬鴬金志花迫登大中小宮色松三鹿岩鳴涌田小南築若栗高一瀬鴬金志花迫登衛新野崎麻山本島出子谷尻牛郷館柳駒清迫峰沢成波山町米村田田町町木台山町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	1 1 2 2 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 2 2	
造郡 田郡	中小宮色松三庭岩鳴涌田小南築若栗高一潮鴬金志花迫登新野崎麻山本島出子谷尻牛郷館柳駒清迫峰沢成波山町米田田町町木台山町町町田田町町町水町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	1 2 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
造郡 田郡 原郡	三鹿岩鳴涌田小南築若栗高一瀬鴬金志花迫登本鳥出子谷尻牛郷館柳駒清迫峰沢成波山町米木台山町町町田町町町町町町町町町町村町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	1 1 2 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
田郡	鳴涌田小南樂若栗高一瀬鴬金志花迫登子谷尻牛郷館柳駒清迫峰沢成波山町米町町町田町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	1 1 2 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
原郡	涌田小南美若栗高一瀬鶯金志花迫登谷尻牛郷館柳駒清追峰沢成波山町米町町田町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	1 2 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	樂若栗高一瀬鴬金志花迫登館柳駒清迫峰沢成波山町米町町町町町町町町町町町村 町	1 2 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
米郡	迫町 登米町	2	
	東和町 中田町 豊里町 米山町 南方町		1 1 1 1 1 1 1
· 生郡	河矢雄河机鳴北本勝南生瀬上川町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町		1 1 1 1 1 1 1
吉郡	牡鹿町 志津川町 津山町 本吉桑町 歌津町		1 1 1 1 1
田代手館荘鹿沢曲角魚市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	Λ.45¤τ	2 2 2 2 1 2 2 2 2 2	1 1 2 2 1 1 2 2 2 2
秋田郡	小鷹比森阿田合上 東 東 東 東 東 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	2 2 3 3 2 2 3 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1
	館市 荘市市市市市市市市市 角郡	館主施沢曲角角秋 小鷹比森阿田台上野二八 地震以中 古一代川 小町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	度市 沢市市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		五戸町	1	2
		西仙北町	2	2
		角館町	2	222222222222221222222
		六郷町	3	2
		中仙町 田沢湖町	2	2
		協和町	2	2
		南外村	2 3 2 3	2
		仙北町	2	2
		西木村	3	2
		太田町 千畑町	3	2
		仙南村	2	2
	平鹿郡	増田町	3	2
		平鹿町	2	2
		雄物川町 大森町	2	2
		十文字町	2	1
		山内村	3	2
		大雄村	2	2
	雄勝郡	稲川町	2	2
		維勝町 羽後町	2	2
		東成瀬村	33232232322323	2
		皆瀬村	3	2
山形県	山形市 米沢市		2 3 2 1	1 2
	鶴岡市		2	1
	酒田市		1	1
	新庄市		3	2
	寒河江市		2	1 2
	上山市 村山市		323332232222423	1
	長井市		3	i.
	天童市		2	1
	東根市		2	1
	尾花沢市 南陽市		3	2 2 1
	東村山郡	山辺町	2	ī
		中山町	2	1
	西村山郡	河北町	2	1
		西川町 朝日町	4	1
		大江町	3	2
	北村山郡	大石田町金山	3	2
	最上郡	町	3 3 3 3	2 2 2 2 1 2 2 2 2
		最上町 舟形町	3	2
		真室川町大蔵	3	2
		村	4	2
		鮭川村	3	2
			3	
	市器胆器	戸沢村 事息町	2	1
	東置賜郡	户沢村 高畠町 川西町	2	1 2
	東置賜郡西置賜郡	高畠町 川西町 小国町	2	2
		高畠町 川西町 小国町	2 3 2	2 1 1
	西置賜郡	高島町 川国町町 白鷹町 飯豊町	2 3 2 4	2 1 1 1
		高畠町 川西町 小国町	2 3 3 2 4 4 1	2 1 1
	西置賜郡	高川小白飯立余藤島西国鷹豊川目島町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	2 3 3 2 4 4 1	2 1 1 1 1 1
	西置賜郡	高川小白飯立余藤羽島西国鷹豊川目島黒町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	2 3 3 2 4 4 1	2 1 1 1 1 1 1
	西置賜郡	高川小白飯立余藤羽井町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	2 3 3 2 4 4 1 2 2 2	2 1 1 1 1 1 1 1
	西置賜郡	高川小白飯立余藤羽莊三島西国鷹豊川日島黒引川町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	2 3 3 2 4 4 1 2 2 2 1	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	西置賜郡	高川小白飯立余藤羽井町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	2 3 3 2 4 4 1 2 2 2 1 4	2 1 1 1 1 1 1 1
	西置陽郡 東田川郡	高川小白飯立余藤羽坓三朝温遊島區西国鷹豊川目島黒引川日海佐町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	2 3 3 2 4 4 1 2 2 2 1 4	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	西置賜郡 東田川郡 西田川郡	高川小白飯立余藤羽井三朝温島西国鷹豊川日島黒引川日海川町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	2 3 3 2 4 4 1 2 2 2 1	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1

	石巻市			1	11		藤里町	2	2	福島県	福島市		2	1
	塩竈市			1			峰浜村	2	1		会津若松市		2	1
	古川市		1	1		南秋田郡	五城目町	2	2		郡山市		1 1	1
	気仙沼市		1	1			昭和町	1 1	1		白河市		'	1 1
	白石市		1 1	1			八郎潟町	1 1	2		原町市		'	l 1
	名取市			1			飯田川町	1 1	2		須賀川市		'	1 1
	多賀城市			1			天王町	l i	1		喜多方市		2	l i l
	岩沼市			1			井川町	2	2		相馬市		-	l i l
	刈田郡	蔵王町	1	i			若美町	Ιī	1		二本松市		1 1	l i l
	7.7.	七ケ宿町	2	i I			大潟村	l i	i I		伊達郡	桑折町	li '	1 1
	柴田郡	大河原町	-	i l		河辺郡	河辺町	3	1			国見町	li '	1
	NOTE OF	村田町	1	i I		7	雄和町	2	i l			保原町	' '	l i l
		柴田町	1 ' 1	l i l		由利郡	仁賀保町	2	i I			霊山町	1 1	l i l
		川崎町	2	i I		part sur	金浦町	1 7	i I			月舘町	li '	l i l
	伊具郡	丸森町	-	i I			象潟町	2	i I			川俣町	li'	l i l
	三理郡	亘理町		l i l			矢島町	2	i I			飯野町	1 ' '	l i l
		山元町		i I			岩城町	2	i I		安達郡	安達町	'	l i l
	宮城郡	松島町		i I			由利町	2	i I		S.ÆHP	大玉村	1 1	l i l
	EI WAR	七ケ浜町		i I			西目町	1 7	i I			本宮町	1''	l i l
		利府町		l i l			鳥海町	3	i 1			白沢村	'	l i l
	黒川郡	大和町	1 1	1 1			東由利町	3	2			岩代町	1 1	Lil
	###/TEP	大郷町	Lill	141			大内町	2	1			東和町	14.	Li L
		富谷町	'	141		仙北郡	神岡町	2	2		岩瀬郡	長沼町	' '	Lil
ı	I	曲甘叫	I I		1	TM4に有り	Jeh Imi ty j	1 4	2		右横都	文冶叫	1	1 1

		鏡石町		1			塩原町	1	2		東蒲原郡
		岩瀬村	1	1	群馬県	沼田市		1	1		
		天栄村	2	1		渋川市		1			
	南会津郡	田島町	2	2		勢多郡	赤城村	1	1		
		下郷町	2	2			黒保根村		1		三島郡
		舘岩村	2	3			東村		1 1		
		檜枝岐村	4	3		群馬郡	榛名町	1			
		伊南村	3	2			倉渕村	1 1	l 1 l		
		南郷村	3	2			箕郷町	l i			
		只見町	4	2		北群馬郡	子持村	Πi			
	北会津郡	北会津村	Πi	2		HOMENNAM	小野上村	Πi	l 1 l		古志郡
	耶麻郡	熱塩加納村	3	2			伊香保町	Ηi	2		北魚沼郡
	HIPPOTO	北塩原村	3	2			榛東村	Ηi	-		40/M/PIMP
		塩川町	2	l ī			吉岡町	Πi			
		山都町	3	Ιi		多野郡	中里村	1'	111		
		西会津町	3	Ιi		37±14h	上野村		2		
		高郷村	2	Ιi		甘楽郡	南牧村		1 1		
		磐梯町	2	2		吾妻郡 日来御	中之条町	1	ΙiΙ		
		猪苗代町	2	2		口女仰	東村	Ηi	ΙiΙ		南魚沼郡
	河沼郡	会津坂下町	2	2			来们 吾妻町	Ηi	ΙiΙ		用無心仰
	州伯和		1	1				Hi	2		
		湯川村	1 1	1 .			長野原町				
		柳津町	3	1			網恋村	2	3		did 277.00
		河東町	2	1			草津町	2	3		中魚沼郡
	大沼郡	会津高田町	3	2			六合村	3	3		
		会津本郷町	2	2		THE PER	高山村	-11	2		ALITE DE
		新鶴村	2	2		利根郡	白沢村	- 1 1	2		刈羽郡
		三島町	3	1			利根村	1	2		
		金山町	4	2			片品村	2	2		
		昭和村	3	2			川場村	1	2		
	西白河郡	西郷村	1	1			月夜野町	1	1		東頸城郡
		表郷村		1			水上町	3	1		
		東村		1			新治村	1	1		
		泉崎村		1			昭和村	1	1		
		中島村		1	埼玉県	秩父市			1		
		矢吹町		1		秩父郡	横瀬町		1		
		大信村	1	_ 1			長#町		1		中頸城郡
	東白川郡	棚倉町	1	Γi			吉田町		l i l		
		矢祭町	1	Ιi			小庫野町		lίΙ		
		塙町	1	Ιi			両神村		l i l		
		鮫川村	1	2			大滝村	1 1	l i l		
	石川郡	石川町	1	Ιī			荒川村	1 '	lίl		
	-17 · 130F	玉川村	1	Ιi	東京級	西多摩郡	檜原村	1	Πi		
		平田村	1	2	新潟県	新潟市	THE WAY I	1 1	 		
		浅川町	1 '	Ιī	वर । तन्त्र अर	長岡市		lż	11		
		古殿町	1	Ιi		三条市		2	'		
	田村郡	三春町	1	Ι'n		二架巾 柏崎市		3			西頸城郡
	四で類		1					3			四二共和共和
		小野町	1.	2		新発田市					
		滝根町	1	2		新津市		2	,		pag agrams
		大越町		2		小千谷市		4	1		岩船郡
		都路村	1	1		加茂市		2	1.1		
		常葉町	1.	2		十日町市		4	1		
		船引町	1 1	2		見附市		2			
	双葉郡	川内村	1	2		村上市		2			
		浪江町	1			燕市		1			l
		<u>葛</u> 尾村	1	2		栃尾市		3	1		佐渡郡
	相馬郡	新地町	1	1		糸魚川市		3			
		鹿島町	1	1		新井市		4			
		飯舘村	1	2		五泉市		2			
茨城県	東茨城郡	御前山村		1		両津市		1			
	西茨城郡	七会村	1	i i		白根市		l i			
	那珂郡	美和村	1	Ιi		豊栄市		Πi			
	vers a ser	緒川村	1	Ιi		上越市		3			
	久慈郡	里美村	1	Ιi		北蒲原郡	安田町	l ž			
	/\#M#P	大子町	1	Ιi		기다/III (전기다)	京ケ瀬村	2		富山県	富山市
栃木県	鹿沼市	V140	1	Ι'n			水原町	2		田川州	高岡市
加小米	庭沿巾 日光市		1	2			ホ原町 笹神村	2	1		両岡巾 新湊市
			1'				世代刊	2			
	今市市 真岡市		1	1			量用叫 聖 篭 町	2			魚津市 氷見市

		Sala, LL L Mee	١,	
	東蒲原郡	津川町 鹿瀬町	3	1
		上川村	3	1
	三島郡	三川村 越路町	3	1
		三島町	3 2 2 2 2	1
		与板町	2	1
		和島村 出雲崎町	2	
		寺泊町	1	
	古志郡 北魚沼郡	山古志村 川口町	4	1
	4CW(/口4P	堀之内町	4	i i
		小出町	4	1
		湯之谷村 広神村	4	1
		守門村	4	i
	±4.2730	入広瀬村	4	1
	南魚沼郡	湯沢町 塩沢町	4	2
		六日町	4	1
	中魚沼郡	大和町 川西町	4	1
	中無治郁	津南町	4	Гi
		中里村	4	1
	刈羽郡	高柳町 小国町	4	1
		小国吗 刈羽村	2	l '
		西山町	2	
	東頸城郡	安塚町 浦川原村	4	1
		松代町	4	1
		松之山町	4	1
		大島村 牧村	4	1
	中頸城郡	柿崎町	3	
		大潟町	2	
		頸城村 吉川町	3	
		妙高高原町中	4	2
		郷村 妙高村	3	1 2
		板倉町	4	
		清里村	4	
	西頸城郡	三和村 名立町	3	
	E3 JA TAK TAP	能生町	3	
	MA AR MID	青海町	3	١.
	岩船郡	関川村 荒川町	3	1
		神林村	2 2 3 2	
		朝日村	3	1
		山北町 粟島浦村	1	
	佐渡郡	相川町	1	
		佐和田町 金井町	1	
		新穂村	1	
		畑野町	1	
		真野町 小木町	1	
		羽茂町	i	
de . (. 100	ete , 1 , ete	赤泊村	1	
富山県	富山市 高岡市		2 1 2 3	
	新湊市		2	
	魚津市			

大田原市		1	1		加治川村	2	滑川市		2	
矢板市		1	1		紫雲寺町	2	黒部市		2	1
黒磯市		1	1		中条町	2	砺波市		2	
河内郡	上河内町		1		黒川村	4	小矢部市		2	1
上都賀郡	粟野町		1	中蒲原郡	小須戸町	2	上新川郡	大沢野町	2	1
	足尾町	1	2		村松町	3		大山町	3	ı
芳賀郡	二宮町		1		横越町	1 1	中新川郡	舟橋村	2	ı
	益子町		1		亀田町	1		上市町	3	ı
	茂木町		1	西蒲原郡	岩室村	1		立山町	3	
	市貝町		1		弥彦村	1	下新川郡	宇奈月町	3	1
	芳賀町		1		分水町	1		入善町	2	1
塩谷郡	栗山村	2	2		吉田町	1 1		朝日町	3	
	藤原町	1	1		巻町	1	婦負郡	八尾町	2	
	塩谷町		1		西川町	1		婦中町	2	
	喜連川町		1		黒埼町	1		山田村	2	1
那須郡	南那須町		1		味方村	1		細入村	2	1
	烏山町		1		潟東村	1	射水郡	小杉町	2	1
	馬頭町		1		月潟村	1		大門町	2	1
	小川町		1		中之口村	1		下村	2	1
	湯津上村	1	1	南蒲原郡	田上町	2		大島町	1	1
	黒羽町	1	1		下田村	3	東礪波郡	城端町	3	1
	那須町	1	1		栄町	2		平村	3	1
	西那須野町	1	1		中之島町	2		上平村	3	l 1

		利賀村	3	2	1	北巨摩郡	明野村	1	l 1 l	ı			l 1	2
		庄川町	2	-		10日本日	須玉町		i			王滝村	1	2
		井波町 井口村	2 3				高根町 長坂町		1			大桑村 山口村	1	1
	西礪波郡	福野町	2				大泉村	1	2		東筑摩郡	明科町		2
		福光町 福岡町	3 2				小淵沢町 白州町		1			四賀村	١.	3
石川県	金沢市	抽叫叫	2				武川村		ΙiΙ			本城村 坂北村	1	2
	七尾市		1			南都留郡	道志村	١.	1			麻績村	2	2
	小松市 輪島市		2 2				西桂町 忍野村	1 1	1 2			坂井村 生坂村	1	2
	珠洲市		2				山中湖村	Ι'	3			波田町	2	2
	加賀市 羽咋市		1 1				河口湖町 勝山村		2 2			山形村 朝日村	1 2	2
	松任市		Hill				足和田村		2		南安曇郡	豊科町		1
	江沼郡	山中町	2			JL 40 KH SD	鳴沢村	1	3			穂高町	2	1
	能美郡	根上町 寺井町	1 1			北都留郡	小菅村 丹波山村		1 1			奈川村 安曇村	2	3
		辰口町	2		長野県	長野市		1	1			梓川村	2	2
	石川郡	川北町 美川町	1 1			松本市 上田市		1				三郷村 堀金村	1 2	2
	747/14P	鶴来町	2			岡谷市		Ι'	2		北安曇郡	池田町	1	1
		野々市町	1			飯田市			1			松川村	1	2
		河内村 吉野谷村	3 3	1		諏訪市 須坂市		2	2			八坂村 美麻村	2 2	3
		鳥越村	3			小諸市			2			白馬村	3	2
		尾口村 白峰村	3 3	1		伊那市 胸ケ根市			2		更級郡	小谷村 上山田町	3	2
	河北郡	津幡町	2	·		中野市		2	2			大岡村	2	2
		高松町 七塚町	1 1			大町市 飯山市		2	2 2		埴科郡	坂城町 戸倉町	1	1
		宇ノ気町	i			茅野市		1 i	2		上高井郡	一名叫 小布施町	Ε'n	Ιi
	羽咋郡	内灘町 富来町	1 1			塩尻市 更埴市		F.	2		て古井部	高山村	3	2
	44 F 福D	高木叫 志雄町	1 1			史垣巾 佐久市		1'	1 2		下高井郡	山ノ内町 木島平村	3	2
		志賀町	1 1			南佐久郡	兒里町	١.	2		1.1.2.20	野沢温泉村	4	2
	鹿島郡	押水町 田鶴浜町	1 1				佐久町 小海町	1 1	2 3		上水内郡	信州新町 豊野町	1	1 1
		鳥屋町	1				川上村	1	3			信濃町	3	2
		中島町 鹿島町	1 2				南牧村 南相木村	1 1	3			牟礼村 三水村	2 2	2
		能登島町	1				北相木村	i i	3			戸隠村	2	3
	風至郡	鹿西町 穴水町	1 1			北佐久郡	八千穂村 軽井沢町	1 1	2 3			鬼無里村 小川村	2 2	2 2
	周、土仰	門前町	i			4CKEX-AP	望月町	14	2			中条村	1	1
		能都町	2	.			御代田町	١.	2		下水内郡	豊田村	2	2
	珠洲郡	柳田村 内浦町	2	1			立科町 浅科村	1	2 2	岐阜県	高山市	<u>栄村</u>	2	2
福井県	福井市		1			.1. 100 200	北御牧村	1	2		恵那市	i — sana	١.	1
	敦賀市 武生市		2 2			小県郡	丸子町 長門町	1	2 2		養老郡 不破郡	上石津町 関ケ原町	1	
	小浜市		1				東部町	1	2		揖斐郡	揖斐川町	1	
	大野市 勝山市		2 2	1			真田町 武石村	2	2 2			谷汲村 春日村	1 2	
	鯖江市		1				和田村	i i	2			久瀬村	1	
	足羽郡 吉田郡	美山町 松岡町	2			 諏訪郡	青木村 下諏訪町	1	2 2			藤橋村 坂内村	2 2	1
	그 보석	永平寺町	2			BANNA MA	富士見町	1	2		本巣郡	本巣町	1	Γ'
	大野郡	上志比村 和泉村	2 2	1		上伊那郡	原村 高遠町	1	3 2		山県郡	根尾村 美山町	2	
	大野都 坂井郡	和泉州 三国町	1	'		上アが和	商选可 辰野町		2		山県郡 武 儀郡	美山町 洞戸村		
		芦原町	1 1				箕輪町	1.	2			板取村	2	1
		金津町 丸岡町	1 2				飯島町 南箕輪村	1 1	1		郡上郡	上之保村 八幡町	1	1
		春江町	1				中川村		1		MP MP	大和町	1	1
	今立郡	坂井町 今立町	1 2				長谷村 宮田村	1 1	2			白鳥町 高鷲村	2 2	1 2
i I	7 11 AP	ラム町 池田町	2	1	11	下伊那郡	松川町	1'	ΙiΙ			商馬勺 明宝村	1	1

1 1	南条郡	南条町	2		l		高森町		1 1		和良村	1 1	l 1 l
		今庄町	2				阿南町		1	加茂郡	白川町		1
		河野村	2				清内路村	1	2		東白川村		1
	丹生郡	朝日町	1				阿智村	1	1	恵那郡	坂下町		1 1
		宮崎村	1				浪合村	1	2		川上村		1
		越前町	1				平谷村	1	2		加子母村	1 1	1 1
		越廼村	1 1				根羽村		l 1 l		付知町	1 1	1 1
		織田町	1				下條村		1		岩村町		1 1
		清水町	1				売木村		2	益田郡	萩原町	1 1	l 1
	三方郡	三方町	2				天龍村		1		小坂町	1	1 1
		美浜町	2				泰阜村		1 1		下呂町		1 1
	遠敷郡	上中町	2				喬木村	1	1		金山町		1 1
		名田庄村	1 1				豊丘村		l 1 l		馬瀬村	l 1 1	3
	大飯郡	高浜町	1				大鹿村	1	2	大野郡	丹生川村	2	2
		大飯町	1 1				上村	1	2		清見村	2	2
山梨県	富士吉田市		1	2			南信濃村	1	1		在川村	2	3
	都留市			1		木曽郡	木曽福島町上	1	2		白川村	3	2
	東山梨郡	三富村	1	1			松町		2		宮村	2	2
		大和村		1			南木曽町	1	1		久々野町	2	2
	東八代郡	芦川村		2			#川村	1	3		朝日村	2	2
	西八代郡	上九一色村		1			木祖村	2	3		高根村	2	3
	南巨摩郡	早川町	1	1			日義村	1	3	吉城郡	古川町	2	2
	中巨摩郡	芦安村	1	2			開田村	2	3		国府町	2	2

		河合村	3	2
		宮川村	3	1
		神岡町	2	1
静岡県	御殿場市	上宝村	3	1
肝叫乐	始田郡 西郡	水窪町	1	lil
愛知県	北設楽郡	豊根村	•	i
	102001111	富山村		1
		津具村		1
		稲武町		1
AM der ett	南設楽郡	作手村	_	1
滋賀県	大津市 長浜市		1	
	交浜巾 神崎郡	永源寺町	H	
	犬上郡	多賀町	Ιi	
	坂田郡	山東町	Ιi	
	*******	伊吹町	2	
		米原町	1	
		近江町	1	
	東浅井郡	浅井町	1	
		虎姫町	1	
		湖北町 びわ町	1	
	伊香郡	高月町	H	
	17" EI SIP	木之本町		
		余呉町	2	
		西浅井町	2 2 2 2 2 2	
	高島郡	マキノ町	2	
		今津町	2	
		朽木村	2	1
		安曇川町	1	
		高島町 新旭町	H	
京都府	福知山市	#I/EPJ	ΙŤ	
JOS MP 113	舞鶴市		i i	
	綾部市		1	
	宮津市		1	
	北桑田郡	京北町	1	
	船井郡	美山町 和知町	1	1
	天田郡	夜久野町	1	'
	加佐郡	大江町	Ιi	
	与謝郡	加悦町	i i	
		岩滝町	1	
		伊根町	1	
		野田川町	1	
	中郡	峰山町	1	
	竹野郡	大宮町 網野町	1	
	11 m/ 4P	丹後町	Ιi	
		弥栄町	2	
	熊野郡	久美浜町	ī	
兵庫県	豊岡市		1	
	央粟郡	波賀町	1	
		千種町	1	
	城崎郡	城崎町	2	
		竹野町 香住町	2	
		日高町	2	
	出石郡	出石町	ī	
	per per MP	但東町	Ιi	
	美方郡	村岡町	2 2 2 1 1 2 2 2 1	
		浜坂町	2	
		美方町	2	1
	***	温泉町	2	
	養父郡	八鹿町	!	
		養父町 大屋町	1	
	1	人座叫		

		若桜町 用瀬町	2	
		佐治村	lil	
		智頭町	1	
	気高郡	気高町	1	
		鹿野町	1	
		青谷町	1	
	東伯郡	羽合町	1	
		泊村 東郷町	1	
		三朝町	li	
		関金町	ΙiΙ	
		北条町	i	
		大栄町	1	
		東伯町	1	
		赤碕町	1	
	西伯郡	西伯町	1	
		会見町 岸本町	1 2	
		日吉津村	1	
		淀江町	i	
		大山町	2	
		名和町	1	
		中山町	1	
	日野郡	日南町	1	1
		日野町	1	
		江府町 溝口町	2 2	
島根県	浜田市	/#5 H- MJ	1	М
	大田市		1	
	八束郡	島根町	1	
	Administration	八雲村	1	
	能義郡	広瀬町 伯太町	1	
	仁多郡	1日太町 仁多町		
	ーシが	横田町	2	1
	大原郡	大東町	1	
		木次町	1	
	飯石郡	三刀屋町	1	
		吉田村	1	
		掛合町 頓原町	1 2	1
		赤来町	2	H
	簸川郡	佐田町	1	
		多伎町	1	
	邑智郡	川本町	1	
		邑智町	1	
		大和村	1	
		羽須美村 瑞穂町	1	1
		石見町		'
		桜江町	i	
	那賀郡	金城町	1	
		旭町	1	
		弥栄村	1	1
	day of the state	三隅町	1	
	美濃郡	美都町 匹見町	1	
	鹿足郡	但見町 日原町	i	
		柿木村	i	
		六日市町	1	
	隱岐郡	西郷町	1	
		布施村	1	
		五箇村	1	
岡山県	津山市	都万村	1	
四四水	新見市		i	
	小田郡	美星町		1

1 1		筒賀村	1.1	l
		戸河内町	2 2	
		芸北町	2	1
		大朝町	1 1	1
		千代田町	Ιi	
		豊平町	Ιi	1
	高田郡	美土里町	1	1
	I-V I-V MP	高宮町	l i	Ι'.
	賀茂郡	福富町	1 '	1
	3C/204P	豊栄町		Ιi
	世羅郡	世羅西町		Ιi
	神石郡	油木町		l i
	TTT-II-IIP	神石町		i i
		豊松村		i i
		三和町		1 4
	甲奴郡	上下町		l i
	TXXAP	総領町		1 1 1 1
		甲奴町		1 4
	双三郡	君田村	1	'
	从二和	布野村	Ιi	
		作木村	Ιi	
	比婆郡		Ι'n	
	几级都	西城町	Ιi	
		東城町	Ιi	Ι'n
		口和町		
		高野町	2 2	2
山口県	7A 757-80	比和町	- Z	1
川山県	玖珂郡	本郷村		H
愛媛県	都濃郡 宇摩郡	<u>鹿野町</u>	1	
変版県	于摩耶 温泉郡	別子山村	H	
	温泉都	重信町		
	1 200	川内町	1	
	上浮穴郡	久万町	1	
		面河村	1	
		美川村	1	
		柳谷村	1	
	1.44.900	小田町	1	
高知県	土佐郡	本川村	1	

	i	Mill other may	1.0			1 1	1 mm 444.000	_L 44-m-	1.4		
		関宮町	2				阿哲郡	大佐町	1 !	1	ı
	朝来郡	生野町	1					神郷町	1		ı
		和田山町	1					哲西町		1	ı
		山東町	1				真庭郡	湯原町	1.1	1	ı
		朝来町	1 1					美甘村	1.1	1	ı
	氷上郡	青垣町	1					新庄村	1 1	1	ı
	多紀郡	今田町	1.	1				川上村	2	i i	ı
奈良県	山辺郡	都祁村	_	1	1			八束村	2	4	ı
水风水				1 :					2	4	ı
	吉野郡	天川村	1.1	1.1				中和村	1 4	'	ı
		野迫川村	1	1	1		苦田郡	加茂町	1.1		ı
和歌山	伊都郡	高野町		2				富村	1	1	ı
県								奥津町	1	1	ı
鳥取県	鳥取市		1					上齋原村	2	1	ı
	米子市		1 1					阿波村	1 1	1	ı
	倉吉市		1 1				勝田郡	勝田町	1 1		ı
	境港市		1.4				800 PH NP	奈義町	14		ı
	岩美郡	国府町	2					勝北町	14		ı
	石天仰						de mass		14		ı
		岩美町	2				英田郡	大原町	14	_	ı
		福部村	1					東栗倉村	1	1	ı
	八頭郡	郡家町	1					西粟倉村	1	1	ı
		船岡町	1 1	l	1	広島県	佐伯郡	佐伯町	1	1	ı
		河原町	1 1	l				吉和村	1	2	l
		八東町	2		l		山県郡	加計町	1.1		l

別表第10 木造家屋部分別損耗減点補正率基準表 (一部改正:昭47.12告示304号)

別表第11 木造家屋総合損耗減点補正率基準表

別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表 (全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、 全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号)

1 事務所、店舗、百貨店用建物

※別冊「別表File現9」参照 事務所、店舗、百貸店用建物以外の建物 自治大臣は、次に掲げる建物について、1事務所、店舗、百賀店用建物の例によって、非木造家屋再建 築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて便覧するものとする。

K , F , B,	「灬色子女とんり、 ロからががり に帰べ	-
(1)	住宅、アパート用建物	(不明)
(2)	病院、ホテル用建物	(不明)
(3)	劇場、娯楽場用等のホール型建物	(不明)
(4)	銀行用建物	(不明)
(5)	工場、倉庫、市場用建物	(不明)
(6)	水力発電所用建物	(不明)
	ア 発電機室関係建物	(不明)
	イ 配電機室関係建物	(不明)
(7)	住宅用コンクリートプロック造建物	(不明)
(8)	轻量鉄骨造建物	(不明)
	ア 住宅、アパート用建物	(不明)
	イ 工場、倉庫、市場用建物	(不明)
	ウ 事務所、店舗、百貨店等建物	(不明)

別表第12の2 単位当たり評点数 (本表追加:平11.05告示132号)

1 主体構造部等 評点

	計 尽 現 日		計 尽 致
鉄	骨 (1トン	/当たり)	196, 200
耐火	被覆 (加算点	(扱い)	61, 420
鉄	筋 (1トン	/当たり)	97, 860
コンク	リート(鉄筋)		37, 130
(1立:	方メートル当たり)		
コンク	リート(無筋)		16, 140
(1立:	方メートル当たり)		
人工學	材軽量コンクリート(鉄	:餘)	41,800
	方メートル当たり)	ARH /	41,000
天然骨	材軽量コンクリート(鉄	筋)	40,750
	<u> 方メートル当たり)</u>		
	骨(1トン当たり)		242, 930
	リートプロック造		10, 640
	<u> 「方メートル当たり)</u>		
	<u>造(1.0平方メートル当</u> /		28, 030
	ンクリート(屋根・床構	造用)	17, 380
(1立	方メートル当たり)	I AME	
	鉄筋コンクリ		7, 030
	(工場・倉庫		
屋根構	鉄筋コンクリー	ート道	6, 940
造(1.0	(その他)	ALL LINE	0.400
平方メ	組立鉄筋コン		8, 480
ートル 当たり	気泡コンクリート板	150mm, ∓	8, 620
コたり		100mm厚	6, 320
		75mm厚	5, 640
	軽量コンリート打	大角型波鋼板(捨型枠	6,860
	The same of 1 111	のもの) 1.6mm厚	3,000
•	1		

		_	- L 40
	評点項		評点 数
	木造	90mm. 厚	2, 850
	コンクリートプロッ	150mm.■	5, 670
	ク造	100mm厚	4, 190
	鉄骨造	100mm厚	2, 350
		100mm厚	2, 180
	軽量鉄骨造	(現場組のもの)	
		65mm / ■	1,730
		(既製のもの)	
	鉄筋コンクリート造		10, 480
		150mm厚	9, 130
外周壁	気泡コンクリート板	100mm厚	6,760
骨組		75mm.	6,010
(1.0平	プレキャストコンク	100mm厚	8, 340
方メー	リート板	40mm厚	5, 750
トル当		(リプ付)	.,
たり)	押出成型セメント板		8, 010
		50mm厚	7,560
	れんが積み	一枚積み	19, 440
		半枚積み	10, 220
	陶製プロック積み	グリル用	23,000
		施釉	19, 350
		無釉	14,600
	化粧コンクリートブ	190mm厚	13, 530
	ロック積み	120mm/E	9, 700
			5,.00
	大谷石積み切	石積み 180mm厚	40,790
		150mm厚	36, 640
	木造	90mm	2,850
	コンクリートプロッ		5, 670
	TOTAL	100111114	0,010

			角型波鋼板(捨型枠の	5, 810
			もの)1.2mm厚	
			ラスシート	5, 260
			(捨型枠のもの)	
	勾配屋根		鉄骨造	4, 120
			木造(洋小屋組)	6, 540
	鉄筋コンク	リート造		6, 290
	(工場・倉)	<u>車・市場)</u>		
床構造	鉄筋コンクリート造			5, 190
(1.0平	(その他)			
方メー	組立鉄筋コンクリート造			8, 480
トル当	木造(東立床)			2,720
たり)			150mm厚	8,780
	気泡コンクリート板		100mm,■	6, 350
			75mm,📮	5, 680
	大角型波鋼板		2.3mm厚	4,860
			1.6mm.	3, 930
	角型波鋼板		1.2mm厚	3,800
			0.8mm厚	3, 390
	軽量コンク リート打	大角型波 1.6mm厚	(鋼板(捨型枠のもの)	6, 860
		角型波響 1.2mm厚	板(捨型枠のもの)	5, 810
		ラスシー	- ト ≱のもの)	5, 260
	コンクリー			3, 380

	ク造		100mm厚	4, 190
	鉄骨造		100mm厚	2, 350
	鉄筋コンクリート造		120mm厚	10, 480
間仕切	気泡コンクリート根	菜	150mm厚	9, 130
骨組(1.			100mm厚	6, 760
0平方			75mm.厚	6,010
メート	プレキャストコンク		100mm厚	8, 340
ル当た	リート板		40mm厚	5, 750
y)			(リブ付)	
	押出成型セメント板		60mm厚	8, 010
			50mm厚	7, 560
			100mm厚	2, 180
	軽量鉄骨造	(到	見場組のもの)	
			65mm厚	1,730
		(既製のもの)	
			二時間	5, 930
	石膏ボード間仕切		耐火仕様	
			一時間	4, 320
			耐火仕様	
	れんが積み		一枚積み	19, 440
			半枚積み	10, 220
	陶製プロック積み		グリル用	23, 000
			施釉	19, 350
			無釉	14, 600
	化粧コンクリートブ		190mm厚	13, 530
	ロック積み		120mm厚	9, 700
	大谷石積み切	石積み	180mm 厘	40, 790
			150mm厚	36, 640

² 当たり) 点項目 国産石		
国産石		評 点 数
国産石	<u>_</u>	36, 980
	中	34, 680
	並	33, 480
	Ł	48,080
輸入石	中	35,780
	3 tr	34,580
上	磨き仕上	42, 180
-	小叩仕上	40, 210
国産石 由		39, 680
		37,710
àt		38, 180
125		36, 310
輸えて		
柳八石		51,780
4.407		49, 210
小松石		43, 380
		41,210
Art. TTT TT		29,750
鉄半石		20,800
A 100	乱貼	15, 680
多胡石		28, 910
大谷石		21, 960
テラゾーブ	種石径50mm	29, 080
ロック	種石径15mm	26, 280
	種石径 6 mm	24, 780
擬石ブロッ	d d	32, 340
		16, 620
人造石小叩	****	16,070
		14, 270
		9, 260
かき落し		3,830
HH리송	3,050	
オプア麻キ		2,840
小して宿さ		3, 280
		6,030
中		4, 520
並		2, 620
窯変		12,780
窯変 色物 丸型	色物	12, 780
窯変 色物 丸型 角型	色物色物	12, 780 10, 460
窯変 色物 丸型 角型		12, 780 10, 460 10, 390
窯変 色物 丸型		12, 780 10, 460 10, 390 9, 890
窯変 色物 丸型 角型 イル		12, 780 10, 460 10, 390 9, 890 32, 630
窯変 色物 丸型 角型 イル 200mm角		12, 780 10, 460 10, 390 9, 890 32, 630 21, 250
窯変 色物 丸型 角型 イル 200mm角 150×75 (mm		12, 780 10, 460 10, 390 9, 890 32, 630 21, 250 13, 250
窯変 色物 丸型 角型 イル 200mm角	n)	12, 780 10, 460 10, 390 9, 890 32, 630 21, 250 13, 250 3, 370 3, 280
窯変 色物 丸型 角型 イル 200mm角 150×75 (m 0.4mm厚 0.3mm厚	n) 色物	12, 780 10, 460 10, 390 9, 890 32, 630 21, 250 13, 250 3, 370 3, 280 5, 560
窯変 色物 丸型 角型 イル 200mm角 150×75 (mm	色物	12, 780 10, 460 10, 390 9, 890 32, 630 21, 250 13, 250 3, 370 3, 280 5, 560 5, 350
窯変 色物 丸型 イル 200mm角 150×75 (m 0.4mm厚 0.3mm厚	色物	12, 780 10, 460 10, 390 9, 890 32, 630 21, 250 13, 250 3, 370 3, 280 5, 560 5, 350 5, 030
窯変 色物 丸型 角型 イル 200mm角 150×75 (m 0.4mm厚 0.3mm厚	上 中 並 0.40m厚	12, 780 10, 460 10, 390 9, 890 32, 630 21, 250 13, 250 3, 370 3, 280 5, 560 5, 350 5, 030 3, 000
窯変 色物 丸型 角型 イル 200mm角 150×75 (m 0.4mm厚 0.3mm厚 成型板 波 板	色物 上 中 並 0.40mm厚 0.29mm厚	12, 780 10, 460 10, 390 9, 890 32, 630 21, 250 13, 250 3, 370 3, 280 5, 560 5, 350 5, 030 3, 000 2, 730
窯変 色物 丸型 イル 200mm角 150×75 (m 0.4mm厚 0.3mm厚	上 中 並 0.40m厚 0.29m厚	12, 780 10, 460 10, 390 9, 890 32, 630 21, 250 13, 250 3, 370 3, 280 5, 560 5, 350 5, 030 3, 000 2, 730 3, 740
窯変 色物 丸型 カ型 イル 200mm角 150×75 (mm 0.4mm厚 0.3mm厚 成型板 波 板 角波板	上 中 並 0.40m厚 0.29m厚 0.30m厚	12, 780 10, 460 10, 390 9, 890 32, 630 21, 250 13, 250 3, 370 3, 280 5, 560 5, 350 5, 030 3, 000 2, 730 3, 740 3, 250
窯変 色物 丸型 角型 イル 200mm角 150×75 (m 0.4mm厚 0.3mm厚 成型板 波 板	上 中 並 0.40m厚 0.29m厚	12, 780 10, 460 10, 390 9, 890 32, 630 21, 250 13, 250 3, 370 3, 280 5, 560 5, 350 5, 030 3, 000 2, 730 3, 740
	テラック 擬石ブソーツ現・ 大造造石洗し 人造造石洗し はけ引き を立て磨き	国産石 中 磨き仕上 小叩仕上 か

	点 項	B		評点数
	1.6mm 周	[6, 850
角波鋼板	1.2mm 月	[6, 480
	0.8mm周	6, 110		
	4 mm.)#			32, 500
耐候性鋼板	3 mm/9	28, 270		
	2 mm/4	24, 070		
	E .			33,860
ステンレス板	中	29, 480		
	並			24, 990
			Ŀ	16, 900
アルミニウム板	成型板		中	14, 580
			並	11,950
	着色板			19, 580
	アルミタ	′イカ	スト	31,660
	Ŀ			22, 440
鋼板	中			17, 360
	並			14, 820
	フレキシ	プ	8.0 mm/F	4, 620
	ル板		6.3 mm/F	4, 250
スレートボード	** ***		4.0 mm/F	3,870
7 1 1 1	波板		6.3 mm/F	2,330
	平板		8.0 mm/F	3,970
	1 104		6.3 mm/F	3,610
	着色板		0.0 111114	4, 900
硬質木片セメン	4 C1X	25	mm/F	5, 060
			mm/F	4, 360
11100			mm/F	3, 750
	梅ルビー		1.0 mm厚	2, 310
	塩化ビニル		0.8 mm厚	2,030
合成樹脂板	ポリエステ		1.0 mm厚	2, 950
口从物加加	ル	.)	0.8 mm厚	2, 640
	アクリル		3 mm厚	4, 590
	フラッル		2 mm/F	3, 590
板 張	竪羽目	_	Z 11111/F	6,710
100 100	南京下見			5, 590
	用水ドカ		9.0 mm./ ■	3, 520
合 板	ラワン会	ALC:	5.5 mm厚	3, 110
10X	フリント	TIX	4.0 mm厚	3, 050
	塗装合板		4. U IIIIU	4, 470
窯業系サイディン				4, 440
- 黒栗ボッイディン - 金属系サイディン				4, 440
立偶ポリイディン				4, 340
小具ポソコデイン		7:	テンレス製パネル形式の	73, 500
	金属製	も		10,000
	立周戦		<u>ル</u> ルミニウム製方立形式の	43,000
カーテンウォー		5		40,000
ルー・フラオー			ク 鉄製連窓形式のもの	20,600
10			K製造芯形式のもの 状が複雑なサッシュ組込	44, 100
	PC系		人が慢種なりツンユ組込 のもの	44, 100
	「しポ		<u>のもの</u> ラットなサッシュ組込み	26, 700
				20, 100
			<u>もの</u> = w ト ☆ ぱき !! のもの	11 000
サロルゼニュ		<u> </u>	ラツトなパネルのもの	11,800
結晶化ガラス				41,280

<u> '当たり)</u>		
点項	I	評点数
	上	36, 520
国産石	中	34, 220
	並	33, 020
	上	47, 620
輸入石	中	35, 320
	点 項 国産石	点 項 目 上 回産石 並 上

	ほうろう鋼板	29, 530
化粧鋼板	メラミン鋼板	20, 080
	塩化ビニル樹脂被覆鋼板	11,060
	印刷鋼板	9, 060

		並		34, 120
		Ŀ	磨き仕上げ	42, 180
			小叩仕上げ	40, 210
花崗岩	国産石	中	磨き仕上げ	39, 680
			小叩仕上げ	37, 710
		並	磨き仕上げ	38, 180
			小叩仕上げ	36, 310
	輸入石		磨き仕上げ	51, 780
			小叩仕上げ	49, 210

ev	点項目		評 点 数
	小松石	磨き仕上げ	43, 380
		小叩仕上げ	41, 210
安山岩		小口積み	29,750
х н н	鉄平石	方形 貼	20,800
	#A 1 14	乱貼	15, 680
凝 灰 石	A+07	pt RD	
凝灰石	多胡石		28, 910
	大谷石		21,960
	テラゾーブ		29, 080
人造石プロック	ロック	種石径15mm	26, 280
		<u>種石径6mm</u>	24, 780
	テラゾー現場	影 研	16, 620
人造石塗	人造石研出		14, 320
	人造石洗出		9, 260
	かき落し		3, 710
モルタル	金ごて磨き		3, 200
	はけ引き		2, 980
コンクリート打	上		6, 030
放	中		4, 520
	並		2, 620
プラスター	Ē		3,890
	中		3,550
	並		3,070
和風壁	京壁		9, 480
THE COLUMN	大津壁		6, 300
	上		3, 250
繊維壁			
報作室	中		2,740
	並	No ale	2,590
	75mm角	窯変	9, 150
A	100 5	色物	7,780
角タイル	100mm角	<u>窯変</u> 色物	8, 460 7, 280
			, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
小口・二丁掛タ	窯変		11,500
<u>イル</u>	色物	T	9, 180
	丸型	窯変	8, 910
		色物	
モザイクタイル			6, 960
モザイクタイル	角型	窯変	8,670
			8, 670 6, 500
モザイクタイル 大型テラカッタタ		窯変	8, 670
		窯変	8, 670 6, 500
大型テラカッタタ	アイル	窯変	8, 670 6, 500 30, 700
大型テラカッタタ	アイル	<u>窯変</u> 色物	8, 670 6, 500 30, 700 7, 480
大型テラカッタ タ 鉛タイル	アイル 2 mm	<u>窯変</u> 色物	8, 670 6, 500 30, 700 7, 480 4, 750
大型テラカッタタ 鉛タイル 着色亜鉛鉄板	アイル 2 mm	<u>窯変</u> 色物	8, 670 6, 500 30, 700 7, 480 4, 750 4, 540 4, 220
大型テラカッタ タ 鉛タイル	7イル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚	上中並	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540
大型テラカッタタ 鉛タイル 着色亜鉛鉄板	7イル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚	上中並	8, 670 6, 500 30, 700 7, 480 4, 750 4, 540 4, 220 3, 370 3, 280
大型テラカッタを 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板	7イル 2mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう鋼板 メラミン鋼板	<u>窯変</u> 色物	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720
大型テラカッタタ 鉛タイル 着色亜鉛鉄板	7イル 2mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう鋼板 メラミン鋼板	<u>窯変</u> 色物	8, 670 6, 500 30, 700 7, 480 4, 750 4, 540 4, 220 3, 370 3, 280
大型テラカッタを 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板	7イル 2mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう鋼板 塩化ビニル板	<u>窯変</u> 色物	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270
大型テラカッタを 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板	7イル 2mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう鋼材 塩化ビニル材 印刷鋼板	<u>窯変</u> 色物	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270 10,240 8,250
大型テラカッタを 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板	スイル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう鋼板 メラミン鋼板 塩化ビニル板 中間刷鋼板 上	<u>窯変</u> 色物	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270 10,240 8,250 33,050
大型テラカッタを 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板	フィル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう鋼材 メラミン鋼材 塩化ビニル材 印刷鋼板 上 中	<u>窯変</u> 色物	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270 10,240 8,250 33,050 28,670
大型テラカッタを 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板	スイル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう鋼板 メラミン鋼板 塩化ビニル板 中間刷鋼板 上	震変 色物 上中 並 反 反	8, 670 6, 500 30, 700 7, 480 4, 750 4, 540 4, 220 3, 370 28, 720 19, 270 10, 240 8, 250 33, 050 28, 670 24, 180
大型テラカッタを 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板	7イル 2mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう鋼板 塩化ビニル 印刷鋼板 上 中 並	上中立並	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270 10,240 8,250 33,050 28,670 24,180
大型テラカッタが 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板 ステンレス板	フィル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう鋼材 メラミン鋼材 塩化ビニル材 印刷鋼板 上 中	<u>窯変</u> 色物 上 中 並 反 反 反 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270 10,240 8,250 33,050 28,670 24,180 16,090
大型テラカッタを 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板	7イル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう鋼板 メラミン鋼板 塩化ビニルを 印刷鋼板 上 中 並	上中立並	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270 10,240 8,250 33,050 24,180 16,090 13,770 11,140
大型テラカッタが 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板 ステンレス板	フィル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう鋼材 メラミン鋼材 塩化ビニル材 印刷鋼板 上 中 並 成型板	<u>窯変</u> 色物 上 中 並 反 反 反 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270 10,240 8,250 33,050 28,670 24,180 16,090 13,770 11,140
大型テラカッタが 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板 ステンレス板	7イル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう網報 塩化ビニル 日即刷網板 上中 並 成型板	<u>窯変</u> 色物 上 中 並 反 反 大 対 指被獲綱板	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270 10,240 8,250 33,050 28,670 24,180 16,090 13,770 11,140 11,310
大型テラカッタが 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板 ステンレス板	7イル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろうの網 塩化ビニル 印刷網板 上 中 並 成型板 吸音板 養色板 アルミダイカ	変 色物 上中 並 版	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270 10,240 8,250 33,050 28,670 24,180 16,090 13,770 11,140 11,310 18,770 30,850
大型テラカッタタ 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板 ステンレス板 アルミニウム板	7イル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろうの網 塩化ビニルを 印刷網板 上 中 並 成型板 吸音板 着色板 アルミダイナ	震変 色物 上中 並 反反 対脳被覆網板	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 10,240 8,250 33,050 24,180 16,090 13,770 11,140 11,310 18,770 30,850 21,630
大型テラカッタが 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板 ステンレス板	フィル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう鋼材 メラミン鋼材 塩化ビニル材 印刷鋼板 上中 並 成型板 吸音板 着色板 アルミダイカ 上	定 を	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270 10,240 8,250 33,050 28,670 24,180 16,090 13,770 11,140 11,310 18,770 30,850 21,630 16,550
大型テラカッタを 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板 ステンレス板 アルミニウム板	7イル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 (ほうろン鋼材 タラミン鋼材 塩化ビニル 日印刷鋼板 上中 並 成型板 吸音板 着色板 アルミダイブ 上 中 並	震変 色物 上中 並 反反 対脳被覆網板	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,377 3,280 28,720 19,270 10,240 8,255 33,050 22,670 24,180 16,090 13,770 11,140 11,310 18,770 30,850 21,630 16,550 14,010
大型テラカッタタ 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板 ステンレス板 アルミニウム板	フィル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう鋼材 メラミン鋼材 塩化ビニル材 印刷鋼板 上中 並 成型板 吸音板 着色板 アルミダイカ 上	定 を	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270 10,240 8,250 33,050 24,180 16,090 13,770 11,140 11,310 18,770 30,850 21,630 16,550 14,010 10,460
大型テラカッタタ 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板 ステンレス板 アルミニウム板 鋼 板	7イル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろうが網 塩化ビニル 印刷網板 上中 並 成型板 吸音板 着色板 アルミダイカ 上 中 並 2.0 mm厚 0.8 mm厚	定 色物 上 中 並 並 が スト の 6 mm 厚 の 3 mm 厚 の 3 mm 厚	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270 10,240 8,250 33,050 28,670 24,180 16,090 13,770 11,140 11,310 18,770 30,850 21,630 16,550 14,010 10,460 7,500
大型テラカッタを 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板 ステンレス板 アルミニウム板	7イル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほううこン鋼材 塩化ビニル 印刷網板 上中 並 成型板 吸音板 着色板 アルミダイガ 上中 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	定 を	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270 10,240 8,250 33,050 24,180 16,090 13,770 11,140 11,310 18,770 30,850 21,630 16,550 14,010 10,460
大型テラカッタタ 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板 ステンレス板 アルミニウム板 鋼 板	7イル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろうが網 塩化ビニル 印刷網板 上中 並 成型板 吸音板 着色板 アルミダイカ 上 中 並 2.0 mm厚 0.8 mm厚	<u>無変</u> 色物 上中 並 友 反 対脂被運動板 カスト 0.6 mm厚 0.4 mm厚 0.3 mm厚	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 10,240 8,250 33,050 28,670 24,180 16,090 13,770 11,140 11,310 18,770 30,850 21,630 16,550 14,010 10,460 7,500 3,750
大型テラカッタタ 鉛タイル 着色亜鉛鉄板 亜鉛鉄板 化粧鋼板 ステンレス板 アルミニウム板 鋼 板	マイル 2 mm厚 成型板 0.4 mm厚 0.3 mm厚 ほうろう鋼材 メラミン鋼材 塩化ビニル材 印刷鋼板 上中 並 成型板 吸音板 アルミダイナ 上中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	定 色物 上 中 並 並 が スト の 6 mm 厚 の 3 mm 厚 の 3 mm 厚	8,670 6,500 30,700 7,480 4,750 4,540 4,220 3,370 3,280 28,720 19,270 10,240 8,250 33,050 28,670 24,180 16,090 13,770 11,140 11,310 18,770 30,850 21,630 16,550 14,010 10,460 7,500

F	ア 点 項 目			評点
スレートボード	平板	8.0 mm.厚		3, 100
		6.3 mm厚		2,740
		3 mm/平		7,060
	塩化ビニル	2 mm厚		6, 020
合成樹脂板		1 mm厚		5, 020
		2.0 mm厚		6, 940
	メラミン	1.6 mm厚		6, 040
		1.2 mm厚		5, 780
コペンハーゲン	特注品			14, 960
リプ	規格厚型			9, 150
	規格薄型			7,500
	普通板	12 mm.		3, 080
吹質繊維板		9 mm厚		2, 920
	吸音板	12 mm厚		3, 370
		9 mm.厚		3, 100
半硬質繊維板	9 mm. 📮			3, 240
	6 mm厚			3, 190
		6.5 mm. 厚		3, 280
硬質繊維板	普通板	5.0 mm.厚		3, 010
		3.5 mm./■		2, 900
	化粧板	5.0 mm厚		3, 390
パーティクルボ	25mm, 📮			3, 620
- K	15mm厚			3, 170
	10mm厚			3,080
木毛セメント板	普通板	20mm厚 9~15mm月	Ţ.	2, 410 2, 340
	化粧板	25mm/厚		2,800
パルプセメント	化粧板 普通板	25mm厚 6 mm厚		2, 800 2, 260
扳				
版 更質木片セメン	普通板 化粧板 25mm厚	6 mm.■		2, 260 2, 610 4, 490
版 更質木片セメン	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚	6 mm.■		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790
版 更質木片セメン	普通板 化粧板 25mm厚	6 mm.■		2, 260 2, 610 4, 490
板 更質木片セメン ト板	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚	6 mm.■		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180
版 更質木片セメン	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚	6 mm.■		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180
板 更質木片セメン ト板	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚	6 mm. 14		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220
板更質木片セメント板	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 50mm厚	6 mm.		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090
板更質木片セメント板	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚	6 mm = 6 mm = 12 mm = 9 mm = 9		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 030
板更質木片セメント板	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 50mm厚 普通板	6 mm = 6 mm = 12 mm = 7 mm = 7 mm = 12		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 030 1, 990
版 更質木片セメント板 木片セメント板 石膏ポード	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 50mm厚 普通板 化粧板	6 mm = 6 mm = 9 mm = 7 mm = 9.5 mm = 9.5 mm = 10.5 mm =		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 030 1, 990 2, 170
版 更質木片セメン ト板 木片セメント板 石膏ポード 圭酸カルシウム板	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 30mm厚 普通板	12 mm = 9 mm = 7 mm = 9 mm = 8 mm = 8 mm = 1		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 030 1, 990 2, 170 2, 930
版更質木片セメント板 木片セメント板 石膏ポード 主酸カルシウム板 無石綿珪酸カルシ	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 30mm厚 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	12 mm = 9 mm = 7 mm = 9.5 mm = 8 mm = 9.5		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 030 1, 990 2, 170 2, 930 3, 060
版更質木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 石膏ポード 主酸カルシウムが 無石綿珪酸カルシ 無石綿珪酸カルシ	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 でウム板	12 mm = 9 mm = 7 mm = 9.5 mm = 8 mm = 9.5		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 170 2, 930 3, 060 4, 150
版更質木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 石膏ポード 主酸カルシウムが 無石綿珪酸カルシ 無石綿珪酸カルシ	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 でウム板	12 mm = 9 mm = 7 mm = 9.5 mm = 8 mm = 9.5		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 030 1, 990 2, 170 2, 930 4, 150 7, 770
版更質木片セメント板 大片セメント板 本片セメント板 石膏ポード 主酸カルシウム板 無石綿珪酸カルシ エコルク板	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 ウム板 ウム板化粧板 12mm厚	12 mm = 9 mm = 7 mm = 9.5 mm = 8 mm = 9.5		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 030 1, 990 2, 170 2, 930 3, 060 4, 150 7, 770 7, 190
版更質木片セメント板 大片セメント板 本片セメント板 石膏ポード 主酸カルシウム板 無石綿珪酸カルシ エコルク板	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 たウム板化粧板 12mm厚 9 mm厚	12 mm = 9 mm = 7 mm = 9.5 mm = 8 mm = 9.5		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 030 1, 990 2, 170 2, 930 4, 150 7, 770
版更質木片セメント板 大片セメント板 本片セメント板 石膏ポード 主酸カルシウム板 無石綿珪酸カルシ エコルク板	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 ウム板 ウム板化粧板 12mm厚 9 mm厚	12 mm = 9 mm = 7 mm = 8 mm = 6 mm = 6 mm = 9.0 m		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 170 2, 930 3, 060 4, 150 7, 770 7, 190 6, 310
版更質木片セメント板 大片セメント板 本片セメント板 石膏ポード 主酸カルシウム板 無石綿珪酸カルシ エコルク板	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 たウム板化粧板 12mm厚 9 mm厚	12 mm = 9 mm = 7 mm = 9 mm = 8 mm = 6 mm = 6 mm = 1		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 2, 090 2, 170 2, 930 3, 060 4, 150 7, 770 6, 310 5, 240
版更質木片セメント板 大片セメント板 本片セメント板 石膏ポード 主酸カルシウム板 無石綿珪酸カルシ エコルク板	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 でウム板 ウム板化粧板 12mm厚 9 mm厚 セ・ラワン	12 mm = 9 mm = 7 mm = 8 mm = 6 mm = 6 mm = 9.0 m		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 170 2, 930 4, 150 7, 770 7, 190 6, 310 5, 240 3, 140
版更質木片セメント板 大片セメント板 本片セメント板 石膏ポード 主酸カルシウム板 無石綿珪酸カルシ エコルク板	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 18mm厚 12mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 ウム板化粧板 12mm厚 会 会 や カースを ・ウム板・シースを ・ウム板・シースを ・ウム板・シースを ・ウム板・シースを ・・ラワン ラワン合板	12 mm = 9 mm = 8 mm = 6 mm = 5.5 mm = 9.0 mm = 9.0 mm = 9.0 mm = 9.0 mm = 9 mm		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 170 2, 930 4, 150 7, 770 6, 310 5, 240 3, 140 2, 800 2, 740 4, 750
版更質木片セメント板 大片セメント板 本片セメント板 石膏ポード 主酸カルシウム板 無石綿珪酸カルシ エコルク板	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 でウム板 ウム板化粧板 12mm厚 9 mm厚 セ・ラワン	12 mm = 9 mm = 6 mm = 9.0 mm =		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 2, 090 2, 170 2, 930 3, 060 4, 150 7, 770 7, 190 6, 310 5, 240 3, 140 2, 800 2, 740 4, 750 3, 970
版更質木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 石膏ポード 主張石綿生酸カルシシ無無石ク板 木 材	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 50mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 ウム板 ウム板 ウム板化粧板 12mm厚 会板 ・ウム板の カーラーン ラフン合板 なら合板	12 mm = 9 mm = 8 mm = 6 mm = 5.5 mm = 9.0 mm = 9.0 mm = 9.0 mm = 9.0 mm = 9 mm		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 170 2, 930 3, 060 4, 150 7, 770 7, 190 6, 310 5, 240 3, 140 2, 800 2, 740 4, 750 3, 970 3, 210
返更質木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 「青ポード 主酸力ルシ酸カルショルク板 木 材	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 18mm厚 12mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 ウム板化粧板 12mm厚 会 会 や カースを ・ウム板・シースを ・ウム板・シースを ・ウム板・シースを ・ウム板・シースを ・・ラワン ラワン合板	12 mm = 9 mm = 8 mm = 8 mm = 6 mm = 9.5 mm = 4.0 mm = 9 mm = 4.0 mm = 9 mm = 6 mm = 4		2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 030 1, 990 2, 170 2, 930 3, 060 4, 150 6, 310 5, 240 3, 140 2, 800 2, 740 4, 750 3, 970 3, 970 3, 870 3, 870
版更質木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 石膏ポード 主張石綿生酸カルシシ無無石ク板 木 材	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 18mm厚 18mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 ウム板化粧板 ウム板化粧板 12mm厚 会 を・ラワン ラワン合板 なら合板	12 mm = 9 mm = 6 mm = 9.0 mm =	6 mm.	2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 030 1, 990 2, 170 2, 930 3, 060 4, 150 7, 770 7, 190 6, 310 5, 240 3, 140 2, 800 2, 740 4, 750 3, 970 3, 210 3, 870 5, 800 5, 800
版更質木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 石膏ポード 主張石綿生酸カルシシ無無石ク板 木 材	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 50mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 ウム板 ウム板 ウム板化粧板 12mm厚 会板 ・ウム板の カーラーン ラフン合板 なら合板	12 mm = 9 mm = 8 mm = 8 mm = 4 mm = 4 mm = 4 mm = 1	4 mm厚	2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 170 2, 930 3, 060 4, 150 7, 770 6, 310 5, 240 3, 140 2, 800 2, 740 4, 750 3, 970 3, 210 4, 150 7, 760 9, 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100
版更質木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 石膏ポード 主張石綿生酸カルシシ無無石ク板 木 材	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 18mm厚 18mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 ウム板化粧板 ウム板化粧板 12mm厚 会 を・ラワン ラワン合板 なら合板	12 mm = 9 mm = 8 mm = 8 mm = 6 mm = 9.5 mm = 4.0 mm = 9 mm = 4.0 mm = 9 mm = 6 mm = 4	4 mm 厚 6 mm 厚	2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 170 2, 930 3, 060 4, 150 7, 770 7, 190 6, 310 5, 240 3, 140 2, 800 2, 740 4, 750 3, 970 3, 210 3, 870 5, 800 4, 400 4, 100
版更質木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 石膏ポード 主張石綿生酸カルシシ無無石ク板 木 材	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 12mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 ウム板 ウム板 ウム板 ウム板 ウム板 ウム板 サウム板 サウム板 サウム板	12 mm = 9 mm = 9 mm = 8 mm = 8 mm = 4	4 mm厚 6 mm厚 4 mm厚	2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 030 1, 990 2, 170 2, 930 3, 060 4, 150 5, 240 4, 750 3, 140 2, 800 2, 740 4, 750 3, 970 3, 210 3, 870 5, 800 4, 100 3, 450
版更質木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 木片セメント板 石膏ポード 主張石綿生酸カルシシ無無石ク板 木 材	普通板 化粧板 25mm厚 18mm厚 18mm厚 18mm厚 30mm厚 普通板 化粧板 ウム板化粧板 ウム板化粧板 12mm厚 会 を・ラワン ラワン合板 なら合板	12 mm = 9 mm = 8 mm = 8 mm = 4 mm = 4 mm = 4 mm = 1	4 mm 厚 6 mm 厚	2, 260 2, 610 4, 490 3, 790 3, 180 4, 040 3, 220 2, 090 2, 170 2, 930 3, 060 4, 150 7, 770 7, 190 6, 310 5, 240 3, 140 2, 800 2, 740 4, 750 3, 970 3, 210 3, 870 5, 800 4, 400 4, 100

評点 項目			評 点 数
	並	5 mm厚	3,770
		3 mm厚	3, 240
プリント合	5 mm厚		3, 420
板	3 mm/F		3, 210
	上	5 mm厚	4, 410
塗装合板		3 mm厚	3,570
	並	5 mm厚	3, 530

		評点項目			評 点 数
			T	磨き仕上	34, 540
花 崗	岩	国産石		小叩仕上	33, 340
			並	磨き仕上	33, 040
				小叩仕上	31,940
		輸入石		磨き仕上	46, 640
				小叩仕上	44, 840
		小松石	磨き	仕上	38, 240
安 山	岩		小叩	仕上	36, 840
		鉄平石	方形	貼	19, 930

			3 mm厚	3,030
	クロス合板	化繊	5 mm厚	4, 200
			3 mm/里	3, 620
	和風壁合板	4 mm厚		3, 360
	和紙			5, 810
紙 貼	洋紙			6, 210
	輸入紙	柄 物		6,800
		無地		6, 580
	上	柄物		4, 920
合成樹脂壁紙		無地		4, 790
	並	柄物		4, 170
		無地		3,900
		上		9, 520
布 貼	国産布	中		6, 040
		並		4, 760
	輸入布			11,070
クッションフロ	ア			4, 120
	上			8, 740
砂壁	中			4, 750
	並			4, 590
竹	·		•	23, 140
結晶化ガラス				41,650

4 床仕上 (1.0m ²)	当たり)			
				評 点 数
		上		33, 360
大 理 石	国産石	中		31,060
		並		29,860
		E		44, 460
	輸入石	中		32, 160
		並		30,960
		上	磨き仕上	37, 040
			小叩仕上	35, 840

		乱貼	15, 220
凝 灰 石	大谷石	HV AH	17, 590
OR DY TH	多胡石		24, 540
	SWITH	種石径50 mm	26, 730
	テラゾーブ	種石径15 mm	23, 930
人造石プロック	ロック	種石径6 mm	22, 430
八旦石ノロック	477	タイル	11, 690
		2.170	11,000
	テラゾー現場	 研	14, 590
人造石塗	人造石研出		10, 720
	人造石洗出		8,030
モルタル	金ごて仕上け		1,670
	木ごて仕上げ	ř	1, 450
	一 耐酸モルタリ	.	6, 120
禁砕モルタル	耐酸モルタルアスファルト		6, 120 3, 510
特殊モルタル	アスファルト		3, 510
特殊モルタル		モルタル	3,510 2,780
	アスファルト 硬化剤入	・モルタル 上 並	3, 510 2, 780 2, 380
コンクリート直	アスファルト 硬化剤入 表面すべり止	・モルタル 上 並 目地仕上げ	3, 510 2, 780 2, 380 1, 160
	アスファルト 硬化剤入 表面すべり止 金ごて仕上げ	・モルタル 上 並 目地仕上げ	3,510 2,780 2,380 1,160 560
コンクリート直	アスファルト 硬化剤入 表面すべり止 金ごて仕上げ 木ごて仕上げ	・モルタル 上 並 目地仕上げ	3, 510 2, 780 2, 380 1, 160
コンクリート直仕上げ	アスファルト 硬化剤入 表面すべり止 金ごで仕上げ 木ごで仕上げ エポキシ	- モルタル 上 並 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	3,510 2,780 2,380 1,160 560 330 4,400
コンクリート直	アスファルト 硬化剤入 表面すべり止 金ごて仕上げ 木ごて仕上げ	- モルタル 上 並 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	3,510 2,780 2,380 1,160 560 330
コンクリート直仕上げ	アスファルト 硬化剤入 表面すべり止 金ごで仕上げ 木ごで仕上げ エポキシ ポリウレタン	- モルタル 上 並 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	3,510 2,780 2,380 1,160 560 330 4,400 2,920

20	点項目		評点数
モザイクタイル	丸型	色物	6, 920
こうインフィル	角型	色物	6, 450
	75mm角	色物	8, 670
角タイル	100mm角	色物	7,570
用プイル	TOUIIII)#	巴物	1,510
	000	A.4L	0.000
	200mm角	色物	8, 660
E115 1 E 4	1		
クリンカータイ	150mm角		7,870
ル	180mm角		7, 740
特殊タイル	陶製黑色大仏	ムタイル 150mm角	21, 310
	9 mm厚		14, 450
ゴムタイル	6 mm.厚		11, 150
	3 mm厚		7, 750
リノリウム・リ	3 mm厚		3,980
ノタイル	2 mm厚		3, 730
	ピュアタイ	3 mm厘	10,870
	ル	2 mm/F	6, 770
塩化ビニルタイ	軟質タイル	3 mm/F	2,760
ル	TARES 170	2 mm/F	2, 190
**	半硬質タイ	3 mm/平	2,800
	ル	2 mm厚	2,030
塩化ビニルシー	10	3 mm/F	3,510
		2 mm厚	3,080
<u>ト</u> コルクタイル	12mm厘	2 mm/s-	
コルクタイル			9,480
	9mm/F		8, 900
エキスパンドメタ			4,870
Andre Arm Arm	6. 0mm		6, 070
縞 鋼 板	4.5mm厚		5, 360
	3. 2mm/F		4, 780
	特		10, 940
₫	上		8, 950
	中		8, 250
	普通量表	床厚 55 mm	6, 530
合成樹脂畳		床厚 30~35 mm	6, 200
	合成樹脂量表	Ę	5, 690
	特		21, 210
じゅうたん	Ė		10,770
	中		8, 370
	並		5, 560
ニードルパンチ	Ē		2,550
カーペット	並		2,050
タイルカーペツト			4,720
デッキガラス	コンクリート	·打込	43, 940
	鉄製枠		54,000
れんが	小端立て敷		10,750
4 9/0//-	平敷		7, 120
床用コンクリー		/ョンプロック	6, 730
トプロック	マ 板	- 322 H 99	5, 970
<u>トノロック</u> 床用アスファル		0 (****)	
	50×120×240		8, 210
トプロック	25×120×24		6,910
	20×120×24		6, 390
電動床	現場塗テラン		24, 610
	<u>合成樹脂タイ</u> アルミ系		14, 350
		上上	36, 660

	評点項目		評 点 数
硬質繊維板	5.0mm厚		3, 920
	3.5mm/F		3,800
縁甲板	桧		8, 170
	ラワン		6, 540
	桜	18mm厚	9, 420
		15mm厚	9,010
フローリング	なら	18mm厚	9,010
		15mm厚	8, 640
	ぶな	18mm厚	8,570
		15mm厚	7, 940
	アピトン	18mm厚	7, 450
		15mm/F	7, 240
フローリングブ	桜		6, 550
ロック		なら	
•	ぶな		5, 450
パーティクルポ	20mm厚		5, 370
- k	15mm/F		5, 130
	単板張合板	±	11, 730
		並	8, 160
	合成樹脂被覆	合板	7,040
合板		15.0mm 厚	4,820
	ラワン合板	12.0mm	4, 550
		9.0mm厚	4, 420
		5.5mm厚	4, 080
着色コンクリート床			2, 150
軟質クッション			3,850
フロア	中		3, 200
	並		2,830
硬質クッション	上	<u> </u>	6, 010
フロア	中		4,770
	並		3,660

5 天井仕上([*]	1.0 m ² 当たり)			
	評点 項目			評点数
	特			31, 470
木 材	上			20, 180
	中			11,040
	並			7,610
	ラワン合板	5.5mm厚		3,660
		4.0mm厚		3, 590
	なら合板	6 mm厚		4, 940
		4 mm厚		4, 170
	単板張合板			5, 370
			5 mm.厚	6,050
合 板	合成樹脂被覆合板	F	4 mm/F	5, 790
			3 mm/F	5, 530
			5 mm厚	4, 740
		並	4 mm厚	4, 470
			3 mm/F	4, 200
	プリント合	5 mm厚		4, 270
	板	4 mm.厚		4, 100

フリーアクセス	並	25, 360
	鋼製系 上	25, 760
床	並	14, 560
	合成樹脂・上	16, 760
	セメント系 並	12, 260
		·
モザイクパーケ	桜	6, 450
ット	なら	6,030
	ぶな	5, 780
	上	39, 310
寄木貼	中	30, 980
	並	21, 140
	6.5mm	4, 190

		3 mm厚	4, 060
	吸音板	12mm厚	4, 150
		9 mm厚	3,880
軟質繊維板	塗装吸音板	12mm厚	4, 230
		9 mm./	4, 160
	普通板	12mm厚	2,900
		9 mm. "	2,740
	吸音板	9 mm.厚	4, 130
半硬質繊維板	塗装吸音板	9 mm厚	4, 390
		9.0mm厚	3,070

	「点項目			評点数
	普通板	6.0mm厚		3, 020
	H.~	4.5mm厚		2,910
		6.5mm厚		3, 100
硬質繊維板	普通板	5. 0mm厚		2,830
		3.5mm厚		2,720
		25mm/F		3, 440
パーティクルボ	普通板	20mm厚		3, 200
- k		15mm厚		2, 990
		10mm厚		2, 900
	25mm/F			2,800
		コンクリー	-卜打込	1,220
木毛セメント板	20mm厚			2,740
		コンクリー	-卜打込	1, 160
	15mm厚			2, 670
	10mm厚			2, 600
		12.5mm厚		2, 380
	普通板	9.5mm厚		2, 320
石膏ボード		7.0mm厚		2, 280
	着色板	9 .5mm 厚		2, 460
	吸音板	9 .5 mm厚		2, 540
	塩化ビニル	<u></u>		7, 940
A -b Maria		並		6, 900
合成樹脂板	メラミン	1.6mm厚		6,920
		1.0mm/F		6,660
_ 0 440	アクリル	3 mm.厚		8, 160
コルク板	12mm/F			7,430
	9 mm.厚	with other Acc	C 0	6, 850
	امترو بدرارت	吸音板	6.0mm/F	4, 270
	フレキシブ		3.2 mm 🕎	3, 880
- 1 . 1 . 44 . 14	44 4400			0 = 40
スレートポード	ル板	普通板	5 mm.厚 4 mm.厚	3, 540 3, 360

·		_		
	評点 項			評点数
			3 mm厚	3, 320
	普通板	8.0mm厚		3, 580
		6.3mm厚		3, 220
	吸音板	4 mm厚		3, 530
ガラス繊維板	吸音板	6 mm厚		4, 940
		19mm.□ ■		6, 310
岩綿板	塗装吸音板	12mm厚		4, 240
		9 mm厚		4, 100
珪酸カルシウム	反	6 mm厚		3, 220
無石綿珪酸カルジ	ンウム板	6 mm.厚		3, 290
発泡合成樹脂				1, 270
紙貼	和紙			5, 530
	洋紙			5, 880
	輸入布			10, 740
布貼	毛織物	柄物		10, 310
		無地		9, 120
	ガラス繊維	柄物		5, 730
		無地		5, 240
	萬布・麻布	柄物		4, 040
		無地		3, 790
	Ŀ	柄物		4, 530
合成樹脂紙貼	-	無地		4, 350
	並	柄物		3,780
	-	無地		3, 460
		0.8mm厚		7, 270
	平板	0.5mm厚		5,650
	- =	0.3mm厚		4, 480
アルミニウム板	吸音板	±		19,710
		並		11,700
		王		16, 560
	成型板	車		14, 240
	12477	並		11,610
	1	0.40mm		3,330
	普通板	0.30mm厚		3, 270
_	II ARTIA	V. OVIIIII		0,210

	月点項		評点数
		0.27mm厚	3, 200
着色亜鉛鉄板		上	5, 410
	成型板	中並	5, 200
			4, 880
	ほうろう針	板	29, 050
化粧鋼板	メラミン舗		19, 600
		レ樹脂被覆鋼板	10, 570
	印刷鋼板		8, 580
	0.40mm厚		16, 790
銅板	0.35mm厚		15, 520
	0.30mm厚		14, 530
		<u> </u>	33, 380
ステンレス板	成型板	中	29,000
		並	24, 510
	上		
プラスター	中		3, 880
	並		3, 380
漆喰	漆喰壁		6, 650
	大津壁		6, 650
	上		3, 240
繊維壁	中		2,720
	並		2, 570
モルタル	金ごて仕」	上げ	3, 250
	はけ引き		3, 040
	アルミダイ		62, 120
光天井	アクリル		22, 880
	塩化ビニノ	V系	18, 970
コンクリート打	上		6, 030
放	中		4, 520
	並		2, 620
塩化ビニル成型	浴室天井材		7, 930

	エマルジョ ン系	保護層なし	•	2, 560
モルタル防水	ケイ酸ソーダ系			2,800
C/V / / W//	エマルジョン系			3,000
コンクリート直信				
アスファルトコ				1, 480 4, 050
ブスンブルドコ.		普通		8, 380
	日本瓦	釉薬		9, 310
亙.	II AP.DL	塩焼		7,760
14.	洋風瓦	釉薬		10, 930
	770414	塩焼		9, 430
	セメント瓦			5, 530
亜鉛鉄板	互棒	0.4mm厚		5, 170
TE SHI SOVIO	2614	0. 3mm		5, 050
			0.40mm	5, 390
		瓦樓	0.30mm厚	5, 230
		2014	0.27mm	5, 190
			0.40mm厚	4, 580
	長尺板	平蓋	0.30mm厚	4, 440
着色亜鉛鉄板			0.27mm	4, 410
			0.40mm厚	3,740
		波板蓋	0.30mm厚	3, 580
			0.27mm厚	3, 460
		1.2 mm厚		4, 470
	折板	1.0 mm厚		4, 190
		0.8 mm/F		3,910
	瓦棒	0.20mm厚		10,570
		0.40mm厚		16,500
銅板		0.35mm厚		13, 750
	平葺	0.30mm厚		8, 910
		0.20mm厚		8, 330
			0.8mm厚	9,700
ı				9, 100
		瓦棒	0.5mm厚	7, 170
アルミニウム板	普通板	瓦棒	0.5mm厚 0.4mm厚	

6 屋根仕上(1.0)	6 屋根仕上(1.0m ² 当たり)				
-	評点項目				
	150mm角ク	12/	12, 090		
	リンカー	8層	11, 180		
	タイル	6層	11,070		
	モルタル	12層	6, 880		
アスファルト防	(目地切り)	8層	5, 970		
水		6層	5, 860		
	露出防水		4, 130		

		上		15, 770
	人造石塗	中		14, 860
		並		12,050
		粒が揃っ	ているもの	4, 440
	豆砂利押		方が普通のも	4, 390
		D D		.,
			いのもの	4, 340
		合成ゴ	0.8mm厚	3,810
		ム系	O. Ollang-g	0,010
	非遊歩用	合成樹	塩化ビニル系	2, 850
	3FML3-713	脂系0.8		3,060
シート防水		mm	レン系	0,000
> 1.101V	遊歩用	合成ゴ	2 mm厚	5, 560
	жут	ム系	2 1111/132	3, 300
		合成樹	塩化ビニル系	4, 410
		脂系 2	塩化し一ルボ	4,410
		mm厚	ポリイソプチ	5, 180
		mm/abr	レン系	5, 160
	エポキシ系	工 (1. 表 (1	保護層あり	5, 180
				•
	合成ゴム系		保護層あり	4,740
	エマルジョ	モルタル	保護層あり	3, 310
Advanta D.L., L.	ン系	/nates		0.070
塗膜防水	エポキシ系	保護層な		3,970
	合成ゴム系	保護層な	じ	3, 310

		波板葺	0.5mm厚	5, 630
			0.4mm厚	5, 230
	長尺板	瓦棒	0.5mm厚	6, 430
			0.4mm厚	6, 320
			0.8mm厚	13,710
ステンレス板	瓦棒		0.6mm厚	10, 950
			0.3mm 坪	7,710
フッ素樹脂鋼板			0.6mm厚	6, 180
チタン			0.3mm厚	21,460
	板ガラス		3 mm,厚	4, 680
	網入ガラス	仮(磨き板)	6.8mm厚	10,810
	波型網入ガ	ラス6mm厚	鋼製特殊	15, 460
ガラス板			金物止	
	デッキガラ	ス	鉄製枠	58,070
			コンクリ	48, 010
			一卜打込	
	大 波 板	普通板	野地板あり	3, 690
			野地板なし	2, 340
波型スレート		着色板	野地板あり	4, 290
	小 波 板	普通板	野地板あり	3, 670
			野地板なし	2, 320
		着色板	野地板あり	4, 250
厚型スレート	栈瓦平型、小豆色			4, 970
スレートポード	着色板			5,870

	評点項目		評 点 数
天然スレート	平葺		6, 710
		1.5mm厚	4, 020
	ポリエステル大波板	1.0mm厚	3, 330
		0.8mm厚	2, 930
合成樹脂板	アクリル	3.0mm/F	6, 090
		2.0mm厚	5, 280
		1.5mm厚	4, 890
	塩化ビニル大波板	1.5mm厚	3, 520
		0.8mm厚	2,890
アスファルトシ	ングル		4, 650

7 **建具** (1.0m²当たり)

<u>7</u> 建具(1.0m ⁴ 当たり)					
	2	点項目			評 点 数
		スライド式	枠見込1	20mm	21, 030
		(引達い、開	枠見込1	00mm	17, 150
		き)	枠見込9	Omm	15, 180
			枠見込1	20mm	24, 400
	サッシュ	回転式	枠見込1	00mm	19, 580
			枠見込9	Omm	17, 350
			枠見込1	20mm	12, 430
		固定式	枠見込1	00mm	10, 440
		(嵌殺し)	枠見込9	Omm	9,000
		上げ下げ	枠見込1	00mm	19, 770
	板戸	杉			21, 200
木		ラワン合板			19, 900
		単板張合板			67, 270
	フラッシュ	合成樹脂被覆	合板	上	54, 420
製	戸			並	29, 080
		しな合板			25, 510

$\overline{}$	F	平点 項 目		評点数
		桧		37,880
	かまち戸	杉		31,760
		ラワン		26, 070
建	ふすま	中		7, 310
		並		6, 110
		猫間(ガラス		16, 200
	障子	腰付額入(カ	「ラス共)	8, 120
具		腰付額なし		4, 580
	雨戸	杉		8, 690
		亜鉛鉄板		5, 060
	網戸	ステンレス額		8, 590
		合成樹脂網		4, 580
		スライド式	<u> 枠見込150mm</u>	32, 080
		(引達い、開	<u> 枠見込100mm</u>	26, 930
		き)	<u> </u>	19,530
			<u> </u>	38, 300
Ann		回転式	枠見込100mm	32, 140
鋼		四点子 /#	枠見込 85mm	23, 410
	サッシュ	固定式(嵌	<u> </u>	20, 370
		殺し)	<u> </u>	17, 090
			枠見込150mm	12, 520 56, 620
201		上げ下げ	枠見込100mm	47, 470
400		TO NO	枠見込 85mm	34, 110
			<u> </u>	47, 020
		パランス	枠見込100mm	39, 330
			枠見込 85mm	28, 910
建		すべり出し、		36, 680
		突出し	枠見込100mm	30,880
	1	ДЩО	TT 75/2 TOOMIN	00,000

		点項目		評 点 数	
		枠見	<u>i∆85mm</u>	22, 980	
		枠見込150mm		57, 150	
	かまち戸	枠見込100mm		48, 410	
		枠見込85mm		41, 370	
具		枠見込150mm		45, 240	
	アングル戸	枠見込100mm		38, 500	
		枠見込85mm		33, 250	
	フラッシュ	枠見込150mm		59, 350	
	戸	枠見込100mm		50, 260	
		枠見込85mm		42, 880	
	雨戸			14, 360	
		パイプシャッター		36,010	
		軽量タイプシャッタ	7—	17, 970	
	シャッター	重量タイプシャッタ	48, 460		
		グリルシャッター	リルシャッター		
		ホールディングゲー	-ト	21,560	
		スライド式	枠見込100mm	31,060	
		(引違い、開き)	枠見込 70mm	19, 780	
7			枠見込 60mm	17,000	
ル			枠見込100mm	37, 150	
Ξ	サッシュ	回転式	枠見込 70mm	23, 330	
ルミニウム建具			枠見込 60mm	19, 940	
ゥ			枠見込100mm	26, 410	
A		固定式(嵌殺し)	枠見込 70mm	17, 300	
建			枠見込 60mm	13, 840	
具			枠見込100mm	36, 530	
		すべり出し	枠見込 70mm	25,000	
			枠見込 60mm	19, 210	
	かまち戸		枠見込100mm	51,010	
			枠見込 70mm	39, 110	
	フラッシュブ	3	枠見込100mm	55, 780	
			枠見込 70mm	41,700	
		シャッター		41,580	
		<u>シャッター</u> グリルシャッター		46, 300	

	評点項目			評点数			
L	アコーディオンドア(アルミ縁のもの) 19,380						
77	アコーディオンドア (アルミ縁のもの)						
港	網入プロフィリット	7 mm/J 6 mm/J		38, 280			
型ラ ガス		37, 600					
ガ	透明115×115×95 (mm)			47,070			
Эn	透明145×145×95 (mm)			36,770			
スッ	透明190×190×95 (mm)			29,890			
プク	色物145×145×95 (mm)			43,070			
	E-19/1407/1407/00 (min)		6 mm厚	3, 850			
		透明	5 mm厚	2,750			
		22.71	3 mm厚	2,110			
	普通板ガラス・フロート		2 mm厚	1,740			
	日本版のフハーフロー		6 mm/F	4, 830			
		すりガラス	5 mm/F	3, 650			
		3 9 33 2 34	3 mm厚	2, 460			
		2 mm/F	1,880				
Ħ	型板ガラス		4 mm厚	2,750			
"	- 100000		2 mm	1,570			
		型板	6.8mm/F	4, 180			
	網入板ガラス	磨き板	10.0mm/=	10, 930			
5	die chica e c		6.8mm/F	8, 240			
-	磨き板ガラス	8 mm厚		5, 880			
	ALC MAD A	5~6mm厚		3,850			
			5~6	5, 060			
ス		フロート	mm/里	0,000			
	熱線吸収ガラス	7	3 mm	2,510			
	Man at Brown	網入磨き	5.0~6.8	9,820			
		板	mm厚	-,			
	色ガラス		3 mm/F	6, 330			
			5 mm +	15, 080			
		フロート	5 mm厚				
			3 mm+	9, 940			
	合わせガラス		3 mm/F				
			3 mm+	12,770			
•		ii.					

	シャッター	ホールディングゲー	٢	31,950
	網戸	真織網 ステンレス網 合成樹脂網		6, 440 4, 680 3, 350
	ジャロジー	日松如用朝	枠見込 70mm	60,660
	サッシュ		枠見込150mm	100, 250
コー			枠見込100mm	91, 260
ステンレス建具	かまち戸		枠見込150mm	158, 850
シ			枠見込100mm	135, 020
レ	フラッシュブ	=	枠見込150mm	176, 120
ス			枠見込100mm	147, 800
建	シャッター	シャッター		81, 390
具		グリルシャッター		88, 610
		パイプシャッター		80,860
		ホールディングゲー	<u> </u>	64, 850
ブ ロ製	サッシュ(引進い)		114, 100
ン建	出入ロドア			214, 940
ズ具 フレ	強化ガラス)	=	自動	368, 540
レス			手動	181, 090
1 8	アクリル戸		自動	287, 950
ムア			手動	85, 690
ш				

	熱線吸収板	5 mm厚	
		3 mm+	10,620
		3 mm//	
	磨き板	10mm厚	16, 410
強化ガラス		6 mm.■	7,670
	着色板	8 mm厚	15, 860
		6 mm	8, 690
	普通板	16mm厚	11,680
複層ガラス		12mm厚	8, 570
	熱線吸収板	16mm厚	12, 140
ガラス熱線反射	プロンズ	10mm厚	13, 310
	ブルー	10mm厚	13, 310
	複雑な形で!	ノブ上等の	224, 400
グラスステンド	もの		
	形、リブ共」	L等のもの	194, 700
	形、リプ共1	普通のもの	160,600

8 加算評点項目 (1) 塗 装(1.0m²当たり)

	W.	点	項	II.	評 点 数
油性ペイント					1, 150
酒精ペイント					1,670

, c	評点 項目				
合成樹脂系エマ	ルジョンペイント	1, 050			
合成樹脂系ペイ	上	2, 650			
ント	並	1,980			
ラッカー	上	3, 690			
	並	2, 290			
耐酸ペイント		2, 050			
特殊ペイント	防水塗料	1, 160			
	多彩塗料	1,840			

	<u>(3)下地等(1.0m²当たり)</u>	
-	評点項目	評点数
	メタルラス下地	510
	断熱・吸音材	360

(2) 吹付(1.	<u>0m²当たり)</u>	
	平点 項目	評点 数
砂壁状合成樹脂	アクリル系	710
吹付	ビニル系	1,200
砂壁状セメント	化粧用セメント	710
系吹付	厚付型セメント	2,060
	ひる石系	1,800
	セメント系	2, 450
陶磁器質状吹付	エポキシ樹脂系	3,820
	磁器質系	1, 240
ロックウール吹作	寸(岩綿)	2, 020
ロックウール吹作	†	2, 180
コルク吹付		1,900
色セメント吹付	·	240
現場調合モルタノ	レ吹付	800
繊維壁吹付	·	850
樹脂入スタッコリ	火付	1,820

(4) 天	窓(1個当たり)	
	評 点 項 目	評点 数
天窓	固定式	84, 460
	開閉式	129, 660

別表第13 非木造家屋経年減点補正率基準表 1 事務所、銀行用違物及び2~7以外の建物 (全改: 昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号)

			構	造 別	区分				
造	コンクリート クリート造		コンクリート 造及び石造		骨格材の肉厚 超えるもの)	鉄骨造 (* が 3 mm を 以下のも		鉄骨造(' が3mm以	骨格材の肉厚 下のもの)
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9877	1	0.9840	1	0.9822	1	0.9765	1	0.9667
2	0.9754	2	0.9680	2	0.9644	2	0.9529	2	0.9333
3	0.9631	3	0.9520	3	0.9467	3	0.9294	3	0.9000
4	0.9508	4	0.9360	4	0.9289	4	0.9059	4	0.8667
5	0.9385	5	0.9200	5	0.9111	5	0.8824	5	0.8333
6 7	0.9262	6	0.9040	6	0.8933	6	0.8588	6	0.8000
	0.9139	7	0.8880	7	0.8756	7	0.8353	7	0.7667
8	0.9015	8	0.8720	8	0.8578	8	0.8118	8	0.7333
9	0.8892	9	0.8560	9	0.8400	9	0.7882	9	0.7000
10	0.8769	10	0.8400	10	0.8222	10	0.7647	10	0.6667
11	0.8646	11	0.8240	11	0.8045	11	0.7412	11	0.6333
12	0.8523	12	0.8080	12	0.7867	12	0.7177	12	0.6000
13	0.8400	13	0.7920	13	0.7689	13	0.6941	13	0.5667
14	0.8277	14	0.7760	14	0.7511	14	0.6706	14	0.5333
15	0.8154	15	0.7600	15	0.7333	15	0.6471	15	0.5000
16	0.8031	16	0.7440	16	0.7156	16	0.6235	16	0.4667
17	0.7908	17	0.7280	17	0.6978	17	0.6000	17	0.4333
18	0.7785	18	0.7120	18	0.6800	18	0.5765	18	0.4000
19	0.7662	19	0.6960	19	0.6622	19	0.5529	19	0.3667
20	0.7539	20	0.6800	20	0.6445	20	0.5294	20	0.3333

21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44	0.7416 0.7292 0.7169 0.7046 0.6923 0.6800 0.6677 0.6554 0.6431 0.6308 0.6185 0.6062 0.5939 0.5816 0.5693 0.5569 0.5446 0.5323 0.5200 0.5077 0.4954 0.4831 0.4708 0.4585	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44	0.6640 0.6480 0.6320 0.6160 0.6000 0.5840 0.5520 0.5360 0.5200 0.5040 0.4880 0.4720 0.4560 0.4240 0.4080 0.3920 0.3760 0.3600 0.3440 0.3280 0.3120 0.2960	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44	0. 6267 0. 6089 0. 5911 0. 5734 0. 5556 0. 5378 0. 5200 0. 5022 0. 4845 0. 4667 0. 4489 0. 4311 0. 4134 0. 3956 0. 3778 0. 3600 0. 3423 0. 3245 0. 3067 0. 2889 0. 2711 0. 2534 0. 2356 0. 2178	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34以上	0.5059 0.4824 0.4588 0.4353 0.4118 0.3882 0.3647 0.3412 0.3177 0.2941 0.2706 0.2471 0.2235 0.2000	21 22 23 24以上
46 47 48 49	0. 4339 0. 4216 0. 4093 0. 3970	46 47 48 49	0. 2640 0. 2480 0. 2320 0. 2160			ı		
50	0.3847	50以上	0.2000					
51 52	0.3723 0.3600			J				
53	0.3477							
54	0.3354							
55 56	0.3231							
56 57	0.3108 0.2985							
58	0. 2862							
59	0.2739							
60	0.2616							
61	0.2493							
62	0.2370							
63 64	0. 2247 0. 2124							
65以上	0.2124							
00%T	0.200							

0.3000 0.2667 0.2333 0.2000

2 住宅、アパート用建物 (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号)

	構造 別 区 分											
鉄骨鉄筋コンクリート 造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート プロック造及び石造		鉄骨造(骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm 以下のもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚 が3mm以下のもの)				
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率			
1	0.8000	1	0.8000	1	0.8000	1	0.8000	1	0.8000			
2	0.7500	2	0.7500	2	0.7500	2	0.7500	2	0.7500			
3	0.7000	3	0.7000	3	0.7000	3	0.7000	3	0.7000			
4	0.6912	4	0.6881	4	0.6865	4	0.6815	4	0.6706			
	0.6825	5	0.6762	5 6	0.6730	5	0.6630	5	0.6412			
5 6	0.6737	6	0.6643	6	0.6595	6	0.6444	6	0.6118			
7	0.6649	7	0.6524	7	0.6459	7	0.6259	7	0.5824			
8	0.6561	8	0.6405	8	0.6324	8	0.6074	8	0.5529			
9	0.6474	9	0.6286	9	0.6189	9	0.5889	9	0.5235			
10	0.6386	10	0.6167	10	0.6054	10	0.5704	10	0.4941			
11	0.6298	11	0.6048	11	0.5919	11	0.5519	11	0.4647			
12	0.6211	12	0.5929	12	0. 5784	12	0.5333	12	0.4353			
13	0.6123	13	0.5810	13	0.5649	13	0.5148	13	0.4059			
14	0.6035	14	0.5691	14	0.5514	14	0.4963	14	0.3765			
15	0.5947	15	0.5572	15	0. 5378	15	0.4778	15	0.3471			
16	0.5860	16	0.5452	16	0.5243	16	0.4593	16	0.3177			
17	0.5772	17	0.5333	17	0.5108	17	0.4407	17	0.2882			
18	0.5684	18	0.5214	18	0.4973	18	0.4222	18	0.2588			
19	0.5597	19	0.5095	19	0.4838	19	0.4037	19	0. 2294			
20	0.5509	20	0.4976	20	0.4703	20	0.3852	20以上	0.2000			
21	0.5421	21	0.4857	21	0.4568	21	0.3667	-				
22	0.5334	22	0.4738	22	0.4433	22	0.3482					
23	0.5246	23	0.4619	23	0.4297	23	0.3296					
24	0.5158	24	0.4500	24	0.4162	24	0.3111					
25	0.5070	25	0.4381	25	0.4027	25	0. 2926					
26	0.4983	26	0.4262	26	0.3892	26	0. 2741					

27	0.4895	27	0.4143	27	0.3757	27	0.2556
28	0.4807	28	0.4024	28	0.3622	28	0.2371
29	0.4720	29	0.3905	29	0.3487	29	0.2185
30	0.4632	30	0.3786	30	0. 3351	30以上	0.2000
31	0.4544	31	0.3667	31	0.3216		
32	0.4456	32	0.3548	32	0.3081		
33	0.4369	33	0.3429	33	0. 2946		
34	0.4281	34	0.3310	34	0. 2811		
35	0.4193	35	0.3191	35	0. 2676		
36	0.4106	36	0.3072	36	0. 2541		
37	0.4018	37	0.2953	37	0.2406		
38	0.3930	38	0.2834	38	0.2270		
39	0.3842	39	0.2715	39	0. 2135		
40	0.3755	40	0.2596	40以上	0.2000		
41	0.3667	41	0.2476				
42	0.3579	42	0.2357				
43	0.3492	43	0.2238				
44	0.3404	44	0.2119				
45	0.3316	45以上	0.2000				
46	0.3228						
47	0.3141						
48	0.3053						
49	0.2965						
50	0.2878						
51	0.2790						
52	0.2702						
53	0.2615						
54	0.2527						
55	0.2439						
56	0.2351						
57	0.2264						
58	0.2176						
59	0.2088						
60以上	0.2000						

3 店舗及び病院用建物 (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号)

鉄骨鉄筋コンクリート 造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート プロック造及び石造		鉄骨造(骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm 以下のもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚 が3mm以下のもの)	
径過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9840	1	0.9822	1	0.9800	1	0.9733	1	0.9600
2	0.9680	2	0.9644	2	0.9600	2	0.9467	2	0.9200
3	0.9520	3	0.9467	3	0.9400	3	0.9200	3	0.8800
4	0.9360	4	0.9289	4	0.9200	4	0.8933	4	0.8400
5	0.9200	5	0.9111	5	0.9000	5	0.8667	5	0.8000
6	0.9040	6	0.8933	6	0.8800	6	0.8400	6	0.7600
7	0.8880	7	0.8756	7	0.8600	7	0.8133	7	0.7200
8	0.8720	8	0.8758	8	0.8400	8	0.7867	8	0.6800
9	0.8560	9	0.8400	9	0.8200	9	0.7600	9	0.6400
10	0.8400	10	0.8222	10	0.8000	10	0.7333	10	0.6000
11	0.8240	ii	0.8045	11	0.7800	ii	0.7067	liĭ	0.5600
12	0.8080	12	0.7867	12	0.7600	12	0.6800	12	0.5200
13	0.7920	13	0.7689	13	0.7400	13	0.6533	13	0.4800
14	0.7760	14	0.7511	14	0.7200	14	0.6267	14	0.4400
15	0.7600	15	0.7333	15	0.7000	15	0.6000	15	0.4000
16	0.7440	16	0.7156	16	0.6800	16	0.5733	16	0.3600
17	0.7280	17	0.6978	17	0.6600	17	0.5467	17	0.3200
18	0.7120	18	0.6800	18	0.6400	18	0.5200	18	0.2800
19	0.6960	19	0.6622	19	0.6200	19	0.4933	19	0.2400
20	0.6800	20	0.6445	20	0.6000	20	0.4667	20以上	0.2000
21	0.6640	21	0.6267	21	0.5800	21	0.4400	2033.1	0.2000
22	0.6480	22	0.6089	22	0.5600	22	0.4133		
23	0.6320	23	0.5911	23	0.5400	23	0.3867		
24	0.6160	24	0.5734	24	0.5200	24	0.3600		
25	0.6000	25	0.5556	25	0.5000	25	0.3334		
26	0.5840	26	0.5378	26	0.4800	26	0.3354		
27	0.5680	27	0.5200	27	0.4600	27	0.3007		
28	0.5520	28	0.5022	28	0.4400	28	0.2534		
29	0.5360	29	0.3022	29	0.4200	29	0.2354		
30	0.5200	30	0.4645 0.4667	30	0.4200	30以上	0.2000		
31	0.5200	31	0.4489	31	0.3800	3014	0.2000		
32	0.4880	32	0.4469	32	0.3600				
33	0.4720	33	0.4311	33	0.3400				
34	0.4720	34	0.4134	34	0.3400				
34 35			0.3956 0.3778	35	0.3200				
36	0. 4400 0. 4240	35 36	0.3778	36	0.3000				
37	0.4240 0.4080	37	0. 3600 0. 3423	37	0.2600				
<i>31</i> ∣	v. 4080	31	U. 34 2 3	3/	U. 2000	1			

38	0.3920	38	0.3245	38	0.2400
39	0.3760	39	0.3067	39	0.2200
40	0.3600	40	0.2889	40以上	0.2000
41	0.3440	41	0.2711		
42	0.3280	42	0.2534		
43	0.3120	43	0.2356		
44	0.2960	44	0.2178		
45	0.2800	45以上	0.2000		
46	0.2640				
47	0.2480				
48	0.2320				
49	0.2160				
50以上	0.2000				

4 百貨店、ホテル、旅館、料亭、待合、劇場及び娯楽場用建物 (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号、表題改正:平11.05告示132号)

			構	造別	区分				
鉄骨鉄 筋コンクリート 造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造			鉄骨造(骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		骨格材の肉厚 超え 4 mm の)	鉄骨造(骨格材の肉厚 が3mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 22 23 24 25 26 27 28 29 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47	0. 9840 0. 9680 0. 9520 0. 9360 0. 9200 0. 9040 0. 8880 0. 8720 0. 8560 0. 8400 0. 8240 0. 7720 0. 7600 0. 7740 0. 7280 0. 7120 0. 6960 0. 6840 0. 6320 0. 6160 0. 6640 0. 5840 0. 5520 0. 5360 0. 5520 0. 5360 0. 5520 0. 5360 0. 5520 0. 5360 0. 5520 0. 5360 0. 5440 0. 4240 0. 4280 0. 4720 0. 4560 0. 4400 0. 4240 0. 4240 0. 4280 0. 3120 0. 3600 0. 3120 0. 2960 0. 2640 0. 2640 0. 2640 0. 2640 0. 2640 0. 2640	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 44 45 46 46 47 48 48 48 48 48 48 48 48 48 48 48 48 48	0. 9822 0. 9644 0. 9467 0. 9289 0. 9111 0. 8933 0. 8756 0. 8578 0. 8400 0. 8222 0. 8045 0. 7867 0. 7689 0. 7511 0. 7333 0. 7156 0. 6978 0. 6622 0. 6445 0. 6267 0. 6089 0. 5911 0. 5734 0. 5556 0. 5378 0. 5200 0. 5022 0. 4445 0. 4667 0. 4489 0. 4311 0. 4134 0. 3956 0. 3778 0. 3060 0. 3423 0. 3245 0. 3067 0. 2889 0. 2711 0. 2534 0. 2356 0. 2178 0. 2000	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35以上	0. 9771 0. 9543 0. 9314 0. 9086 0. 8857 0. 8629 0. 8400 0. 8171 0. 7943 0. 7714 0. 7486 0. 7257 0. 7029 0. 6800 0. 6571 0. 6343 0. 6114 0. 5886 0. 5886 0. 5429 0. 5200 0. 4971 0. 4743 0. 4514 0. 4286 0. 4057 0. 3829 0. 3600 0. 3371 0. 3143 0. 2914 0. 2686 0. 2457 0. 2229 0. 2000	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28以上	0. 9714 0. 9429 0. 9143 0. 8857 0. 8571 0. 8286 0. 8000 0. 7714 0. 7429 0. 7143 0. 6857 0. 6571 0. 6286 0. 6000 0. 5714 0. 5429 0. 5143 0. 4857 0. 4572 0. 4286 0. 4000 0. 3714 0. 3429 0. 3143 0. 2857 0. 2572 0. 2286 0. 2000	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20以上	0.9600 0.9200 0.8800 0.8400 0.8000 0.7600 0.7200 0.6800 0.5200 0.4800 0.4400 0.3600 0.3200 0.2800 0.2400 0.2000

5 市場用建物 (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号)

構	造 別 区 分	
#5* - > . 6	鉄骨造(骨格材の肉厚 鉄骨造(骨格材の肉厚 鉄骨造	/原妆基本中

造 鉄筋コンクリート造		ブロック造及び石造		が4mmをi	が4mmを超えるもの)		が3mmを超え4mm 以下のもの)		が3mm以下のもの)		
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率		
1	0.9822	1	0.9771	1	0.9771	1	0.9714	1	0.9600		
2	0.9644	2	0.9543	2	0.9543	2	0.9429	2	0.9200		
3	0.9467	3	0.9314	3	0.9314	3	0.9143	3	0.8800		
4	0.9289	4	0.9086	4	0.9086	4	0.8857	4	0.8400		
5	0.9111	5	0.8857	5	0.8857	5	0.8571	5	0.8000		
6	0.8933	6	0.8629	6	0.8629	6	0.8286	6	0.7600		
7	0.8756	7	0.8400	7	0.8400	7	0.8000	7	0.7200		
8	0.8578	8	0.8171	8	0.8171	8	0.7714	8	0.6800		
9	0.8400	9	0.7943	9	0.7943	9	0.7429	9	0.6400		
10	0.8222	10	0.7714	10	0.7714	10	0.7143	10	0.6000		
11	0.8045	11	0.7486	11	0.7486	11	0.6857	11	0.5600		
12	0.7867	12	0.7257	12	0.7257	12	0.6571	12	0.5200		
13	0.7689	13	0.7029	13	0.7029	13	0.6286	13	0.4800		
14	0.7511	14	0.6800	14	0.6800	14	0.6000	14	0.4400		
15	0.7333	15	0.6571	15	0.6571	15	0.5714	15	0.4000		
16	0.7156	16	0.6343	16	0.6343	16	0.5429	16	0.3600		
17	0.6978	17	0.6114	17	0.6114	17	0.5143	17	0.3200		
18	0.6800	18	0.5886	18	0.5886	18	0.4857	18	0.2800		
19	0.6622	19	0.5657	19	0.5657	19	0.4572	19	0.2400		
20	0.6445	20	0.5429	20	0.5429	20	0.4286	20以上	0.2000		
21	0.6267	21	0.5200	21	0.5200	21	0.4000				
22	0.6089	22	0.4971	22	0.4971	22	0.3714				
23	0.5911	23	0.4743	23	0.4743	23	0.3429				
24	0.5734	24	0.4514	24	0.4514	24	0.3143				
25	0.5556	25	0.4286	25	0.4286	25	0.2857				
26	0.5378	26	0.4057	26	0.4057	26	0.2572				
27	0.5200	27	0.3829	27	0.3829	27	0.2286				
28	0.5022	28	0.3600	28	0.3600	28以上	0.2000				
29	0.4845	29	0.3371	29	0.3371						
30	0.4667	30	0. 3143 0. 2914	30	0. 3143 0. 2914						
31 32	0. 4489 0. 4311	31 32	0.2914	31 32	0.2914						
		33									
33 34	0. 4134 0. 3956	34	0. 2457 0. 2229	33 34	0. 2457 0. 2229						
35	0.3778	35以上	0.2229	35以上	0. 2229						
36	0.3778	30以上	0.2000	35以上	0. 2000						
37	0.3423		·								
38	0.3245										
39	0.3243										
40	0.2889										
41	0.2711										
42	0.2534										
43	0.2356										
44	0.2178										
	U. E. 110										

6 公衆浴場用建物 (全改:昭47.12告示第304号、全改:昭53.11告示190号、全改:平05.11告示136号)

			構	造別	区分					
鉄骨鉄 筋コンクリート 造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート プロック造及び石造			鉄骨造(骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm 以下のもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が 3 mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	
1	0.9771	1	0.9765	1	0.9733	1	0.9619	1	0.9500	
2	0.9543	2	0.9530	2	0.9467	2	0.9238	2	0.9000	
3	0.9314	3	0.9294	3	0.9200	3	0.8857	3	0.8500	
4	0.9086	4	0.9059	4	0.8933	4	0.8476	4	0.8000	
5	0.8857	5	0.8824	5	0.8667	5	0.8095	5	0.7500	
6	0.8629	6	0.8588	6	0.8400	6	0.7714	6	0.7000	
7	0.8400	7	0.8353	7	0.8133	7	0.7333	7	0.6500	
8	0.8171	8	0.8118	8	0.7867	8	0.6952	8	0.6000	
9	0.7943	9	0.7882	9	0.7600	9	0.6571	9	0.5500	
10	0.7714	10	0.7647	10	0.7333	10	0.6191	10	0.5000	
11	0.7486	11	0.7412	11	0.7067	11	0.5810	11	0.4500	
12	0.7257	12	0.7176	12	0.6800	12	0.5429	12	0.4000	
13	0.7029	13	0.6941	13	0.6533	13	0.5048	13	0.3500	
14	0.6800	14	0.6706	14	0.6267	14	0.4667	14	0.3000	
15	0.6571	15	0.6470	15	0.6000	15	0.4286	15	0.2500	
16	0.6343	16	0.6235	16	0.5733	16	0.3905	16以上	0.2000	
17	0.6114	17	0.6000	17	0.5467	17	0.3524			
18	0.5886	18	0.5764	18	0.5200	18	0.3143			
19	0.5657	19	0.5529	19	0.4933	19	0.2762			
20	0.5429	20	0.5294	20	0.4667	20	0. 2381			

21	0.5200	21	0.5058	21	0.4400	21以上	0.2000
22	0.4971	22	0.4823	22	0.4133		
23	0.4743	23	0.4588	23	0.3867		
24	0.4514	24	0.4352	24	0.3600		
25	0.4286	25	0.4117	25	0.3334		
26	0.4057	26	0.3882	26	0.3067		
27	0.3829	27	0.3646	27	0.2800		
28	0.3600	28	0.3411	28	0. 2534		
29	0.3371	29	0.3176	29	0. 2267		
30	0.3143	30	0.2940	30以上	0.2000		
31	0.2914	31	0.2705				
32	0.2686	32	0.2470				
33	0.2457	33	0.2234				
34	0.2229	34以上	0.2000				
35以上	0.2000			_			

7 工場、倉庫、発電所、変電所、停車場及び車庫用建物

(1) 一般用のもの((2)及び(3)以外のもの) (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号)

			構	造別								
鉄骨鉄筋コンクリート 造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート プロック造及び石造		鉄骨造(骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm 以下のもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)				
径過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率			
1	0.9822	1	0.9800	1	0.9771	1	0.9692	1	0.9556			
2	0.9644	2	0.9600	2	0.9543	2	0.9385	2	0.9111			
3	0.9467	3	0.9400	3	0.9314	3	0.9077	3	0.8667			
4	0.9289	4	0.9200	4	0.9086	4	0.8769	4	0.8222			
5	0.9111	5	0.9000	5	0.8857	5	0.8462	5	0.7778			
6	0.8933	6	0.8800	6	0.8629	6	0.8154	6	0.7333			
7	0.8756	7	0.8600	7	0.8400	7	0.7846	7	0.6889			
8	0.8578	8	0.8400	8	0.8171	8	0.7538	8	0.6444			
9	0.8400	9	0.8200	9	0.7943	9	0.7231	9	0.6000			
10	0.8222	10	0.8000	10	0.7343 0.7714	10	0.6923	10	0.5556			
11	0.8222	11	0.7800	11	0.7486	11	0.6615	11	0.5550			
12	0.7867	12	0.7600	12	0.7257	12	0.6308	12	0.4667			
13	0.7689	13	0.7400	13	0.7029	13	0.6000	13	0.4222			
14	0.7511	14	0.7200	14	0.6800	14	0.5692	14	0.3778			
15	0.7333	15	0.7000	15	0.6571	15	0.5385	15	0.3333			
16	0.7156	16	0.6800	16	0.6343	16	0.5077	16	0. 2889			
17	0.6978	17	0.6600	17	0.6114	17	0.4769	17	0. 2445			
18	0.6800	18	0.6400	18	0.5886	18	0.4462	18以上	0.2000			
19	0.6622	19	0.6200	19	0. 5657	19	0.4154					
20	0.6445	20	0.6000	20	0.5429	20	0.3846					
21	0.6267	21	0.5800	21	0.5200	21	0.3539					
22	0.6089	22	0.5600	22	0.4971	22	0. 3231					
23	0.5911	23	0.5400	23	0.4743	23	0. 2923					
24	0.5734	24	0.5200	24	0.4514	24	0. 2615					
25	0.5556	25	0.5000	25	0.4286	25	0.2308					
26	0.5378	26	0.4800	26	0.4057	26以上	0.2000					
27	0.5200	27	0.4600	27	0.3829							
28	0.5022	28	0.4400	28	0.3600							
29	0.4845	29	0.4200	29	0. 3371							
30	0.4667	30	0.4000	30	0.3143							
31	0.4489	31	0.3800	31	0. 2914							
32	0.4311	32	0.3600	32	0.2686							
33	0.4134	33	0.3400	33	0. 2457							
34	0.3956	34	0.3200	34	0. 2229							
35	0.3778	35	0.3000	35以上	0. 2000							
36	0.3600	36	0.2800		0.200							
37	0.3423	37	0.2600									
38	0.3245	38	0.2400									
39	0.3243	39	0.2200									
40	0.3007	40以上	0.2000									
41	0.2711	サンメエ	0.2000									
41	0.2711											
I												
43	0.2356											
44	0.2178											

(2) 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷凍倉庫用のもの及び放射線放射性同位元素の放射線を直接受けるもの

(全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平11.03告示132号)

	構	造	別	区	分		
鉄骨鉄筋コンクリート	煉瓦造、コンクリート	鉄骨造	(骨	格材の関	厚	鉄骨造(骨格材の肉厚	鉄骨造(骨格材の肉厚

造 鉄筋コンクリート造		プロック造及び石造		が4mmをi	が4mmを超えるもの)		が3mmを超え4mm 以下のもの)		が3mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	
1	0.9692	1	0.9667	1	0.9636	1	0.9500	1	0.9385	
2	0.9385	2	0.9333	2	0.9273	2	0.9000	2	0.8769	
2 3	0.9077	3	0.9000	3	0.8909	3	0.8500	3	0.8154	
4	0.8769	4	0.8667	4	0.8545	4	0.8000	4	0.7538	
5	0.8462	5	0.8333	5	0.8182	5	0.7500	5	0.6923	
6 7	0.8154	6	0.8000	6	0.7818	6	0.7000	6	0.6308	
7	0.7846	7	0.7667	7	0.7455	7	0.6500	7	0.5692	
8	0.7538	8	0.7333	8	0.7091	8	0.6000	8	0.5077	
9	0.7231	9	0.7000	9	0.6727	9	0.5500	9	0.4462	
10	0.6923	10	0.6667	10	0.6364	10	0.5000	10	0.3846	
11	0.6615	11	0.6333	11	0.6000	11	0.4500	11	0.3231	
12	0.6308	12	0.6000	12	0.5636	12	0.4000	12	0.2615	
13	0.6000	13	0.5667	13	0.5273	13	0.3500	13以上	0.2000	
14	0.5692	14	0.5333	14	0.4909	14	0.3000			
15	0.5385	15	0.5000	15	0.4546	15	0.2500			
16	0.5077	16	0.4667	16	0.4182	16以上	0.2000			
17	0.4769	17	0.4333	17	0.3818					
18	0.4462	18	0.4000	18	0.3455					
19	0.4154	19	0.3667	19	0.3091					
20	0.3846	20	0.3333	20	0.2727					
21	0.3539	21	0.3000	21	0.2364					
22	0.3231	22	0.2667	22以上	0.2000					
23	0.2923	23	0.2333							
24	0.2615	24以上	0.2000							
25	0.2308									
26以上	0.2000									

(3) 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を 直接全面的に受けるもの (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号)

			構	造別	区 分				
鉄骨鉄筋コンクリート			鉄骨造(骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm 以下のもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が 3 mm以下のもの)		
径過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1 2	0. 9771 0. 9543	1 2	0.9733 0.9467	1 2	0.9714 0.9429	1 2	0.9600 0.9200	1 2	0.9467 0.8933
3	0.9343 0.9314	3	0.9200	3	0.9429	3	0.8800	3	0.8400
4	0.9086	4	0.8933	4	0.8857	4	0.8400	4	0.7867
5	0.8857	5	0.8667	5	0.8571	5	0.8000	5	0.7333
6	0.8629	6	0.8400	6	0.8286	6	0.7600	6	0.7333
7	0.8400	7	0.8133	7	0.8000	7	0.7200	7	0.6267
8	0.8171	8	0.7867	8	0.3000	8	0.6800	8	0.5733
9	0.7943	9	0.7600	9	0.7429	9	0.6400	9	0.5200
10	0.7714	10	0.7333	10	0.7143	10	0.6000	10	0.4667
11	0.7486	11	0.7067	11	0.6857	11	0.5600	11	0.4133
12	0.7257	12	0.6800	12	0.6571	12	0.5200	12	0.3600
13	0.7029	13	0.6533	13	0.6286	13	0.4800	13	0.3067
14	0.6800	14	0.6267	14	0.6000	14	0.4400	14	0.2533
15	0.6571	15	0.6000	15	0.5714	15	0.4000	15以上	0.2000
16	0.6343	16	0.5733	16	0.5429	16	0.3600	.0.2.	0.200
17	0.6114	17	0.5467	17	0.5143	17	0.3200		
18	0.5886	18	0.5200	18	0.4857	18	0.2800		
19	0.5657	19	0.4933	19	0.4572	19	0.2400		
20	0.5429	20	0.4667	20	0.4286	20以上	0.2000		
21	0.5200	21	0.4400	21	0.4000				
22	0.4971	22	0.4133	22	0.3714				
23	0.4743	23	0.3867	23	0.3429				
24	0.4514	24	0.3600	24	0.3143				
25	0.4286	25	0.3334	25	0. 2857				
26	0.4057	26	0.3067	26	0. 2572				
27	0.3829	27	0.2800	27	0. 2286				
28	0.3600	28	0.2534	28以上	0.2000				
29	0.3371	29	0.2267			_			
30	0.3143	30以上	0.2000						
31	0.2914			_					
32	0.2686								
33	0. 2457								
34	0.2229								
35以上	0.2000								

別表第14 非木造家屋部分別損耗減点補正率基準表 (略)

別表第15 耐用年数に応ずる減価率表 (略:償却資産関係)

参考:告示

○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続の一部を改正する件 (平成11年5月18日 自治省告示第132号)

自治省告示第百三十二号 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十八条第一項の規定に基づき、固定資産の評価の基準並びに評価の実施 の方法及び手続(昭和三十八年自治省告示第百五十八号)の一部を次のように改正し、<u>平成十二年度分の固定資産税から適用</u>する。 平成十一年五月十八日 自治大臣

第1章第3節一中「宅地の評価は、」を「宅地(本節四及び五に定めるものを除く。)の評価は、」に改める。 第1章第3節に次のように加える。

農業用施設の用に供する宅地の評価

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域(以下「農用地区域」と いう。) 内又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域(以下「市街化調整区 域」という。)内に存する農業用施設(農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号又は第4号に規定する施設をいう。以下本 節において同じ。)の用に供する宅地の評価は、付近の農地の価額を基準として求めた価額に当該宅地を農地から転用する場合に おいて通常必要と認められる造成費に相当する額を加えた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。 ただし、市街化調整区域内に存する農業用施設の用に供する宅地(農用地区域内に存するものを除く。)で、 当該宅地の近傍の

土地との評価の均衡上、上記の方法によつて評価することが適当でないと認められるものについては、この限りでない。

五 生産緑地地区内の宅地の評価

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区(以下「生産緑地地区」という。)の区 域内に存する宅地の評価は、当該生産緑地地区の区域内に存する同法第2条第1号に規定する農地等の価額を基準として求めた 価額に当該宅地を当該農地等から転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を加えた価額によつてその価 職権に当める方法によるものとする。ただし、生産操地法第8条第1項ただし書に規定する行為に係る宅地で、生産繰地法の区域外に存する宅地との評価の均衡上、上記の方法によつて評価することが適当でないと認められるもの又は同法第14条の規定により生産繰地地区内における行為の制限が解除された宅地については、この限りでない。 第1章第5節一を次のように改める。

鉱泉地の評価

鉱泉地の評価は、当該鉱泉地の基準年度の前年度の価額に当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度におけ る価額の前基準年度における価額に対する割合を乗じて求める方法によるものとする。ただし、新たに鉱泉地となった土地又は 上記の方法によつて評価することが適当でないと市町村長が判断した鉱泉地については、当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地と 状況が類似する温泉地に係る鉱泉地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。また、湯温又はゆう出量等に急 激な変化が生じたことにより、当該基準年度の前年度における価額を基礎として求めた価額が適当でないと認められるときは、 必要に応じ、当該価額に増減する額を加算し、又は控除した後の価額によって当該鉱泉地の基準年度の価額を求める方法による ものとする。

- 第1章第5節中二及び三を削り、四を二とする。 第1章第12節二中「第3節」の次に「一から三まで」を加える。
- 第1章第12節に次のように加える。
- 三、鉱泉地の評価において用いる当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額及び前基準年度におけ る価額は、第3節及び本節一によつて求めた評価額とする。

る価額は、第3前及び本即一によつて求めた評価額とする。 第2章第1節一中「を評点―点当りの価額に」を「に評点―点当たりの価額を」に改める。 第2章第1節二中「行なつて」を「行つて」に、「行なう」を「行う」に改める。 第2章第1節三中「評点―点当り」を「評点―点当たり」に改め、同節三2(3)中「行なう」を「行う」に改め、同節三2(4)ア (エ)及び(オ)中「かかる」を「係る」に改め、同節三2(4)イ(ア)中「単位床面積当り評点数」を「単位床面積当たり評点数」に、「かかる単位床面積当り評価見込額」を「係る単位床面積当たり評価見込額」に改め、同節三2(4)イ(ウ)中「単位床面積当り評価見込額」を「係る」に改め、同節三2(4)イ(エ)中「かかる」を「係る」に改め、同節三2(5)中「当つて」を「当たつて」に、「かかる」を「係る」に改め、同節三3(3)及び(4)中「行なう」を「行う」に改め、 る。

る。 第2章第1節四中「一棟(セカa)」を「一棟(t\teta)」に、「さしつかえない」を「差し支えない」に改める。 第2章第1節五中「一棟(t\teta)」を「一棟(t\teta)」に改める。 第2章第1節六1中「行ない」を「行い」に改め、同節六2中「かかる」を「係る」に改める。 第2章第1節七中「電気設備(ネオンサイン、投光器、スポツトライト、電話機、交換機及びタイムレコーダー等を除く。)、ガス設備、衛生設備、給排水設備、空気調和設備、消火設備、避雷設備、運搬設備、塵(じ\teta)芥(トント)処理設備等の」を「電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等の」に改める。 第2章第2節二1中「あたつては」を「当たつては」に改め、同節二1(2)中「かかる」を「係る」に改め、同節二1(3)中「一

棟(セね)」を「一棟(レヒセね)」に改め、同節二3を次のように改める。

部分別	内
(1)屋 根	建物の覆蓋(ムイホル)を構成する屋根小屋組(ヤねニヤイント)、屋根仕上(ヤねレルザ)及び屋根葺下地(ヤねムキ ltヒ)をいい、
	これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。
	ア 屋根小屋組
	種 別
	「(ア) 和小屋組 敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)(二重梁(にじゅうばり)、飛梁(とびばり)を含む。)小屋
	(かざゃぐみ) 東(こゃづか)、小屋貫(こゃぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こゃすじかい)、 母屋(もゃ)、
	棟木(センなぎ)、隅木(ナンなぎ)、谷木(たにき)、棰木(たるき)
	(イ) 洋小屋組 敷桁(しきげた)、陸梁(ろくばり)、(梁狭(はりはざま)、二重梁(にじゅうばり)、火打梁(ひうちば
	(ようごやぐみ) り)を含む。)、合掌(がっしょう)、真束(しんづか)、対束(ついづか)、 方杖(ほうづえ)、
	小屋筋違(こやがか)、母屋(もや)、棟木(かなぎ)、谷木(たにぎ)、棰木(たるき)
	イ 屋根葺仕上(やねぶきしかげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)
	裏板(ウらハヒト)(野地板(のエントト)又は野地小舞(のヒニネン)、土居葺(ヒハシキ)、(柿板(ニウトゥンセ)、檜板(ワのキンセ)、杉板(
	すぎいた)、防水紙)、瓦桟(からぎん)、土留桟(どびざん)、葺土(ふきつち)、屋根面葺仕上(やねかんさもあげ)材料、(瓦(かわら)、
	金属板、スレート、セメント瓦(約6)等)
	立例収、ハビード、ピグマール(トヤレリ) 守/

# 1	(2) 基 礎	建物を支える建物の基脚部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。
(7) 準度工事 数金融整理(はおい)、水盛(がわい)、港方(かか)、根状(な付) (分) 整要工事 20年 20年 20年 20日		新 別 内 容
(少) 無意工事		
(9) 子 壁		
特別		
(グ) 真壁(いか)、	(3) 外 壁	建物の外周壁(ホハኒゅうへき)の壁面仕上(ヘセめルኒルげ)部分とその取付下地(とりつけしたじ)部分をいい、これに含まれものは、おおむね次のとおりである。
# () 様を 体		(7) 真壁(レルカ 貫(ムセ)の二分の一、小舞(ヒミル)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆 ペ)構造 喰(レコイト)、その他各種板材等)
まれるものは、おおむね次のとおりである。		
(**) 土 台 側土台(おりだり)、関土田土台(は利きり)、火打土台(りらだり) (**) 住 租 (はいしょ) 管性(気にし)。 管性(気にし) (**) 各組壁体 上枠(かし)、野枠(たじ)、下枠(ため) (**) 各組壁体 上枠(かし)、野枠(たじ)、下枠(ため) (**) 各種と 「	4) 柱・壁 体	建物の壁体骨組(ヘネセハルはヘル)を構成する部分のうち柱及び枠組壁体(カイイタルヘネセハ)等の部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。
(r) 柱		
(9) 枠組壁体 上枠(かい)、 5枚(の)り、 胴座(どお) (2) その他 筋塞(たい)、 5枚(の)り、 胴座(どお) (3) 内 壁 間性の壁の両面、外周内壁の壁面仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおおれ次のとおりである。 (7) 真壁(心か) (4) 質(は)の二分の一、外類(注))の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆) 構造 喰(少(い)、その他各種板材等) (4) 大壁(おか 間柱(はは)、胴線(どお)、木摺(ぎわ)、防水下地、ラス、壁仕上材料() 人機造 ルンタル、漆喰(いい)、その他各種板材等) (5) 天 井 天井面の仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね 次のとおりである。 (7) 竿線天井 約木受(の(が))、 9丸(の(の))、翅縁(はりが)、 5年線(はお)、野縁(のが)、天 土板() 格天井 () 格天井 () 外末(の(の))、 週縁(はりが)、 5年線(はお)、野縁(のが)、天 () () 格天井 () か木受(の(が))、 9丸(の(の))、 週縁(はりが)、 5年線(はお)、野縁(のが)、 天 () () () () () () () () () ((ア) 土 台 側土台(がとだい)、間仕切土台(まじきりとだい)、火打土台(ひうちとだい)
(2) そ の 他		
関		
複別		(本) で り 1位 加速(アルマケ、カウス(は) ルノ、加速(C)で)
(7) 真壁(山崎	5)内 壁	間仕切壁の両面、外周内壁の壁面仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。
(4) 大壁(はか / 対接造 (()-(い)、その他各種板材等) (4) 大壁(はか / 対接造 (円)・大野(()・()・大野(()・大野(()・大野(()・大野(()・()・大野()・大野		
(4) 大壁(はか 小構造		
大		
# 別		
(7) 年級天井 (6) 天 井	天井面の仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね 次のとおりである。
(4) 格天井 (どうだんによう)		(ア) 竿縁天井 釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、廻縁(まかりぶち)、竿縁(さねぶち)、野縁(のぶち)、天
ね次のとおりである。 数居(しネロン)、鴨居(からロン)、長押(はがし)、釣束(つクが)、楣(まぐi)、窓台(まどiv)、付鴨居(つがかい)、昼客(たたない。中東(かかか)、無目(bib)、上枠(うわく)、壁枠(たてbく)、竪枠(たてbく)、下枠(したbく)、欄間(らかま)、手摺(でが)、床間(とこのま)(書院(しむいん)、脇床(わさど)を含む。) 可床(たたきが)、転床(こがしが)、東立床(つかたでが)及び階上床(かいしらが)をいい、これに含まれるものは、おむね次のとおりである。 種 別		(イ) 格天井 釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、廻縁(まかりぶち)、格縁(ごうぶち)、野縁(のぶち)、鏡
中東(なかか)、無目(bが)、上枠(ラbがく)、壁枠(たてかく)、下枠(したかく)、欄間(らんま)、手摺(てすが) 床間(とこのま)(書院(しよいか)、脇床(たきだこ)を含む。) 印床(たたきが)、転床(こがはかか)、東立床(つかたてがか)及び階上床(かいとようがか)をいい、これに含まれるものは、おむね次のとおりである。 種別 (7) 叩床(たたきがか) 地盤面に直接割栗石(かりくかい)を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。 (4) 転床(こがはゆ 玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねが)を置き渡し、その上に直接か) 床板を張つたもの。 (グ) 東立床(つか 東石(つかい)、床束(ゆかか)、根搦貫(ながらみはき)、大引受(おがきが)、てがか) 根太(なが)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等) (エ) 階上床(かじ 梁(はり)、台輪(かか)、火打(いうち)、方杖(ほうづえ)、根太(なが)、床板、床面仕上材料(畳、板張等) (エ) 階上床(かじ 梁(はり)、台輪(かか)、火打(いうち)、方杖(ほうづえ)、根太(なが)、床板、床面仕上材料(畳、板張等) (カトラの) その他工事 窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる襖(ふすま)、障子(しようび)、板下、ガラス戸、雨戸及び出入口等をいう。 (1)から(9)まで及び(11)のいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ひもし)、樋(とい)及び階目がよれた含まれる。 電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための前で表でいる。 電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための前で表でいる。 「ま準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の」を加え、「表わしているものであるから、村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用。	7)造作	建物の装飾等の目的をもつて各部構造体に取り付けられるものをいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。
		敷居(しきい)、鴨居(からい)、長押(なげし)、釣束(つりづか)、楣(まぐさ)、窓台(まどだい)、付鴨居(つけからい)、畳寄(たたみよせ中束(なかがか)、無目(むめ)、上枠(うむかく)、壁枠(たてかく)、竪枠(たてかく)、下枠(したわく)、欄間(らんま)、手摺(てすり)床間(とこのま)(書院(しよいん)、脇床(かきどこ)を含む。)
(ア) 叩床(たたきゆか) 地盤面に直接割栗石(わりくりいし)を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。 (イ) 転床(こがしゅ 玉石又はコンクリート叩きの上に根太(が)を置き渡し、その上に直接 床板を張つたもの。 (ヴ) 東立床(かた 東石(かかし)、床束(ゆかか)、根搦貫(ねがらみは)、大引(おがき)、大引受(おがき)が)、根太(なが)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等) (エ) 階上床(かじ 梁(はり)、台輪(たわも)、火打(ひうち)、方杖(ほうが)、根太(なが)、床板、床面仕上材料(畳、板張等) (エ) 階上床(かじ 梁(はり)、台輪(たわも)、火打(ひうち)、方杖(ほうが)、板戸、ガラス戸、雨戸及び出入口等をいう。 (1)から(9)まで及び(11)のいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ひむ)、樋(とい)及び階度がこれに含まれる。 電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための情報をいう。 (32章第2節二4(1)中「単位当り施工量」を「単位当り施工量」に、「あたつては」を「当たつては」に改め、同節二年標準評点数は、」の次に「基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の」を加え、「表わしているものであるから、村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用である。	8)床	叩床(ヒヒセシック)、転床(ヒクがルック)、東立床(ワッセズック)及び階上床(カパ゚ピタック)をいい、これに含まれるものは、まおむね次のとおりである。
(ア) 叩床(たたきゆか) 地盤面に直接割栗石(わりくりいし)を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。 (イ) 転床(こがしゅ 玉石又はコンクリート叩きの上に根太(が)を置き渡し、その上に直接 床板を張つたもの。 (ヴ) 東立床(かた 東石(かかし)、床束(ゆかか)、根搦貫(ねがらみは)、大引(おがき)、大引受(おがき)が)、根太(なが)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等) (エ) 階上床(かじ 梁(はり)、台輪(たわも)、火打(ひうち)、方杖(ほうが)、根太(なが)、床板、床面仕上材料(畳、板張等) (エ) 階上床(かじ 梁(はり)、台輪(たわも)、火打(ひうち)、方杖(ほうが)、板戸、ガラス戸、雨戸及び出入口等をいう。 (1)から(9)まで及び(11)のいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ひむ)、樋(とい)及び階度がこれに含まれる。 電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための情報をいう。 (32章第2節二4(1)中「単位当り施工量」を「単位当り施工量」に、「あたつては」を「当たつては」に改め、同節二年標準評点数は、」の次に「基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の」を加え、「表わしているものであるから、村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用である。		種 別 内 容
トを打つてモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。		(ア) 叩床(たたきが) 地盤面に直接割栗石(か)くかい)を敷いてつき固め、その上にコンクリー
が) 床板を張つたもの。 (ク) 東立床(つか 東石(つかし)、床束(ゆかか)、根搦貫(おがみぬき)、大引(おおびき)、大引受(おおびきうけ)、 根太(おが)、足固(あしがか)、床板、床面仕上材料(畳、板張等) (エ) 階上床(かじ 薬(はり)、台輪(かわ)、火打(りうち)、方杖(ほうび)、根太(なが)、床板、床面仕上材料(畳、板張等) (エ) 階上床(かじ 薬(はり)、台輪(かわ)、火打(りうち)、方杖(ほうび)、根太(なが)、床板、床面仕上材料(畳、板張等) (1) から(9)まで及び(11)のいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ひきし)、樋(とい)及び階段がこれに含まれる。 電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための情をいう。 (3) 全薬設備 備をいう。 (5) 全薬設備 (1) 中「単位当り施工量」を「単位当たり施工量」に、「あたつては」を「当たつては」に改め、同節二年標準評点数は、」の次に「基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の」を加え、「表わしているものであるから、村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用であり、		トを打つてモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。
(ウ) 東立床(つた		
(4) 根太(松)、足固(សいか)、床板、床面仕上材料(畳、板張等) (エ) 階上床(かに 梁(はり)、台輪(かか)、火打(ひが)、方杖(ほうが)、根太(松)、床板、床面仕上材料(畳、板張等) 窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる襖(ふな)、障子(しようじ)、板戸、ガラス戸、 雨戸及び出入口等をいう。 (1)から(9)まで及び(11)のいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ひむ)、樋(とい)及び階度がこれに含まれる。 電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための情報をいう。 (52章第2節二4(1)中「単位当り施工量」を「単位当たり施工量」に、「あたつては」を「当たつては」に改め、 同節二年標準評点数は、」の次に「基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の」を加え、「表わしているものであるから、村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用である。		(ウ) 東立床(つか) 東石(つかし) 床束(めかか) 相綴貫(かばらみかき) 大司(やおばき) 大司(やおばき)
(エ) 階上床(かに 、		
等をいう。 (1) から(9) まで及び(11) のいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ウセレ)、樋(ヒハ)及び階段がこれに含まれる。 電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための情能をいう。 (2 章第2 節二4(1) 中「単位当り施工量」を「単位当たり施工量」に、「あたつては」を「当たつては」に改め、同節二年標準評点数は、」の次に「基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の」を加え、「表わしているものであるから、村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用		(エ)階上床(カヤ゚ピ 梁(はウ)、台輪(ヒヤーb)、火打(ひウも)、方杖(ほウづセ)、根太(はゼ)、床板、床面仕
がこれに含まれる。 1) 建築設備 電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための 備をいう。 52章第2節二4(1)中「単位当り施工量」を「単位当たり施工量」に、「あたつては」を「当たつては」に改め、 同節二4 標準評点数は、」の次に「基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の」を加え、「表わしているものであるから、 村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用		
1) 建築設備 電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための 備をいう。 第2章第2節二4(1)中「単位当り施工量」を「単位当たり施工量」に、「あたつては」を「当たつては」に改め、 同節二4 標準評点数は、」の次に「基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の」を加え、「表わしているものであるから、 対の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用	0) その他工事	
§2章第2節二4(1)中「単位当り施工量」を「単位当たり施工量」に、「あたつては」を「当たつては」に改め、 同節二4 標準評点数は、」の次に「基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の」を加え、「表わしているものであるから、 村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用	11)建築設備	電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための記
標準評点数は、」の次に「基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の」を加え、「表わしているものであるから、 対の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用・		1(1)中「単位当り施工量」を「単位当たり施工量」に、「あたつては」を「当たつては」に改め、 同節二4
竹い中 エコリエ尹貞守い天思州りかし竹に必安州のるもいについしは、てい天思に週行するよりに肘安い禰止をして週用。 トオス 声「表しているものである にみみ 同飾=5(1)由「こうて」を「超うて」にみみる	「標準評点数は、	」の次に「基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の」を加え、「表わしているものであるから、
		-尹貫寺の天殿かりみし竹に必安かののものについては、ての天服に週台するよりに所安の佣止をして適用す 事しているものである - にみみ、同第二5⑴由「こうて」も「知うて」にみみる

ものとする。」を「表しているものである。」に改め、同即二5(1)中「こえて」を「超えて」に改める。 第2章第2節四1(1)中「行なう」を「行う」に、「単位床面積当り再建築費評点数」を「延べ床面積1.0m²当たり再建築費評点数」 に改め、同節四1(2)中「自治大臣が当該市町村について定める」を「「積雪地域又は寒冷地域の級地の区分」(別表第9の2)に定める市町村ごとの」に、「こえる」を「超える」に改め、同節四1(3)中「、又は」を「又は」に改め、同節四1(4)中「一棟(か)」を「一棟(か)」に改め、同節四2(2)中「あたつては」を「当たつては」に改める。 第2章第3節二1中「あたつては」を「当たつては」に改め、同節二1(2)中「かかる」を「係る」に改め、同節二1(3)中「一棟(かね)」を「一棟(ひとむね)」に改め、同節二3を次のように改める。

非木造家屋評点基準表の部分別区分

非木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

部 分 別	内容
(1) 主体構造部	(鉄骨鉄筋コンクリート造)
	骨組を鉄骨で組み、これを鉄筋で補強し、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打込んで
	硬化して構築した基礎、柱、梁(はウ)、壁体(ヘきホント)、床版(ゥウト ばム)、小屋組(ニヤイシト)、屋根版(ヤカロばム)等の主

体構造部分をいう (鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打込んで硬化して構築した基礎、 、梁(はり)、壁体(ヘきヒャ)、床版(タウルム)、小屋組(ニヤイム)、 屋根版(ヤカルム)等の主体構造部分をいう。 (鉄骨浩) 形綱と綱仮とを組合せ、ボルト接合又は熔(よウ)接によつて構築した基礎、柱、梁(はウ)、壁体(ヘきヒル)、小 屋組(ニヤイム)、屋根版(ヤカルム)等の主体構造部分をいう。 (れんが、コンクリートブロック造) れんが又はコンクリートブロックをモルタルをもつて組積し、通常鉄筋で補強した基礎、壁体(ヘラヒレ)、 床版(ゆかばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。 (2) 基礎工事 建物の荷重を支える地下構造部分を築造するための根切(ネメ゙リ)工事、建物による荷重地盤の状況に応じ て施工する杭打地業(くいうちじぎょう)及び割栗地業(わりぐりじぎょう)等をいう。 (3) 外周壁骨組 建物の外周壁(トルレルウウヘキ)の骨組で主体構造部を構成しないものをいう。 (4) 間仕切骨組 内部の各部屋を区画する間仕切の骨組をいう。 (5) 外部仕上 建物の外周壁(ホハいルウンヘキ)の仕上部分とその下地部分をいう。 (6) 内部仕上 建物の内周壁(スハレルウヘキ)の仕上部分とその下地部分をいう。 (7) 床仕上 床の仕上部分とその下地部分をいう。 (8) 天井什上 天井の仕上部分とその下地部分をいう 建物の覆蓋(ム<炒)を構成する屋根部分のうち、主体構造部に含まれる小屋組(ヒやマネシ)、屋根版(やロばル)等を 除いた屋根葺下地(やロムネ゚レル゚以、仕上部分、防水層等をいう。 (9) 屋根什上 (10) 建具 窓、出入口等の建具及びその取付枠(ヒリウイナウイ)並びにスチールシャッター等をいう。 劇場及び映画館のステージ、銀行のカウンター、金庫室等の特殊な設備及び階段の手摺(マナウ)等に別に (11) 特殊設備 装飾を施したもの等をいう。 電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設 (12) 建築設備 備をいう。 敷地の仮囲(ホウウホント)、水盛(メデセウ)、遣方(やウカホン)、足場、工事仮事務所等の建物の建築に必要な準備工事 (13) 仮設工事 又は工事中の保安のための工事をいう。 (14) その他の (1)から(13)までのいずれの部分にも含まれない木工事、金属工事等をいう。 工事

第2章第3節二4(1)中「単位当り施工量」を「単位当たり施工量」に、「あたつては」を「当たつては」に改め、同節二4(2)中「標準評点数は、」の次に「基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の」を加え、「表わしているものであるから、各市町村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用するものとする。」を「表しているものである。」に改める。

第2章第3節二4(4)を次のように改める。

(4) 各部分別に再建築費評点数を求める場合において、使用資材等の数量が明確なときは、「単位当たり評点数」(別表第12の2) に掲げる評点数に当該使用資材等の数量を乗じて求めるものとする。

第2章第3節二5(1)中「こえて」を「超えて」に改める。

第2章第3節三1(1)中「行なう」を「行う」に改め、同節三1(2)中「煉瓦造」を「れんが造」に改め、同節三1(3)中「、又は」を「又は」に改め、同節三1(4)中「一棟(th)」を「一棟(th)」という。

第2章第4節を次のように改める。

第4節 経過措置

- 一 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度における家屋の評価に限り、別表第9の2で指定する市町村が関係 する廃置分合又は境界変更があつた場合は、第2節四1(2)及び第3節三1(2)の規定の適用に当たつては、 当該廃置分合又は 境界変更に関係する当該廃置分合又は境界変更前の市町村ごとの別表第9の2の級地の区分によるものとする。
- 二 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、第1節三にかかわらず、1円に(1)に定める「物価水準による補正率」と(2)に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額(小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。)を基礎として市町村長が定めるものとする。
 - (1) 物価水準による補正率

木造家屋

指定市は、次表に掲げる率によるものとする。なお、指定市以外の市町村にあつては、原則として、当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札青盛仙秋山福水宇前浦千幌森岡台田形島戸宮橋和葉市市市市市市市市市市市市市	1. 00 0. 90 0. 90 0. 95 0. 90 0. 90 0. 90 0. 95 0. 95 0. 95 0. 95	特横新富金福甲長岐静名津別浜鴻山沢井府野阜岡屋区市市市市市市市市市市市市市市	1. 00 1. 00 0. 90 0. 90 0. 90 0. 90 0. 90 0. 90 0. 90 0. 95 1. 00 0. 95	大京大神奈和鳥松岡広山徳 本都阪戸良歌取江山島口島 市市市市市市市市市市市市市市市	0. 95 1. 00 1. 00 1. 00 0. 95 0. 95 0. 90 0. 90 0. 95 0. 95 0. 95 0. 95	高松高福佐長熊大宮鹿那松山知岡賀崎本分崎児覇市市市市市市市市市市市市市市市	0. 90 0. 90 0. 90 1. 00 0. 90 0. 90 0. 90 0. 90 0. 90 0. 90 0. 90

② 非木浩家屋

全市町村を通じて1.00とする。

(2) 設計管理費等による補正率

全市町村を通じて木造家屋1.05、非木造家屋1.10とする。 ただし、木造家屋及び非木造家屋とも床面積が10m2以下の簡易

な構造を有する家屋については設計管理費等による補正率は1.00とする。 固定資産税に係る平成12年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げる(1)又は(2)のいずれか低い価額によつてその 価額を求めるものとする。 (1) 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額 (2) 当該家屋の平成11年度の価額(平成11年1月2日以降に、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情がある家屋 にあつては、これらの事情によつて増減する額を加算し、又は控除した後の価額) | 市町村長は、三によつて固定資産税に係る平成12年度における各個の家屋の価額を求めることが、市町村の廃置分合又は境界変更があつたことにより当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合その他固定資産税の課税 上極めて不適当と認められる場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、当該家屋の平成11年 度の価額を著しく超えない範囲内において、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものと する 別表第5及び別表第6を次のように改める。 別表第5及び別表第6 削除 別表第8を次のように改める 別表第8 木造家屋再建築費評点基準表 専用住宅用建物 ※略:上記評価基準と同じ 専用住宅用建物以外の建物 自治大臣は、次に掲げる建物について、1専用住宅用建物の例によって、木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県 庁に備え置いて供覧するものとする。 (1) 共同住宅及び寄宿舎用建物 (2) 併用住宅用建物 (3)農家住宅用建物 (4) 酪農舎用建物 (5) ホテル、団体旅館及び簡易旅館用建物 (6) 普通旅館及び料亭用建物 (7) 事務所及び銀行用建物 (8) 店舗用建物 (9) 劇場用建物 (10) 公衆浴場用建物 (11) 病院用建物 (12)工場用建物 (13) 倉庫用建物 (14) 附属家用建物 (15) 簡易附属家用建物 (16) 土蔵用建物 別表第91中 76,000点以上 119,000点以上 47,000点未 47,000点以上 76,000点以上 117,000点以上 47,000点未 47,000点以上 76,000点未満 119,000点未満 75,000点未満 117,000点未満 潚 潚 に改め、同表2中「漁業者住宅、農家住宅及び養蚕住宅用建物」を「農家住宅用建物」に改め、 | 52,000点未 | 52,000点以上 | 90,000点以上 | 117,000点以上 を 51,000点未 51,000点以上 89,000点以上 115,000点以上 90,000点未満 117,000点未満 満 |89,000点未満||115,000点未満 に改め、同表3中「ホテル、旅館、料亭及び待合用建物」を「ホテル、旅館及び料亭用建物」に改め、 48,000点以上 78,000点以上 125,000点以上 157,000点以上 48,000点未満 な 78,000点未満 125,000点未満 157,000点未満 Γ 48,000点未満 48,000点以上 77,000点以上 123,000点以上 154,000点以上 123,000点未満 77,000点未満 154,000点未満 に改め、同表4中 47,000点未 47,000点以上 76,000点以上 117,000点以上 を 47,000点未 47,000点以上 75,000点以上 115,000点以上 |76,000点未満||117,000点未満 |75,000点未満||115,000点未満 満 に改め、同表5中「劇場、映画館及び病院用建物」を「劇場及び病院用建物」に改め、 47,000点未 47,000点以上 76,000点以上 117,000点以上 47,000点未 47,000点以上 75,000点以上 115,000点以上 を 76,000点未満 117,000点未満 |75,000点未満||115,000点未満 に改め、同表6中 を 66,000点未満 66,000点以上 90,000点以上 65,000点未満 65,000点以上 89,000点以上 90,000点未満 89,000点未満 に改め、同表7中 32,000点未 32,000点以上 40,000点以上 32,000点未 32,000点以上 40,000点以上 |52,000点以上 を 51,000点以上 40,000点未満 52,000点未満 40,000点未満 51,000点未満 に改め、同表8中 61,000点以上 148,000点以上 62,000点未満 62,000点以上 151,000点以上 を 61,000点未満 151,000点未満 148,000点未満 に改める。

- 39 -

別表第9の次に次の一表を加える。

別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分

※略:上記評価基準と同じ

別表第121を次のように改める。

事務所、店舗、百貨店用建物

※略:上記評価基準と同じ

別表第12の次に次の一表を加える。 別表第12の2 単位当たり評点数

※略:上記評価基準と同じ

別表第134中「百貨店、ホテル、旅館、料亭、待合、劇場及び娯楽場用建物」を「百貨店、ホテル、劇場及び娯楽場用建物」に 改め、同表7(2)中「放射線」を「放射性同位元素の放射線」に改める。

備考 評価基準 №22平成11年5月18日告示第1321号一部改正·主要部分新旧対照表

改正後(No.22 平成11年05月18日告示第132号一部改正)

第4節 経過措置

- 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度に おける家屋の評価に限り、別表第9の2で指定する市町村が関 係する廃置分合又は境界変更があつた場合は、第2節 四1(2) 及び第3節 三1(2)の規定の適用に当たつては、当該廃置分合 又は境界変更に関係する当該廃置分合又は境界変更前の市町村 ごとの別表第9の2の級地の区分によるものとする。
- 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度に おける家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、第1節三 にかかわらず、1円に(1)に定める「物価水準による補正率」と (2)に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額(小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。) を基礎として市町村長が定めるものとする。
 - (1) 物価水準による補正率
 - ① 木造家屋

指定市は、次表に掲げる率によるものとする。なお、指 定市以外の市町村にあつては、原則として、当該市町村の 所在する都道府県における指定市の率によるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札青盛仙秋山福水宇前浦市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	1.00 0.90 0.90 0.95 0.90 0.90 0.95 0.95 0	特横新富金福甲長岐静名別浜鴻山沢井府野阜岡屋区市市市市市市市市市市市市市市	1.00 1.00 0.90 0.90 0.90 0.90 0.90 0.90	大京大神奈和鳥松岡広山津都阪戸良山取江山島口市市市市市市市市市市市市市市市市市市	0.95 1.00 1.00 1.00 0.95 0.95 0.90 0.95 0.95	高松高福佐長熊大宮鹿那松山知岡賀崎本分崎鳧覇市市市市市市市市市市市市市市市	0.90 0.90 0.90 1.00 0.90 0.90 0.90 0.90
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90	335-463-10	

② 非木造家屋

全市町村を通じて1.00とする。 (2) 設計管理費等による補正率

全市町村を通じて木造家屋1.05、非木造家屋1.10とする。 ただし、木造家屋及び非木造家屋とも床面積が10m²以下の簡 易な構造を有する家屋については設計管理費等による補正率 は1.00とする。

- 固定資産税に係る平成12年度における在来分の家屋の評価に 限り、次に掲げる(1)又は(2)のいずれか低い価額によつてその 価額を求めるものとする。
 - (1) 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額
 - (2) 当該家屋の平成11年度の価額(平成11年1月2日以降に 家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情がある 家屋にあつては、これらの事情によつて増減する額を加算し、 又は控除した後の価額)
- 四 市町村長は、三によつて固定資産税に係る平成12年度における各個の家屋の価額を求めることが、市町村の廃置分合文は境 界変更があつたことにより当該市町村を通じて固定資産税の課 税上著しく均衡を失すると認められる場合その他固定資産税の **課税上極めて不適当と認められる場合においては、第1節から** 本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、当該家屋の平 成11年度の価額を著しく超えない範囲内において、各個の家屋 <u>相互間の</u>価額との均衡を考慮してその価額を求めることができ るものとする。

改正前(No.21 平成10年03月16日告示第87号一部改正後)

第4節 経過措置

固定資産税に係る平成9年度から平成11年度までの各年度に おける家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、第1節三 にかかわらず、自治大臣が別に指示する金額を基礎として市町 村長が定めるものとする。

- 固定資産税に係る平成9年度における在来分の家屋の評価に 限り、次に掲げる(1)又は(2)のいずれか低い 価額によつてそ の価額を求めるものとする。
 - (1) 第1節から本節一までによつて求めた家屋の価額
 - (2) 当該家屋の平成8年度の価額(平成8年1月2日以降に、 家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情がある 家屋にあつては、これらの事情によつて増減する額を加算し、 又は控除した価額) 市町村長は、二によつて固定資産税に係る平成9年度におけ
- る各個の家屋の価額を求めることが、市町村の廃置分合又は境 界変更があつたことにより当該市町村を通じて固定資産税の課 税上著しく均衡を失すると認められる場合その他固定資産税の 課税上極めて不適当と認められる場合においては、第1節から 本節一までによつて求めた家屋の価額に基づき、当該家屋の平 成8年度の価額を著しく超えない範囲内において、各個の家屋 相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができ るものとする。

別表第8 木造家屋再建築費評点基準表

1専用住宅用建物_

2 専用住宅用建物 以外の建物

自治大臣は、次に掲げる建物について、1専用住宅用建物 ____の例によって、木造家屋再建築費評点基準表を定め、 各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。

(1) 共同住宅及び寄宿舎用建物

別表第8 木造家屋再建築費評点基準表

1 専用住宅用建物普通建

(表略)

2 専用住宅用建物普通建以外の建物

自治大臣は、次に掲げる建物について、 1 専用住宅用建物 <u>普通建</u>の例によつて、木造家屋再建築費評点基準表を定め、 各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。

(2) 併用住宅用建物 (不明) (3) 農家住宅用建物 (不明) (4) 酪農舎用建物 (不明) (5) ホテル、団体旅館及び簡易旅館用建物 (不明) (7) 事務所及び銀行用建物 (不明) (8) 店舗用建物 (不明) (9) 劇場用建物 (不明) (10) 소衆浴場用建物 (不明) (11) 病院用建物 (不明) (12) 工場用建物 (不明) (13) 倉庫用建物 (不明) (14) 附属家用建物 (不明) (15) 簡易附属家用建物 (不明) (16) 土蔵用建物 (不明)	(2) 専用住宅用建物長屋建 (不明) (3) 共同住宅用建物 (不明) (4) 寄宿舎用建物 (不明) (5) 併用住宅用建物 (不明) (6) 漁業者住宅用建物 (不明) (7) 農家住宅用建物 (不明) (8) 養蚕住宅用建物 (不明) (10) 蚕室用建物 (不明) (11) 煙草乾燥場用建物 (不明) (12) ホテル用建物 (不明) (13) 普通旅館、料亭用建物 (不明) (14) 団体旅館用建物 (不明) (15) 簡易旅館用建物 (不明) (16) 待合用建物 (不明) (17) 事務所用建物 (不明) (18) 銀行用建物 (不明) (19) 店舗用建物 (不明) (20) 劇場用建物 (不明) (21) 映画館用建物 (不明) (22) 公衆浴場用建物 (不明) (23) 病院用建物 (不明) (24) 工場用建物 (不明) (25) 倉庫用建物 (不明) (26) 附属家用建物 (不明) (27) 簡易附属家用建物 (不明) (28) 土蔵用建物 (不明)
別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表 1 事務所、店舗、百貨店用建物 (表略) 2 事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物 自治大臣は、次に掲げる建物について、1 事務所、店舗、 百賀店用建物の例によって、非木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて便覧するものとする。 (1)住宅、アパート用建物 (不明) (2)病院、ホテル用建物 (不明) (3)劇場、娯楽場用等のホール型建物 (不明) (4)銀行用建物 (不明) (5)工場、倉庫、市場用建物 (不明) (6)水力発電所用建物 (不明) ア 発電機室関係建物 (不明) イ 配電機室関係建物 (不明) イ 配電機室関係建物 (不明) (7)住宅用コンクリートブロック造建物 (不明) (8)軽量鉄骨造建物 (不明) ア 住宅、アパート用建物 (不明) ア 住宅、アパート用建物 (不明) ウ 事務所、店舗、百貨店等建物 (不明)	別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表 1 事務所、店舗、百貨店用建物 (表略) 2 事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物 自治大臣は、次に掲げる建物について、1 事務所、店舗、百賀店用建物の例によって、非木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。 (1) 住宅、アパート用建物 (不明) (2) 病院、ホテル用建物 (不明) (3) 劇場、娯楽場用等のホール型建物 (不明) (4) 銀行用建物 (不明) (5) 工場、倉庫、市場用建物 (不明) (6) 水力発電所里建物 (不明) (7) 住宅用コンクリートブロック造建物 (不明) (7) 住宅用コンクリートブロック造建物 (不明) (7) 住宅用コンクリートブロック造建物 (不明) (7) 住宅用コンクリートブロック造建物 (不明) イ 配電機室関係建物 (不明) イ 工場、倉庫、市場用建物 (不明) イ 工場、倉庫、市場用建物 (不明) ウ 事務所、店舗、百貨店等建物 (不明)